

平成27年5月29日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

10番 沖津一博 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草薙和男	教育長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 長事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	局長 補佐	渡邊拓也	総務 係長

議事日程第1号 第2回定例会
平成27年5月29日(金) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第133回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 平成28年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (3) 平成26年度寒河江市土地開発公社決算及び平成27年度寒河江市土地開発公社予算について
- (4) 平成26年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成27年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 議会案第2号 寒河江市議会会議規則の一部改正について
- 〃 8 議案説明
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 11 報告第7号 平成26年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 12 質疑
- 〃 13 議第42号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 14 議第43号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 15 議第44号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 16 議第45号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 17 議第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 18 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- 〃 19 議第48号 平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 20 請願第2号 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉における国会決議の厳守を求める請願
- 〃 21 請願第3号 TPP交渉に関する請願
- 〃 22 請願第4号 TPP交渉に関する国会決議の実現に関する請願

- 日程第 2 3 請願第 5 号 雇用の安定を求める請願
〃 2 4 請願第 6 号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願
〃 2 5 請願第 7 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2 0
1 6 年度政府予算に係る請願
〃 2 6 請願第 8 号 「戦争法」に反対する請願
〃 2 7 議案説明
〃 2 8 監査委員報告
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

会議録署名議員指名

開 会 午前 9 時 3 0 分

○**國井輝明議長** おはようございます。

寒河江市は、さくらんぼの実が色づき始め、「日本一さくらんぼの里」が最も輝く季節を迎えようとしております。

当議会におきましても、今 6 月定例会を「さくらんぼ議会」と銘打ち、「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」を全国に発信してまいります。

ただいまから平成 27 年第 2 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関等により撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の欠席通告議員は 10 番沖津一博議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により議長において、3 番佐藤耕治議員、15 番内藤 明議員を指名いたします。

会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第 2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成 27 年第 2 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 5 月

26日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数等を勘案し、本日から6月12日までの15日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますよ

うお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの15日間と決定しました。

第2回定例会日程

平成27年5月29日(金)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
5月29日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、議案上程、議案説明、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、同説明、監査委員報告	議 場
5月30日(土)		休 会		
5月31日(日)		休 会		
6月1日(月)		休 会 (議案調査)		
6月2日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月3日(水)		休 会 (議案調査)		
6月4日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月5日(金)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、正副委員長の互選、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	予算特別委員会正副委員長の互選結果報告	議 場
	本会議終了後	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
厚生文教常任委員会分科会		付 託 案 件 審 査	第4会議室	
6月6日(土)		休 会		
6月7日(日)		休 会		
6月8日(月)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室

月 日	時 間	会 議		場 所
6月 9日 (火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
6月10日 (水)	休 会 (事 務 処 理)			
6月11日 (木)	休 会 (事 務 処 理)			
6月12日 (金)	午後1時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 第133回山形県市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○**國井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 平成28年度国県に対する重要事業の要望事項について、(3) 平成26年度寒河江市土地開発公社決算及び平成27年度寒河江市土地開発公社予算について、(4) 平成26年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成27年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 皆様、おはようございます。

平成27年第2回定例会の開会に当たりまして、まず3月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について申し上げたいと思います。

さくらんぼ議会ということですので、

初めにことしのさくらんぼの作柄状況、そして消費宣伝への取り組みなどについて御報告申し上げたいと思います。

これから「日本一さくらんぼの里さがえ」が最も輝きを増す季節を迎えるわけでありまして。来る6月1日には観光さくらんぼ園が開園されます。多くの皆様が寒河江市の魅力を求めてお越しになることを期待したいというふうに思っております。

まず、さくらんぼの作柄についてであります。ことしは春から温暖な天候が続き、開花日が平年よりも1週間、昨年よりも3日程度早まりました。その後の高温、乾燥により、ハウス栽培ではうるみ被害が予想されたため、園地へのかん水について関係機関とともに呼びかけてまいりました。

5月19日に実施された寒河江西村山管内での調査では、1花叢当たりの着果数は1.6と、平年の1.7を下回りましたが、収穫量はほぼ平年並みと見込まれております。

また、5月25日に実施されました県のさくらんぼ作柄調査の結果によりまして、収穫量は平年並みであります。4月9日に生育が早い地域や品種に霜の被害が発生しており、園地により着果量の差が大きいと発表されております。今後、収穫までの農家の皆様の高品質生産に向けた取り組みに期待するところでございます。

消費宣伝への取り組みといたしましては、去る4月14日、東京都の大田市場におきまして、寒河江産ハウスさくらんぼのトップセールスを行ってきたところであります。今後も寒河江産さくらんぼがより高値で取引されますよう、関係団体とともに市場関係者にPRするとともに、ことしもまたさくらんぼの季節がやってきたことを東京、大阪を初め全国に向けプロモーションしてまいりたいと考えているところであります。

さらに、紅秀峰のブランド化を目的に、3年目となります台湾への試験輸出に加えて、今年度新たにマレーシアへの試験輸出を行うなど、海外に向けた消費拡大の戦略を推進してまいり所存であります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

5月27日発表の国の5月の月例経済報告では、景気は緩やかな回復基調が続いているとしており、4月報告とほぼ同様の内容となっておりますが、個人消費は持ち直しの兆しが見られるとしており、前月より前向きな表現となっております。

山形労働局発表の4月の県内有効求人倍率は1.10倍で、ハローワーク寒河江管内においても0.92倍と、1倍に近い高い水準となっております。中でも正社員に係る有効求人倍率は0.56倍と、前年同月比0.05ポイント増となっております。

また、3月末時点での西村山管内高校新卒者の就職内定率は100%で、4年連続100%を達成しているところであります。

一方、寒河江中央工業団地への企業誘致につきましては、昨年4月に誘致をいたしました東京都内に本社のある道路貨物運送会社がことし7月初めから事業を開始する予定でございます。

また、寒河江西村山農協関連では、仮称であります但馬農機センター、新車両センター、中央工業団地セルフサービスステーションの新

築工事が始まり、11月の事業開始に向けて準備が進められていると聞いているところでございます。

国の雇用情勢は改善傾向にありますが、今後とも社会経済情勢の変化に対応した効果的かつ効率的な雇用対策を推進していくとともに、引き続き企業誘致活動に積極的に取り組んでまいり考えであります。

次に、寒河江さくらんぼ商品券発行事業について申し上げます。

国の交付金を活用して、市内商工関係団体で組織された実行委員会によりまして、地元消費の喚起、地域経済の活性化及び子育て世帯を応援することを目的に総額3億円のプレミアムつき商品券をこのたび発行いたしました。プレミアム率は一般分が20%、子育て応援分が30%で、4月18日から販売し、一般分については3日間で完売、子育て応援分につきましては対象者に順次販売を進めているところでございます。

なお、商品券は5月27日までの累計で販売額の約46%が使用されております。市内での消費喚起が大いに期待されているところでございます。

次に、子育て関連事業について申し上げます。

寒河江中部小学校区の学童保育であります第一、第二わんぱくクラブについては、施設の老朽化などに伴い、移転に向けて六供町地内に進めてきた施設の新築工事が完成をし、4月4日に開所式を行い、現在103名の児童が放課後の充実した生活を送っているところであります。今年度はさらに第三わんぱくクラブの施設を同敷地内に整備してまいり予定であります。

また、最上川ふるさと総合公園内にこのたび最上川の水面をイメージした大型遊具「みなもネット」が完成いたしました。4月10日にオープンセレモニーを行ったところであります。今後も幼児から小学生までの幅広い年齢層の子供たちの健やかな成長を育むとともに、最上川ふ

るさと総合公園、チェリークア・パークの魅力アップに努めてまいります。

次に、地方創生に向けた取り組みについて申し上げます。

昨年末に、国においては「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定いたしました。これを受けまして、寒河江市におきましては4月より「さがえ未来創成課」を新設して、本年度策定予定の次期振興計画と連動して、地方版総合戦略となる「さがえ未来創成戦略」を10月まで策定する考えで、鋭意取り組んでいるところでございます。

戦略の策定に向けましては、今年18日に庁内の推進組織であります「さがえ未来創成戦略推進本部」を立ち上げ、さらに22日には民間人など23名で構成する「さがえ未来創成戦略に係る外部有識者会議」を開催し、今後さまざまな角度から将来人口や戦略を検討していただき、成果目標を定めた実効性のある戦略を策定し、人口減少克服や地域活性化に向け取り組んでまいります。

以上、3月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

次に、平成28年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告を申し上げます。

平成28年度の要望事項については、地方財政の充実・強化を初め、子育て支援策の充実についてなど合計で39件でございます。

詳細につきましては、去る5月21日の議会全員協議会で御説明を申しあげたところでございますので、お手元の別冊資料により御報告にかえさせていただきたいと存じております。

次に、平成26年度寒河江市土地開発公社決算及び平成27年度寒河江市土地開発公社予算につ

いて御報告を申し上げます。

初めに、平成26年度事業報告及び決算でございますが、委託事業においてはチェリークア・パーク整備用地事業で民活エリア用地1区画とのり面用地の処分を行っております。また、自主事業においては寒河江中央工業団地第4次用地造成事業で造成工事及び消火栓設置工事などを行うとともに、中央工業団地2区画と住宅団地1区画、代替地1区画を処分しております。この結果、収益合計では4億1,557万3,062円、費用合計では4億217万3,453円となり、1,339万9,609円の当期純利益となっております。

次に、平成27年度の事業計画及び予算でございますが、土地開発公社の設立目的と役割を認識し、委託事業並びに自主事業を推進することにしております。特に、公社保有地の処分に重点を置くとともに、寒河江中央工業団地第4次用地造成事業については引き続き企業の立地動向を見きわめながら、オーダーメイド方式により進めていくこととしております。これに伴う収益的支出予算として32億1,289万6,000円を、また資本的支出として53億7,916万8,000円がそれぞれ計上されているところでございます。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

次に、平成26年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成27年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告を申し上げます。

平成26年度につきましては、指定管理者として各種スポーツ教室の開催やスポーツ講習指導要請にも積極的に応えるとともに、寒河江市総合スポーツクラブ「アスポートさがえ」の運営支援を行いながら、生涯スポーツの普及振興に努めてきたところでございます。

その結果、利用者数は約12万9,200人で、当期収入合計6,663万4,000円、当期支出合計6,554万4,000円となり、当期収支差額として

109万円が計上されているところでございます。

また、平成27年度につきましては、指定管理者として各施設の管理運営業務を円滑に行い、市民がスポーツに親しむ機会をより多く提供するため、予算総額6,677万8,000円を計上しているところでございます。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございますので、よろしく願い申しあげます。

以上の2件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告申しあげるものでございます。

以上でございます。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 平成28年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(3) 平成26年度寒河江市土地開発公社決算及び平成27年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(4) 平成26年度一般財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成27年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○**國井輝明議長** 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者1名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第7、議会案第2号寒河江市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第8、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会案第2号寒河江市議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげるものでございます。

なお、賠償金については全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から補填されるものでございます。

次に、平成26年度補正予算で繰越明許の手續をとりました報告第7号平成26年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

地域消費喚起推進事業などの平成27年3月補正予算に係る事業費や、山西米沢線整備事業費など4億4,762万6,822円を平成27年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申しあげるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第10、報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について及び日程第11、報告第7号平成26年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2案件を一括議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 市長から説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** まず、報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

ことし5月1日午前9時ごろに、三泉小学校グラウンド内において除草作業中、駐車していた車にはねた小石が当たり、車が破損した事故

質疑

○**國井輝明議長** 日程第12、これより質疑に入ります。

初めに、報告第6号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第7号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第13、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)から、日程第26、請願第8号「戦争法」に反対する請願までの14案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第27、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 最初に、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、曙町コミュニティーセンター建設に係る公民館整備事業費などを追加し、中央工業団地第1号公園を整備する公園整備事業費を計上するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ8,138万2,000円を追加し、予算総額を156億7,138万2,000円とするものでございます。

次に、議第43号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険特別会計の財政基盤強化を図り、安定した国保運営を期するために給付基金積立金を追加するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算総額を47億9,718万5,000円とするものでございます。

次に、議第44号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

診療報酬の算定方法の一部を改正する厚生労働省告示及び国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項の整理を行うため所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第45号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

国民健康保険事業の運営に必要な歳入を確保するため、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る各案分率について所要の改正をしようとする

るものでございます。

次に、議第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備につきましては、第8期辺地総合整備計画に基づき実施しているところでありますが、市道整備を行う必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、田代辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを御説明申し上げます。

浄化センターの汚泥脱水設備の建設工事の協定を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

次に、議第48号平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

西村山地区視聴覚教育協議会の廃止に伴い、西村山地区視聴覚教育協議会規約第23条第2項の規定により、平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算について議会の認定を経ようとするものでございます。

以上、7案件を御提案申しあげましたので、よろしく御審議の上、御可決、御認定くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

以上でございます。

監査委員報告

○**國井輝明議長** 日程第28、監査委員報告であります。

議第48号平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の報告を求めます。大沼代表監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○大沼孝一郎監査委員 議第48号平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定についてに係る審査意見書につきまして、監査委員を代表して私から御説明を申し上げます。

審査の対象につきましては、平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算であります。

審査の方法につきましては、記載の内容により実施をいたしました。

審査の結果についてであります。審査に付されました決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認めました。

以上でございます。

散 会 午前10時04分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成27年6月2日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

10番 沖津一博 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創成 課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第2号 第2回定例会
平成27年6月2日(火) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○国井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開します。

本日の欠席通告議員は、10番沖津一博議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○国井輝明議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望します。

一般質問通告書

平成27年6月2日(火)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	マイナンバー制度 について	(1) 制度導入までのスケジュールについて ア スケジュールについて イ 条例改正の必要性について ウ 10月予定の個人番号の市民への通知方法について エ 通知カードが届かなかった市民への対応について オ 本人の確認の方法について	7番 太田芳彦	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	国勢調査について	(2) 制度導入の効果について ア 他の制度との連携について (3) 情報漏えい対策について 調査方法について (1) 調査概要について (2) 調査区数と調査員数について (3) インターネット回答について (4) 外国人世帯への対応について		市長
3	市道の整備について	(1) 県道皿沼河北線と国道112号を結ぶ市道谷地田五反線の舗装について (2) 今後の見通しについて	9番 阿部 清	市長
4	一級河川である沼川下流の河川敷管理について	(1) 河川敷の草刈りについて (2) 護岸整備について		市長
5	国民健康保険税の負担軽減について	(1) 国庫負担のたび重なる削減による国保会計及び被保険者への影響について (2) 国保財政が危機的な状況にある時こそ、一般会計の財政調整基金からの大幅な繰り入れを実施すべきことについて (3) 国民健康保険を都道府県単位に移行させることについて	6番 遠藤 智与子	市長
6	子育て支援の一層の充実のために	子どもの医療費無料化を18歳（高校3年）まで引き上げることについて		市長
7	未来創成戦略とさくらんぼの都市独自の観光・農業の振興策について	(1) 原発事故による風評被害対策及びTPP対策の現状について (2) さくらんぼ農家（生産人口）の現状・未来と今後の後継者育成対策について (3) 観光客誘致のイメージアップと効果的な交流人口拡大に向けて (4) 道の駅周辺の環境整備について (5) 県の「世界一さくらんぼ」等次世代プロジェクトとの連携について	4番 渡邊 賢一	市長
8	若者定住のための	(1) 企業誘致の現状と雇用創出について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	雇用創出と健康で安心して働き続けられる職場の拡大について 防災・減災対策と安全安心のまちづくり推進について	て (2) バイオマスエネルギーなどを利用した持続可能な資源活用の企業誘致と産業育成に向けて (3) 市内企業における育児休業など子育て支援制度の取得拡大に向けて (4) 市職員の心身の健康増進と労働条件改善に向けて (1) 袋小路の除雪対策及び空き家・空き地の利活用について (2) 上記対象不動産の固定資産税等の減免特例制度新設について (3) 自主防災組織整備の現状と防災訓練の実施に向けて (4) 一人暮らし老人の救命救急体制整備について (5) 公民館整備事業等の現状について (6) 建築基準法に基づく地区公共施設の耐震化及びバリアフリー化の現状について (7) 高齢者・障がい者のための公共施設の簡易リフォームについて		市長 教育長
10	戦後70年の節目にあたる今年度の平和行政推進について	(1) 非核平和都市宣言当時からこれまでの平和行政の取り組みについて (2) 防空壕や戦時中の貴重な資料など歴史的文化遺産等の保存について (3) 戦争体験者から語り継がれる史実の記録・保存について (4) 小中学生に対する「昭和の歴史」教育と平和教育のさらなる推進に向けて		市長 教育長

○太田芳彦議員 おはようございます。

本日、トップを切って質問をさせていただきます。

5月29日は議会初日で、寒河江市らしく「さくらんぼ議会」をスタートしたわけでありませ

太田芳彦議員の質問

○國井輝明議長 通告番号1番、2番について、7番太田芳彦議員。

けれども、次の日の新聞では今年度から議員もさくらんぼのネクタイを締めて開会したとの報道がなされ、寒河江市のアピールになったと喜んでいただいておりますが、帰宅しましたら親戚より電話がありまして、あしたからさくらんぼの収穫を始めるから朝4時半集合とのこととで招集がかかりまして、園地に伺ったところ、昨年より4日早いとのこととありまして、やや小ぶりではありましたが、色づきのよいさくらんぼでありました。

それでは、最初に通告番号1番、マイナンバー制度について質問をさせていただきます。

既に皆様も御承知のように、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法が成立しました。国民一人一人に番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理することになります。

ことしの10月にマイナンバー、いわゆる個人番号が全国民に通知され、平成28年からは社会保障、税、災害対策の行政手続等で利用することが法律で決まっています。そして、平成29年1月からは国の行政機関の間で情報連携が始まり、平成29年7月からは地方公共団体も含めた情報連携の開始、さらに民間も含め広範囲で活用されることが想定されています。

このマイナンバーへ自治体が対応しなくてはならないのは、介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険、児童手当、住民基本台帳、生活保護、保育園保育料、地方税などがあり、事務的な作業として宛て名システムも対応する必要がありますが出てきています。これまでに住民基本台帳法改正や後期高齢者医療制度の導入など大きな制度変更がありましたが、これらに比べても影響範囲はかなり大きくなる制度と言えます。

内閣官房のサイトにあります地方公共団体向けFAQの最新版を見ますと、マイナンバー導入に向けて地方公共団体はまず何をすべきかの

問いに対しては、まず庁内の体制整備を行う必要があると書いてありましたが、本市におかれましてはその辺はしっかり整備されていると認識しているところでございます。

それから、特定個人情報の保護措置を定めるための条例を平成27年10月までに定めること、独自利用事務を実施する場合は、平成27年10月ごろには条例を制定していくことなども示されています。つまり、ことしの9月議会には遅くとも条例案を上程していなくてはならないことになります。

さらに、マイナンバーの利用は市だけではなく将来的には民間事業者においても利用することが予想されますので、今回の質問を行うものです。

マイナンバー法の内容については御承知かと思っておりますので省略しますが、同様の制度はアメリカやカナダ、イギリス、オランダ、スウェーデン、フィンランド、オーストラリア、韓国なども導入され、インドでも導入が始まっています。日本では、徴税や資産を把握することが主目的と考えられた側面や、国が国民を統制するかのよう問題視する意見もあることは承知していますが、成立した法律の第1条には行政運営の効率化と国民の利便性の向上と目的が書かれており、この2点を重要視して対応すべきだと考えます。

今後、税収が大幅にふえる見込みがない中、社会保障費がふえていくことが想定されています。一方で、市職員の業務もふえている状況もあります。マイナンバーにより、行政運営が効率化できるのであれば、経費削減、業務改善が期待でき、削減ができた財源、人的資源を新たな住民サービスへ向けることも可能となります。行財政改革のツールになることも期待ができます。現時点でマイナンバーの活用範囲、特に自治体でどこまで活用できるかが明確でなく、個人情報をもどのように守るかなどの課題が多いこ

とは理解していますが、今後の時代を考え、行政の効率化、市民利益が増すことを第一に考え、取り組むべきと考えます。

以上のことから、何点か質問をさせていただきます。

初めに、制度導入までのスケジュールについて伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田議員からはマイナンバー制度導入までのスケジュールということでお尋ねがありましたので、お答えをしたいと思います。

太田議員からの今の質問の中にもありますが、ことしの10月から順次寒河江市に住民登録されている方お一人お一人に、マイナンバーの通知カードと個人番号カードの申請書が送られるということになっております。それに基づきまして、個人番号カードの交付を希望された方へのカードの交付が始まってまいります。そして、今御質問にもありましたが社会保障、それから税、そして災害対策など、法律で定められている分野での個人番号の利用というものが来年の1月から始まっていくということになっております。

そして、29年1月からは国の行政機関同士の情報連携が始まり、またその年の7月ごろをめぐりに地方公共団体などの情報連携についても開始されるということになっております。

概括的にスケジュールを申しあげると以上のような流れになっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

次に、今後条例も見直さなければならないこともあると思うんですけども、条例改正の必要性について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いわゆるマイナンバー法で規定する、先ほどもありましたが特定個人情報と、

寒河江市個人情報保護条例における個人情報の規定の整合性を図る必要がありますことから、寒河江市の個人情報保護条例の改正を予定しているところでございます。

また、御案内のとおり個人番号カードの初回の交付手数料については、国のほうから無料で行うという方針が示されているわけですが、紛失などの場合に再発行する必要があります。その手数料についてまだ決めておりませんから、再発行の手数を徴収するということになりますと、市の手数料条例の改正が必要になってくるというふうにも考えられるところがありますので、これらについては先ほどありましたとおり9月議会に向けて改正の準備を検討しているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今回回答いただきまして、手数料が最初は無料と、再発行に関してはまだこれからということのようでした。

次に、10月予定の個人番号の市民への通知方法について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ことしの10月5日のマイナンバー法の施行日以降に、寒河江市で委任をいたしました地方行政団体情報システム機構のほうから順次個人番号が記載された通知カードが簡易書留で各個人宛てに送付されるということになっております。また、この通知カードと一緒に、先ほど申しあげましたけれども個人番号カードの交付申請書も郵送される予定になっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 次に、通知カードが届かない住民へはどのような対応をするのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどの施行日、10月5日時点で寒河江市に住居を有する市民の方全員に順次

個人番号を通知するという事になっているわけでありまして、先ほどお尋ねありましたけれども、宛て先が不明で通知カードが届かないなどというケースも生じてくる場合も想定されるわけでありまして。こうした場合は、市のほうに通知カードが返戻される、戻ってくるということになっておりますので、市のほうでその住民票記載事項の確認、調査を行うということになっております。

なお、市のほうでは通知カードが確実に配達されるように、通知されるように、市内にお住まいの方で移動届が済んでいない方々には適正に手続をしていただくようにこれから広報をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

漏れのないように、ひとつその辺の配慮をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、個人番号カード発行に関してお尋ねをしたいと思います。

カードの交付についての本人確認はどのように行うのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、個人番号カードの通知が届いて、申請を希望するという場合には、6カ月以内に撮影をした本人の顔写真を添付した申請書を、先ほど申しあげました地方公共団体情報システム機構に提出するという事になっております。そして、個人番号カードが機構のほうで作成されるということになりますと、機構から市のほうに申請書と個人番号カードが送付されるというふうになっております。それで市のほうで受け取るということでありまして。それについて、市では申請者の方に個人番号カードの交付通知書を送付いたしますので、その通知を受け取ってから本人が個人番号カード受領のために来庁していただくということになってお

ります。

来庁した際の本人確認という御質問でありまして、窓口で申請者より運転免許証などの本人確認書類を提出していただいて、市のほうで確認を行って、個人番号カードを交付するという手続になっております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 次に、制度導入の効果について伺いたいと思うんですけれども、マイナンバーと市が持つ情報をどこまで連携できるかは今後の制度が固まることを待つしかないようでありまして、市民利益につながる情報連携はマイナンバーをまつまでもなく進めるべきと考えます。例えば高齢者に対しての健康記録や介護予防、介護情報、医療情報、福祉施策などを連携する福祉システムや、1人の子供に対して妊産婦健診から小中学校までの記録を電子化し、一貫性を持たせること、このようなことで、行政が縦割りで持っている情報が市民一人一人の情報となり、行政の効率化だけでなく、市民にとってもメリットになることが考えられます。国が示す内容を待っているのではなく、市民にとって何がよくなるかを考え、さらに行政効率を高めることを目的に、市としても積極的に対応を考えるべきではないでしょうか。それについての見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどスケジュールを申しあげましたけれども、時間があるようで余りないわけですよ。そういった意味で、まずはこのマイナンバー制度が円滑に施行されるということが第一義だというふうにも考えているところでありますけれども、先ほど御指摘のとおりマイナンバー、それから個人番号カードの独自利用などについては、市民の利便性の向上、それから行政事務の効率化のために大変重要な視点だろうというふうに思いますので、個人情報保護に十分留意をしながら、その独自利用の可能性

について全庁的に鋭意検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** マイナンバーでは、書類がなくなるような大災害時にも活用できるのがメリットの一つとも言われています。現状では個人認証をどのように行うかの課題があり、すぐに活用できる状態とはまだ考えられない状況であります。しかし、市民にとってこのことはメリットがあります。大災害時に体一つで逃げ出した場合、住宅の状況、所得を証明するものがなく、保険証、介護保険の状況もわからない、さらに医療情報もわからない中で、どのように支援を得られるのか考えていくと、証明書がなくてもわかるようにしていくことができるためです。そこで、現在市が行っている災害時要援護者対策事業では支援者だけではなく市としても情報を電子化し把握することで対応策が強化できると思いますので、こういった作業も視野に入れて進めていただきたいと思います。

この件に関しての最後の質問になります。

我々市民にとりましては、マイナンバーの導入を検討していた段階で個人番号を用いた個人情報の追跡、名寄せ、突き合わせが行われ、集約された個人情報が外部に漏れるのではないかという懸念、また個人番号の不正利用等、つまり他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないか等の懸念、国家により個人のさまざまな個人情報が個人番号をキーに名寄せ、突き合わせされて一元管理されるのではないかといった懸念があるわけでありましたが、こういったことに対し当局の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** きょうの新聞に日本年金機構の個人情報の大量流出という記事がありまして、マイナンバーを控え不安という見出しが躍っておりましたが、マイナンバーの制度を担当する内閣官房では「たとえ一つの機構からマイナン

バーが流出しても、本人の他の情報が芋づる式に流出することはない」というような説明をしておりました。新聞記事にも載っていたところであります。大変この情報漏えい対策、きちんとしていかなければならないというふうに思っているところであります。国の制度を受けまして、寒河江市でも情報面、それからシステム面、両面から個人情報の保護という観点での措置を講じているところであります。

制度上、マイナンバーの使用については先ほど来御指摘のとおり社会保障、税、災害対策の分野に限られているわけでありますので、その中で法律で定められた行政手続に限定されているところでございます。また、さらに国のほうでは第三者機関である特定個人情報保護委員会で監視・監督を行うということにしているわけでありますので、寒河江市でも情報漏えい対策のためにマイナンバーを使用する業務ごとに情報管理者、そして該当業務の根拠法令等を明記した特定個人情報保護評価書というものを策定いたしまして、それをインターネットで公開をしていくということにしております。

また、システム面につきましては、これまでどおり住民情報については市民生活課、税情報については税務課といった形で分散管理をして、個人情報による名寄せ等の一元管理は行わないことにしているところであります。

また、個人情報のアクセスについても、職員を限定して、他の行政機関との情報連携においてはより安全性の高い総合行政ネットワーク回線を使用しながら、データを暗号化して通信するなどの対策を講じていくことにしているところであります。したがって、情報保護については国の動きに連動して寒河江市でもさまざまな対策を講じてまいりますので、きちんと担保されるというふうに思っておりますけれども、怠りなく万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

やはり市民の方々はそういう情報漏えいが一番心配なわけでありますので、その辺はしっかり対応をこれからもお願いしたいと思っております。

5月22日付の新聞に、マイナンバー法が衆議院を通過したとの報道がありました。国民に割り当てる個人番号、金融機関の預金口座にも適用するナンバー法改正案と、個人情報不正利用を防ぐ個人情報保護法改正案が21日、衆議院会議で可決されました。6月中にも参議院で可決、成立する見通しであります。

来年1月のマイナンバー制度開始まで半年余りとなる中、国民の認知度はまだ低く、企業の対応も進んでいないのが実情のようであります。改正法案では、2018年から預金口座も対象に加え、税務当局などがお金の動きを把握しやすくして、脱税や生活保護の不正受給を防ぐ狙いがあり、個人資産に対する国の監視が強まることを懸念する声も根強くあるようであります。

帝国データバンクがことし4月に実施し、企業1万720社から回答を得た調査では、マイナンバー制度への対応が完了したと答えた企業はわずか0.4%で、対応中も18.7%だと聞いております。なかなか作業が進んでいないのが実情のようでありまして、本市におかれましては今までにないものをつくるわけでありますので、作業は大変かと思っておりますけれども、担当部署におかれましては頑張って対応願いたいと思っております。

続きまして、通告番号2番、国勢調査に関して質問をさせていただきます。

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査であります。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づいて5年に一度実施されております。

国勢調査の結果は、福祉施策や生活環境整備、

災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画策定などに利用されます。

また、国勢調査では全国のほか地域別の人口や産業別就業者数などの統計を作成します。これらの統計は、客観的なデータに基づく公正な行政を行うために、衆議院小選挙区の確定や地方交付税の交付額の算定など、多くの法令に利用が規定されており、法定人口とも言われております。

また、国勢調査から得られるさまざまな統計は、国や地方公共団体における各種行政施策の策定、推進はもとより、その評価に広く活用されております。そして、国勢調査から得られるさまざまな統計は、国民が国や地域社会の実態を知るためや、企業や各種団体が商品、サービスの需要予測、店舗の立地計画などの経営管理を行うために幅広く活用されています。

また、大学や研究所などの学術研究機関においては、人口学、地理学、経済学、社会学など社会経済の実態や動向に関する実証的な研究に広く利用され、それに基づいて将来見通しの策定や政策提言などが行われています。

それから、国勢調査から得られる統計は、他のさまざまな公的統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとして活用されています。例えば将来人口を推計する上での基礎データや、国民経済計算などの加工統計での基準人口として用いられます。また、毎月の失業率を公表している労働力調査などの人・世帯に関する標本調査は信頼性の高い結果が得られるよう、全数調査である国勢調査の統計データを母集団として用いて標本設計が行われております。

このように、国勢調査から得られる統計は公的統計の作成、推計のための情報基盤としての役割を担っています。

ことし10月1日に実施を予定している国勢調査は、1920年、大正9年ですけれども、ここか

ら95年を迎えております。今回の国勢調査が変わるそのポイントとしては、紙の調査票に先立ち、9月10日からインターネット、スマホを含む調査を先行方式で実施することです。また、紙の調査票は従来どおり調査員によって配付、回収されますけれども、封入と未封入を選択することができます。それから、郵送回収は市区町村単位で実施の有無を選択することができます。とあるようでありますけれども、以上のことについて何か質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、調査方法について伺いたいと思っております。

私の読み上げた文の中でも調査方法が変わると申しあげましたが、調査概要について伺いたいと思っております。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国勢調査、先ほど質問の中にもございましたけれども、大正9年から行われている、行政資料だけでなくさまざまな分野で活用されるということで、国の最も基本的な、重要な統計調査でありますけれども、日本が世界に誇る制度だというふうに思っているところであります。5年ごとに行われるわけでありましてけれども、基準時については10月1日午前0時現在ということになっているわけでありまして。

内容といたしましては御案内かと思っておりますけれども、世帯員数でありますとか住居の種類、就業状況など全体で17項目であります。この項目については前回と同様の項目数になっているということではありますが、今回の国勢調査、前回との大きな相違点というのは先ほど御指摘がありましたけれども、インターネットによる回答が可能となったということで、通常の紙の調査に先駆けて、先行して実施されるということでもあります。今、地方創生ということが言われておまして、人口減少、高齢化の進展という中で、日本の将来を描いていくために大変重要

な、今までになく重要な国勢調査になっていくんだらうというふうに思っているところであります。寒河江市としても、円滑な調査の実施を遂行していくために、実施本部というものを近々立ち上げていきたいというふうにも考えておりますし、このことについては広く市民の皆さんに市報、さらにはホームページなどで広報して周知を図っていきたいというふうに考えているところであります。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

大きく変わるところはインターネット回答が可能になるということで、大変この辺は現代に沿ったやり方だと思いますので、ぜひそのように頑張ってくださいと思います。

次に、調査区数と調査員数はどのようになっているのかを伺いたいと思っております。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 調査区の数については、総務省令で定める基準というのがありまして、それに基づいて設定することになります。前回の調査区を世帯数の増減などで分割・統合を行った結果、前回より6調査区多い267の調査区を設定しているところであります。そのうち、居住している人がいない無人調査区というのが28調査区ありますので、実際の調査対象としてはそれを除いた239の調査区というふうになります。

調査員の方の数については、統計局の配分率というのがありまして、それによって計算をされるということではありますが、161名、これは実人数になります。ですから、239の調査区を161名で調査をするということになりますので、78名の方については2つの調査区を担当することになるかと思っております。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

調査区数が実数が239と、員数が161名ということであるようでございます。

次に、インターネット回答を選択式で実施するとありますけれども、実際どのようなものなのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** インターネット回答については、実は前回調査のときに東京都で試行的に導入されたということでありまして。そのオンライン調査が今回全国的に展開されるということになっているわけでありまして。紙の調査に先行してと申しあげましたが、実際は9月10日から20日までインターネット回答というものを先行していくということになりますのであります。調査員の方が全世帯にインターネット回答の利用案内というものを配付させていただくことになっております。回答方法については、インターネットで総務省の国勢調査オンラインにアクセスをして、世帯ごとに配付されたIDコードとパスワードを入力して回答していただくということになっております。入力後についてはパソコンやスマートフォンにより直接国へデータが送信されるということになっております。なお、インターネット回答をしなかった世帯に対しては、従来どおり紙の調査票を配付し、それを回収するというところになっております。

インターネット回答については、先ほど御質問にもありましたけれども調査員の方の事務軽減、それから早期集計につながるということで、大変期待されているところでありますので、市としてもこれを推進していくために広く広報をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

やっぱりインターネットなんて誰でもが使えるわけでもございませんので、使えない世帯のほうが多いような気がしておりますので、そういう優しい対応をひとつお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、外国人世帯への対応はどのようになさるのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 4月末現在で寒河江市の外国人のみの世帯数は92世帯、住民登録者数は266名というふうになっております。

国勢調査につきましては、外国人世帯につきましても調査員の方に訪問していただき、記入などについて御協力をしていただくということになっております。

外国人世帯の方への対応としては、日本語の理解が難しい方のために、調査票の内容、それから記入方法などを翻訳した調査票対訳集、27の言語のものを用意しているわけでありまして、それが準備されているところでありますし、またオンライン調査システムにおいては英語版の電子調査票を作成する予定にしているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

阿部 清議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号3番、4番について、9番阿部 清議員。

○**阿部 清議員** おはようございます。

平成27年4月に寒河江市議会選挙が行われました。私も2期目であります。市議会議員として負託されました。市民の皆様には心から感謝を申しあげたいと思います。

新政クラブの一員として、通告番号3番、4番について質問をさせていただきます。

初めに、通告番号3番、市道の整備について質問をさせていただきます。

県道皿沼河北線と国道112号を結ぶ市道谷地田五反線の舗装について伺います。

市道谷地田五反線は、区画整理事業及び都市計画道路事業により市道下釜山岸線が整備されてからマックスバリュや市役所へ行くのに便利になり、車はもちろんのこと、自転車や歩行者も多く見受けられ、通行量がふえてまいりました。特に日田地区の人にとっては、寒河江市役所や市役所近辺に行くときは国道112号を横切れば真っすぐ行けることから、便利な道路になっております。そして、平成26年12月に県道皿沼河北線から谷地田五反線入り口のところで、75メートル区間が新しく舗装されました。しかし、五反地区から谷地田地区の道路は舗装はされておりますが大分傷んでいるところがあります。また、宝地区から主要地方道天童大江線に通じる道路と交差したところから100メートルぐらいある道路の距離がまだ砂利道で、毎年のように補修や穴埋めをお願いしている場所でもあります。そのようなことから、「寒河江市長と語る会」や議会報告会などでも、快適に通行できる道路の整備をお願いしたく、さまざま質問をいたしております。

先ほども話をしましたが、平成26年に75メートルが舗装されました。地域の皆さんも安心して通行できる道路を心待ちにしております。市長からの見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から市道谷地田五反線の舗装について御質問をいただきましたが、市道谷地田五反線については先ほどありましたが、平成20年7月4日に市道認定をしていただきました。県道皿沼河北線と国道112号を結ぶ延長556メートルの道路になっております。先ほど来お話ありましたけれども、この路線については、日田地区の県道皿沼河北線から国道112号を横断して、そして市道下釜山岸線を経由して市役所前の県道寒河江村山線を結ぶということで、大変重要かつ利便性の高い道路になっているところでございます。

御案内のとおり市役所前の県道寒河江村山線から112号までの市道というのは舗装整備が進んでいるわけでありましてけれども、御質問の谷地田五反線については未舗装ということでございました。

平成23年9月22日付で日田地区及び宝地区の町会長さん方から住民の重要な生活路線で利便性が高い、利用度が高いからぜひ早期に舗装整備してほしい旨の要望書をいただいたところでございます。市といたしましては、その後寒河江市の公共事業整備優先順位基準に基づく審査会などを開催させていただいて、緊急性、必要性、整備効果などを審査した結果、整備の必要性ありという判断をさせていただいて、先ほど来ありましたけれども昨年度から工事を実施しているところでございます。26年度については、県道皿沼河北線から西側へ75メートルの区間の舗装整備を実施したという経過になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

市長のほうから、平成20年7月に市道認定という話がありました。そして、平成23年9月23日に日田地区、それから宝地区の町会長さんから要望書が提出されたということでありましたけれども、それを書いたのは私でしたので、非常にありがたく思っております。そして、その必要性の結果、今回舗装に踏み切ったということでもありますので、非常にありがたく、感謝申しあげたいと思います。

26年12月に工事をされたところは、大分きれいなところでありまして、その先が非常に傷んでいるところが多いところでもありますので、よろしく、できるだけ早くできるようにお願いをしたいと思います。先ほども申しあげましたけれども、市長からも話が出ました宝地区から主要地方道天童大江線に行くところの交差した西側国道112号まではまだ未舗装になっておりま

して、砂利道であります。そこも含めて工事が始まれば、大変ありがたく思っているところで。地域の皆さんは、長年の夢だったわけでありますから、いつできるのか本当に楽しみにしているところでもありますので、今後の見通しについて市長のほうから伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この路線は556メートルあるということでもありますので、75メートルを整備させていただきました残り481メートルについて、今年度予算で800万円を計上しておりますけれども、その中で230メートルについて今年度整備をしていく予定になっております。そういうことで、来年度の完成を目指して取り組んでいきたいというふうに考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ただいま市長のほうから、27年度は230メートル、そして残りは来年度ということ、日田地区、それから宝地区の住民の皆さんにとっては大変ありがたいお言葉であると思います。私も平成24年4月に議員にならせていただいてから、地域の皆さん方と早期の実現に向けていろいろ頑張ってきたりしましたが、本当にありがたく、感謝を申しあげまして、次の質問に移らせていただきます。

通告番号4番、一級河川である沼川下流の河川敷管理について伺います。

沼川は一級河川であり、県の管理であると思いますが、沼川とかかわりを持ちながら生活している者として質問をさせていただきます。答弁よろしく願いいたします。

本市の市街地を流れる沼川は、駅前中心市街地整備事業と一体化され、ふるさとの川整備事業により整備されました。現在、幸田橋から沼川橋までの堤防は、遊歩道として市民の憩いの場でありますので、市街地と一体化した水辺の空間として完成をしております。また、沼川の

水質改善に向けては、水質環境改善連絡協議会を立ち上げ、民間団体や事業者、市等の組織により環境保全の取り組みをしている川でもあります。

この沼川は、駅前のみならず本市のすぐれた景観を生かしたまちづくりを行っており、市街地を通った河川は南町、新山、そして本楯地区を通り、さくらんぼの立ち並ぶ中向を東に流れ、最上川に合流しています。下流には、災害時には水害を少なくするために最上川堤防に最上川の逆流を防ぐための水門があり、沼川があふれたときには隣にある排水機場の3台のポンプによりポンプアップされ、最上川に放水し、寒河江市内の水害を防御している河川でもあります。

しかし、昔の沼川は最上川のかかわりにより雨が降ると最上川から逆流し、暴れ川になったと言われております。昭和30年に建設省計画の最上川築堤と沼川逆流水門建設が決まり、関係者が発起人会を結成し、土地改良区を設立、国や県の意向を確認して、最上川流域の土砂の堆積や曲がりくねった準用河川、沼川並びに佐渡川を改修し、直線にすることの効果力を説いて、河川法上の幾多の困難を乗り越え、談判した結果、知事の裁定により沼川を直線にすることを決定したことが沼川の石碑に記されておりました。着工は昭和31年10月、竣工は40年8月とあり、10年の長きにわたって先人たちが頑張ってきた経緯のある河川でもあります。

しかし、最上川上流で一度雨が降ると、最上川の増水により水門を閉めると沼川の水が行き場を失い、一面湖水のような状況になりました。それから12年後の昭和52年8月に最上川堤防の最上川水門のところに排水機場が完成してからは、市内はもちろん中向地区の洪水も少なくなり、安心して耕作できる農耕地になり、洪水で悩まされた近隣住民も生活のしやすい環境になっております。

そして、平成24年から25年にかけては、沼川

2番橋、6,700万円をかけて完成しました。平成25年から26年にかけて、沼川3番橋が6,100万円をかけ完成、そして沼川3番橋を通る農道が延長974メートル、3,600万円をかけて完成をしました。耕作者はもちろんであります、さくらんぼ観光誘致にも大きな環境改善となりました。大変感謝を申しあげるところであります、整備されている沼川下流でありますけれども、現在の中向での問題について質問をさせていただきます。

最初に、河川敷のり面の草刈りについて伺います。

平成3年から平成23年まで、中向地区組合員450名の協力により除草作業が続けられました。草刈り作業は、都合の悪い方を除き、毎年2回の河川敷のり面の草刈りをしてまいりました。平成3年に当時の市長に沼川を中向地区管理組合の組合員できれいにすることを約束して、毎年草刈りをしてきた経緯があります。

しかし、平成23年に草刈り機の刃が外れ、近くで作業をしていた人がけがをする事故が起きてしまい、草刈り機による河川敷のり面の草刈りができなくなりました。平成24年からは県の緊急雇用創出事業で1回草刈りをしましたが、後は中向地区の役員など11名で草刈りをしておりました。しかし、面積が広いために大変だったようであります。昨年度からは牧草を刈るトラクター用の草刈り機により、のり面1メートルの草刈りをしている状況であります。

耕作者も年々高齢化しており、沼川河川敷内の草刈りの管理を、一級河川でありますので県のほうでの管理ができないか、市長にお伺いたしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から沼川の大変な歴史、経過、地域の方々が苦勞しているんな形で守ってこられた歴史をお伺いたしましたが、延長約5キロの一級河川ということで、県が管理を

している河川でございます。

御質問の河川敷の草刈りについては、毎年県全体で実施をしております「きれいな川で住みよくなるさと運動」の中で寒河江市内でも実施をされているところでございます。沼川については12の美化活動団体がございまして、御質問の区間については、日田地区の沼川下流の環境を守る協議会の皆さんの御協力をいただいているところでございます。

今御質問にもありましたけれども、以前から地域の皆さんが実施をしていただいたわけでありまして、平成23年に不幸な事故が起きたということから、それ以降は機械による作業は控えていただくようにしているわけでありまして、どうしても機械作業を実施する際には安全点検を十分に実施して作業をしていただくということをお願いをしているところでございます。

今御指摘ありましたとおり、事故後は堤防上から1メートル程度の草刈りで、のり面全体は刈らないというふうな形になっているわけがあります。御指摘のように一度やめた機械での草刈りの再開というのはなかなか難しい、いろんな条件があつて難しいというふうにも認識をしております。

県のほうでちゃんと管理してもらえないかというようなお話でありましたけれども、県のほうでは西村山管内の河川管理、延長、全部で211キロメートルにも及ぶということで、のり面などの全体の草刈りについてはなかなか難しいというような御返事をいただいているようでありますけれども、私のほうから重ねて事情を話してお願いをして、さらに何とか御理解をいただくように要望してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

市長からもお話ありましたけれども、やっば

り1回やめてしまうとそれを復活してやるということが非常に大変だということで、組合長のほうも頭を抱えていたような状況にあります。私も朝散歩しまして、よく最上川沿いを歩きますと年に1回から2回、きれいに機械で草刈りをしている経過を見ますと、何でここはならないのかなという思いがありまして今質問をさせていただいたところでありました。県のほうでは211キロメートルに及ぶ県の川があるので、なかなか管理が難しいということでありましたので、市長には大変でありますけれども寒河江市として沼川の管理ということでの草刈りについて御要望のほうをよろしくお願ひしたいと思います。また、中向地区の草刈りにつきましては、どうしても地域でお願ひしなければならぬときにはまた管理組合のほうとよく協議をさせていただきながら、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、沼川中向地区の護岸管理について伺います。

先ほども話をさせていただきましたが、平成3年に当時の中向地区管理組合長時代から、沼川をきれいにするかわりとして中向下流の護岸整備の要望をしまりました。組合員の協力を得ながら、平成23年まで草刈りをしていた経緯を伺っております。先人たちは、地域の農作地を守るために真面目にこつこつと努力をしてきたことがうかがわれます。

最上川に合流するところの排水機場の沼川橋下流300メートルぐらいのところでは護岸整備がなされていないところがあるという話を伺いました。市街地の整備が完了し、川下に事業が進んでいるわけでありましてけれども、本市においても河川整備補助事業として県に対して重要事業の要望書が提出されております。つきましては、沼川河川事業は最上川堤防までの区間の整備をお願ひしたいと思います。市長の見解をお願ひしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沼川の整備状況については、先ほど阿部議員のほうからも御質問の中でしたが、これまで上流部から順次整備をされてきているということでもあります。平成25年度までには沼川橋まで完了して、本年度から沼川橋から下流の沼川1号橋までの護岸改修及び橋のかけかえ事業が予定されているということで、順次整備が進められているところでございます。

御質問にありました中向地区の沼川3番橋から沼川排水機場までの区間の護岸の整備という御質問でありますけれども、この区間についてはのり面勾配が緩やかになっておりまして、土羽護岸というブロックなどを積まない工法で整備が実施されているところでありますので、整備が済んでいると認識をしているというふうに伺っているところでございます。

いずれにしても、先ほどの御質問にもありましたけれども、草刈りを含む沼川の河川管理については、作業をしていただいている方の高齢化の問題など多々あるわけでありまして、今後も協議会の皆さん、それから県のほうとも十分話し合いをさせていただきながら、適切な管理方法について再度皆さんとともに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 答弁ありがとうございました。

市長からは、土羽式ですか、護岸整備ということで、終了しているんだよということでありました。そうしますと、中向地区の管理をしている組合長さんはまだその辺がうまく理解できていないところがあるのかなと思います。私が話を伺ったところだと、最上川の島地区の堤防が破れますと、その水が中向まで来るんだぞと、その水を逃すところが必要なので、そこはあけているんだというような話を伺って、そういう事情からまだ護岸がなされていないという

ような話を伺っておりましたので今の質問をさせていただきますわけでありましたが、今の話を聞きますと護岸工事はできているということです、その辺を管理組合のほうへの通知等も含めながら、よろしく願いをしたいと思います。

私も最初から護岸工事はなされていないというところでの質問をさせていただいたわけでありまして、ただ中向地区は2番橋、3番橋ができて、非常にきれいな環境になりました。本市の美しい景観を生かしながら、そしてさくらんぼの花が咲けばさくらんぼの花を見るにも非常にきれいな地域でもあります。そして、ハウスをかけて、ビニールハウスができますとそれを堤防の上から見ると海面のように非常に美しい景観にもなります。ですから、さくらんぼ狩りだけでなく、非常に幅の広い観光ができるのかなと思いますので、寒河江市の観光客を誘致していくための環境づくりというのは大変これから重要になっていく部分なのかなと思っています。先ほども質問させていただいた全体的な景観を考えて、のり面の作業、その辺をきれいにさせていただいて、護岸工事は終わったということでもありますので、その辺の整備をよろしく願いを申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤智与子議員の質問

○**国井輝明議長** 通告番号5番、6番について、6番遠藤智与子議員。

○**遠藤智与子議員** おはようございます。

この5月末の鹿児島県の口永良部島の噴火、そして小笠原諸島の地震と、立て続けの災害に胸が痛みます。何やら地球が私たち人類に警告を発しているようにも感じられるこのごろであります。

それでは、質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号5番、国民健康保険税の負担軽減について伺います。

この国民健康保険は、他の医療保険に加入していない全ての住民に医療を保障する制度です。自営業や農家の方、また現役時代は健保や共済に入っていた人も、年金生活者になると多くは国保に加入します。国保は誰もが一度はお世話になる医療制度であり、国民の3人に1人が加入する日本最大の医療保険です。さらに、国保の加入者の7割以上が失業者、非正規労働者、年金生活者で、他の健康保険などに比べ低所得であります。企業などの事業主負担もありません。

しかし、政府は1984年から現在まで、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合を50%から23%に半減させました。この国庫負担の削減による国民健康保険会計及び被保険者への影響について、国保税の仕組みと本市の歴史を概括的に振り返ってみる必要があると考えます。

1980年以降の税率の推移や、標準的な世帯の税額、課税限度額の推移について、また平成26年度の国保税の滞納世帯数と滞納額もあわせ、概括的な流れをまず教えていただきたいと思えます。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 一問一答ではありますが、質問項目が数多くあるので、順次お答えをしたいというふうに思います。

昭和59年、1984年からの税率の推移について、まずお答えをしたいというふうに思います。

御案内のとおり、国保税というのは保険医療分、介護保険分、それから後期高齢者支援金分の合計額で課税されているわけでありましてけれども、1984年については基礎課税額のみでございました。所得割が5.6%、資産割が30%、そして均等割額が7,440円、平等割額が1万440円ということであります。

これが2000年になりますと、介護保険制度がスタートして、介護保険納付金分が加わって、税率についても所得割が6.98%、資産割が35.2%、均等割額が2万1,600円、平等割額が2万5,200円というふうになっております。

さらに、2008年からは御指摘のとおり後期高齢者医療制度がスタートしたということで、後期高齢者支援金分が加わって、税率については所得割が10.2%、資産割が37%、均等割額が4万1,700円、平等割額が3万8,100円というふうになっております。

そして2014年、昨年については平等割額が12.5%、資産割が37%、均等割額が4万3,200円、平等割額が3万8,300円というのが最近の状況になっているところでございます。

1世帯当たりの平均税額については、これも同じように年度ごとに申しあげますと1984年が11万6,597円、2000年が17万7,043円、2008年が18万2,742円であります。そして2014年については19万5,283円というふうになっております。

限度額についても申しあげますと、これも年度ごとに申しあげますと1984年が35万円、2000年が60万円、2008年が68万円、そして2014年が81万円となっているところでございます。

それから、昨年度の滞納世帯、それから滞納額については、ことしの6月1日時点の調査では現年分については612件、滞納額については7,929万8,770円となっております。滞納繰り越し分については、繰り越し者数は延べ2,010件、

滞納額は2億3,717万7,855円というふうになっております。

以上です。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 順次の答弁、ありがとうございます。

こうして見てまいりますと、この国保税の税額、税率、それから1人平均、1世帯平均が最初のころと改定されてからでは大変な値上げがなされているということがわかるお話だったと思います。昭和58年の1人平均は約3万5,000円、平成25年度では7万1,000円と倍になっております。所得割のほかに収入に対する課税以外に固定資産に課税される資産割や世帯そのものに課税される世帯割、人そのものに課税される均等割などが課せられる国保税というのは、各種税の中で負担感、重税感が最も高い税だと言わざるを得ません。私は2013年の12月議会でも国保の問題を取り上げて、そのときには申請減免、減免制度のことなどに視点を置きまして一般質問いたしました。そのときの市長も「今の市民の暮らしぶりも大変なものがある」というような共通する認識でございました。この大変な負担感の中でも、これが続いているわけですね。各種税の中で負担感、重税感が本当に強いこの税について、市長の見解、そしてさらに介護保険分や後期高齢者医療支援分の負担も合算された国保税額が通知されるようになってからは、一層その負担感は増していると考えますが、これについても市長の率直な見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国保税、改めて申しあげるまでもないわけでありましてけれども、保険給付を初めとする国保事業を行うための財源の一部として徴収するわけでありまして。国保の保険税については、他の社会保険などが所得比例制になっているのに対して、御指摘のように所得や資産

など負担能力に応じた負担、いわゆる応能負担と、世帯または1人当たりの定額の利益を受ける期待率に比例して負担する部分、いわゆる応益負担というふうに言われる、その両方から構成されているわけであります。

そして、必要な税収を確保するための案分率というのがあって、その案分率については3つの方式があるわけであります。1つには4方式と言われるものでありまして、これが寒河江市の採用している所得割、資産割、平等割、均等割、それから3方式、所得割、平等割、均等割、それから2方式、所得割、均等割という3つの方式が課税方法としてあるわけでありますけれども、この方式、そしてその構成割合をどういうものにしていくかということについては、各市町村が選択をするというふうになっているところであります。選択するというところになっておりますけれども、総額自体がそれで変わってくるというものではもちろんないわけでありませぬ。寒河江市については先ほど申しあげましたけれども4方式、4つの割合で案分率を決めているわけであります。所得割、資産割、平等割、均等割ということで、負担能力あるいは受益のバランスをよりきめ細かく反映できる4方式というものをとっているところであります。そういう意味で、4方式、4つの案分率を使っているから負担感とか重税感が高いということは言えないのではないかというふうに認識をしているところであります。

国保制度、本当に被保険者が保険税を負担して医療費を賄っている、補助している、該当する国民にとっては大変なくてはならない医療の安心を支えていく制度であります。ぜひこうした制度を、やはりいろんな形で御理解をいただいて運営をしていくというふうにしていかなければならないというふうにも思っているところでありますし、介護保険料、それから後期高齢者医療制度などは後発の制度としてそれぞれ国

保税に上乗せをして徴収する、課税をされているということではありますが、これらについては国保に限ったものではなく、他の医療保険も含めて法律によって共通の理解あるいはルールに基づいて負担をしていただくという制度でありますので、御理解をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 4方式、3方式、2方式があるということで、きめ細かな案分率で対応しているというようなお話でございましたが、何が一番の問題かということは1984年に国庫負担金が減らされてきてから、それを転嫁するために市民に転嫁されて、市民の税金が、実質お金が青天井のように上がっていているという、この現実が問題なのだというふうに私は思っています。今もお話しになりましたように、国保制度は国民皆保険実現のため高齢者や無職者を抱えて発足したので、国保財政の6割近くが国庫負担でした。もともとはです。それが、1984年の改定を皮切りに、現在約半分以下です。23%まで引き下げられたわけです。この減らされた国庫負担分を保険料に転嫁しているのが高騰の大きな要因だということは、これまでも見てきたとおりでありますけれども、それに加えて長引く不況や非正規雇用者の流入、年金削減により1994年度からの10年で加入世帯の所得が約4割も減少したのが事態を深刻にしていると言わざるを得ません。

憲法の第25条では、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は全ての生活分野について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定しております。どのような国民も、ひとしく医療を受けられる権利があるとした上で、国はそのために努めなければならないと、こう定めているわけです。この国民皆保険の精神に照らしても、現状の国保制度は税率や税額の異

常とも言える高額、滞納者の増加、資格証の発行などなど、その役割を十分に果たしているとは言えない深刻な危機に直面していると考えられるわけであります。これについて、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、国保制度は実質昭和36年から、制度自体は33年に法が制定されて、36年から全国の各市町村で始まった制度であります。国民皆保険制度、おっしゃるとおりその確立のために、市民が安心して暮らせるような、そういう医療体制を目指してつくられた制度だというふうに理解をしているところでございます。御指摘の点もあるわけでありませけれども、こういう制度、大変世界的にもすぐれた制度だというふうな評価を得ているのも事実でありまして、2000年にはWHOが日本のそういう制度に対して総合点で世界一だと、こういうふうに評価をされているということもあるわけでありませ、一方で御指摘のとおり医療費の総額が高齢化あるいは医療技術の高度化などに伴って毎年1兆円を超えるペースで伸び続けているということで、大変国保初め医療保険の運営については年々厳しさを増しているのは事実であろうかというふうに思いますし、とりわけ国民健康保険の被保険者、御指摘のとおり低所得者が多く、また被用者保険に比べて高齢者の割合が高いということで、1人当たりの医療費も高くなってしまいうようなことから、保険税が上昇する傾向にあるというふうなことで、構造的な問題もあるというふうにも認識をしています。

国においては、こうした問題を改善していくためにこれまでも保険基盤安定制度あるいは退職者医療、前期高齢者医療制度、高額医療共同事業などを設けて、国保の財政基盤の安定を図ってきたというふうには認識をしておりますけれども、急速に進む高齢化、さらには医療費の

伸びということで、市町村財政は一段と厳しさを増しているのも現実であります。

しかしながら、こうした状況ではありますけれども、国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりでだというふうにも認識をしております。市民が安心して暮らせる医療体制の確保に極めて重要な役割を担っておりますので、将来にわたって持続可能な安定した運営が今こそ求められているというふうに認識をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 国民皆保険が世界に誇る制度だということ、だけれども構造的な問題もあるということ、そういうお話でございましたけれども、国保財政が危機的な状況にある今、市としても再三再四、重要事業要望書に国民健康保険事業への公費負担の引き上げを行うなどの財政的支援を強化し、医療保険制度の安定化を図ることと明記して訴えていることは承知しております。国に対策を求めることは当然としませても、それ待ちにならず、一方で自治体独自の取り組みが必要ではないかと考えませ。

そこで、本市の一般会計の財政調整基金は、昨年度末で約13億円積み立てられております。市民生活が困難をきわめたときには、それを取り崩し財源として活用することは認められると考えるものでせ。今の国保財政、まさに市民の生活が困難をきわめているという、それに当てはまるのではないでせうか。この6月議会に国保税の税率アップの議案が上程されました。国保の基金から1,000万円を取り崩し、一般会計から1,000万円を基金に繰り入れるということでございます。基礎課税額の所得割の税率を10%以上にはしたくなかったという、その努力は大変わかります。努力はわかるのですが、改定前の7.8%から9.2%に上がるわけですよね。これは大変な負担だと思ませ。そうであれば、例えば財政調整基金を含めた一般会計の中から

5,000万円を税額の引き下げのために国保会計に繰り出せば、1世帯約1万円の税負担の引き下げが可能ではないかと一つの試算をしてみたわけであります。先ほども言ったように、青天井で上がるばかりの国保税、その重圧に多くの市民があえいでおります。その声が私のところにも多く寄せられております。焼け石に水のような繰り入れではなくて、思い切った大胆な繰り入れで負担を軽くする市独自の対策を実行すべきときと考えるのですが、これについての市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員からは財政調整基金を取り崩して国保財政の運営に充ててはどうかという御質問でありますけれども、何度も申しあげておりますが、国民健康保険制度を運用していくための財源というのは、やはりその制度に基づいて保険税、そして国、県の支出金で賄うというのがあくまで基本だろうというふうに思っております。そういう意味で、我々も市としてもこれまでも何とかそういう基本を崩すことがない部分で、根幹にかかわるようなところがない部分でいろんな形で支援できないかということで、当初予算でも2,000万円繰り入れをさせていただいて、今回6月の補正では1,000万円ということですが、この1,000万円については財政基盤強化のために基金を積み立てるということで、そういう部分に支援するというので1,000万円をさせていただいた、当初と合わせれば3,000万円の繰り出しをさせていただいているということであります。そういう意味で、何とか健全運営というんですか、健全財政に向けてできる限りの支援をさせていただいているというふうに思います。

財政調整基金、確かに平成19年に6億円程度のところが今現在13億円程度になって、何とか健全化を保ってきているところでありますけれども、今、市の予算というのは156億円程度あ

るわけでありますが、そのうち税収が49億円、交付税が41億円、合わせて90億円の歳入があるわけでありますが、なかなか今景気の動向がよくなる、あるいは交付税などについても将来が見通せないというようなところがあります。そういった不安定な歳入を何とかいざというときに繰り出していくための財政、文字どおり財政調整基金というふうに理解をしているところでありますので、その辺のところは大いに議会の中でも議論を深めていただいて、御検討、御議論をいただければというふうに思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** これまで合計3,000万円の一般会計からの繰り入れをしたということでございます。ですけれども、市民の立場からすると実際に払う側としてこのくらい重い負担感のある税金というのはないなというふうに思っているわけなんですけれども、財政調整基金を何とか財政基盤を安定させるために使っていくんだという、その趣旨はわかります。けれども、そこにとどまることなく、先ほども言ったように大胆な施策といいますか、それが必要なときではないかと思うわけなんです。

それで、全国を見渡してみましてどんなことがなされているか見てまいりました。ちょっとだけ御紹介いたしますけれども、京都市はこの2月、2015年度の国保料引き下げ案を発表しました。引き下げ案は1人当たり平均約2,500円。1世帯当たり平均約5,900円です。国保料の医療分、後期高齢者支援分、介護分の全ての税率を引き下げるのは、1961年の制度創設以来初めてということであります。モデルケースで見ますと、同市の国保料は所得300万円の4人世帯で40歳以上の夫婦と子供さん2人で57万8,000円と所得の2割近くを占める高さです。それが15年度は55万4,000円と2万4,000円下がる計算

になるということです。また、北海道の旭川市でも、所得200万円の3人世帯のケースで5年間で8万2,000円も安くなり、下がる前に払っていた40万円から50万円の年収4分の1にも当たる国保料が2015年度には36万5,000円になったという例もございます。

その旭川市の市長である西川将人さんの談話が新聞赤旗に載っておりましたが、一部御紹介いたします。「厳しい財政状況にありましたが、少しでも市民生活に寄り添った施策を行いたいの思いから、2期目の公約に国保料の負担軽減を掲げ、財政措置や基金活用などで引き下げを5年連続で実現し、道内主要市の平均を下回るものとなりました」と胸を張っている写真も掲載されています。

ほかに、2015年度に国保料引き下げを行う自治体は11市ありますが、その中に山形市の1人平均3.3%、お隣の宮城県塩竈市の1世帯平均5,339円の2年連続引き下げなどがございます。これは地方からの反乱と言うべきか、このくらいの実行を見せていかないと国の施策はなかなか変わらない、そんな状況でもあると思うわけがあります。

このような例、お話ししましたが、これについては市長はどのようにお考えになりますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 自治体の中ではそういう引き下げをする自治体もあるというふうにも聞いているところでありますが、今議論になっておりますのは一般会計から繰り入れて税を下げるといふケースがあるかどうかということ、必ずしもそうではないかもしれませんが、そういういろいろな事情で下げていくということもあろうかというふうにも思いますが、我々としてもできるだけ該当する市民の皆さんの負担というものを少なくしていくというような工夫をやっぱりしていかなければならないというふうにも思います

し、そもそもおっしゃるような形で市長会を通じて国のほうにも要望しているわけでありますので、そういう制度の根幹にかかわる問題でもあろうかというふうにも思いますので、引き続き要望していきながら、我々としてもできる限りいろんな形で研究もして、何とかそういう要望に応じていけるようにしていきたいというふうにも考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 研究をして、要望に応じていくようにしたいというお話でございます。ぜひこれは早くに研究していただきたいことのひとつであろうと思います。

そして、2013年12月に質問いたしましたときにもペナルティー問題があるということをおっしゃってございました。子供医療費の助成制度に対する国保の国庫補助金が減額されるというようなお話がございましたが、ここに来て、そのことが重要要望書にも書いてございましたけれども、そういうことが実ってきつつありまして、見直しや中止をしていくということが国会でも取り上げられまして、塩崎厚労大臣やその検討の場の設置を表明しているところでございます。これも今までこつこつと声を上げてきた成果だというふうに思っているところですよね。ですので、こういうようにこの思いから始まって行動すれば事態は開けていくと、道は開けていくといういい例だというふうに私は感じます。ですので、制度の根幹を揺るがす大きな問題だというふうに市長もおっしゃいましたけれども、これは本当に事実、現実から考えていく必要があるというふうに思います。ですので、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、国民健康保険を都道府県単位に運営主体を移管するという政府の方針についてでありますけれども、この問題については私は財政規模が大型化するだけで、今の国保の抱える問題の根本的な解決を先送りするだけのことではな

いかという懸念を持っております。そしてそれだけでなく、減免制度など各市町村で行っているきめ細かな独自の施策が一本化され、サービスが低下するおそれがあるのではないかと、各自治体住民の意見や苦情が届きにくくなるのではないかと、そんな問題も指摘されております。そのことに対する市長のお考えを伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり先月27日に医療保険制度改革の関連法が成立して、平成30年度から運営主体が市町村から都道府県に移管されるというふうになったところであります。これは、規模を大きくして財政基盤の安定を図るといふことと、事務の効率化ということが狙いであります。

法律が施行されますと、市町村は都道府県から通知された納付金を納付するというようになります。納付金の納付に必要な額を確保するために必要な税率を設定し、被保険者から徴収すること、それから疾病予防、健康づくり、被保険者管理などを行うというふうになっているところであります。そういうことになっておりますので、税の軽減制度あるいは課税限度額の設定、そして特定健診や保健指導など住民に身近なサービスについては、引き続き市町村が担うというふうになっております。また、税率についても、最終的には市町村が決定するということでありますし、運営協議会も従来どおり開催され、住民の意見も反映された形で運営が行われるというふう聞いております。そういった意味で、議員御心配の点もあろうかというふうに思いますが、そういった問題は今のところ生じないのではないかとこのようにも思っておりますが、今後とも情報の収集・把握に努めながら、我々としては市町村、そして住民の皆さんの負担がふえることがないように、さらに国、県に要望を続けてまいりたいというふうに考え

ております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 最終的には市町村が決める、住民の負担は生じないのではないかとこのようにお話を伺いましたが、いろんな資料を見てみましたところによりますと、都道府県が市町村に標準保険料を示し、都道府県に上納する保険料イコール納付金ですね、この100%納付を義務づけるということなんですよ。大阪社保協の事務局長の寺内順子さんという方はこのように言っております。「2013年度の国保料の収納率は全国平均で約90%です。収納率100%はあり得ません」、私たちのことを見ましてもそうですよね。「90%の収納率でも、納付金を100%にするために市町村が国保料を値上げする可能性が高いのではないかと」と警鐘を鳴らしているという記事も私目にいたしまして、心配しているところでございます。

一方、日本共産党の小池 晃参議院議員は、ことしの5月19日の厚生労働委員会で全国知事会が高過ぎる国保料を中小企業の協会けんぽ並みに引き下げるため、1兆円の財政投入を求めていると指摘して、1兆円の国費投入で1人当たり3万円、4人家族で12万円の引き下げになると、法人税の1.6兆円減税をやめれば可能だと塩崎厚労省に迫っております。これについて、市長はどのようにお考えになりますか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 都道府県のほうに移るといふことに対しては、先ほどお答えをして、いろんなきめ細かなサービス、あるいは税が高いところにならされていくのではないかなどということについては、今の段階での国の回答がそういう回答になっておりますので、我々もそういうところはぜひ、申しあげましたとおり今の負担がふえることがないように、そして市町村もいろんな形での業務も含めて負担がふえることがないようにお願いをしていくというふうに考えてお

りますので、そこら辺については法案が通りましたのでこれからさらに具体的になっていくんだというふうに思いますから、注視をしながら、必要に応じてやはり強く要望していきながら、何とか制度を維持していく、あるいは充実をしていけるようにしていければというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 要望するというごさいます、私の立場ではいろんな市民の皆さんの声が寄せられて、背中に背負っているわけですよ。その市民生活の実態に照らし合わせてお聞きしていると、やはりどこかのどこかというか、切迫感というかそういうものももっと私は欲しいなというふうに思いながら聞いたところでごさいますけれども、いずれにしても国の国保会計への財源の支出を以前の水準に戻されるだけで、抜本的な解決が図れるし、そのことが政治の役割だというふうに考えます。先日、ある時代劇ドラマでこんな言葉を聞きました。俳優、中村敦夫扮する大塩平八郎が、いまわの際に言い残す言葉です。それは、「民疲弊すれば国荒廃し、民豊かなれば国栄える」という言葉です。大変含蓄のある言葉だと思います。この言葉をかみしめながら、国に対する市長の引き続きの働きかけと、それと市長におかれましても市独自の施策の実行、英断、これを心から望みまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、通告番号6番、「子育て支援の一層の充実のために」、このことについて伺います。

寒河江市は昨年10月から子供の医療費を中学3年生まで入院、通院の全ての無料化を実現しました。これは大変喜ばしいことであり、子育て世代に対する大きな激励になったことと思います。私のところにも、「大変助かる」と、こんな声がたくさん寄せられております。

若者世代の人口の定住化、まちの活性化への取り組みは一段と加速させなければならないと考えますが、県内市町村の中では遊佐町がことし4月から子供の医療費の無料化を高校3年生まで引き上げる施策を実行いたしました。全国では200を超える自治体が高校3年生までの医療費無料化を進めていることがわかりました。この医療費無料化の拡大も含む子育て世代への手厚いさまざまな施策は、定住人口の拡大につながっている、このことは間違いのない事実だと思っております。

本市でも、こうした先進例を率直に受けとめて、医療費無料化年齢の引き上げを検討すべきと考えるのですが、市長は中学校3年生までの実現をしたときに、これで肩の荷が一つおりましたというようなニュアンスのお話をされておりました。昨年10月にこれが実現されたばかりで、また高校3年生までかという思いもおありかもしれませぬけれども、ここは子供のために医療費の無料化を引き上げること、これは寒河江市の未来にとっても大きな意味があるのではないかと思います。この点についての市長の御見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子供の医療費の無料化の拡大というのは私の就任当時から公約でもありましたから、財政状況を見ながら順次拡大をしてきたところでごさいます。おかげさまで、今年の10月からは中学生まで入院、通院合わせて完全無料化ということでさせていただきました。

子育て支援の政策というのは、いろんな形で今経済的な支援をさまざまな事業として取り組んでいるわけでありませぬ。その一環としてこの医療費の無料化というものがあるかと思えます。そういう意味で、県内の自治体は全て中学校3年生までだそうでした、遊佐町さんが高校3年生までと、こういうふうになっているんですが、子育て世代に経済的支援をして

いくということについては、やっぱり親御さんがまだお若い方が経済的にもなかなか大変だということで医療費無料化を進めてきたという経緯がありますね。そういう意味で、経済的支援の一環でありますから、この無料化の事業とそれ以外にもいろんな経済的支援の事業というのはあるわけなので、財源は限られておりますから、どういう財源を効果的に優先順位を決めてしていくかというふうになるんだというふうに思います。昨年末に3年間の実施計画をお示した段階では、医療費の無料化の拡大ということよりも第3子に対する支援、保育料の無料化というものを進めていくということでお示しをしているところでありますので、実施計画にまぎらずに沿って着実に実行していく中で、その段階において医療費の無料化を拡大していくことについても大いに検討して、また議論をしていきたいというふうに考えているところであります。

基本的にはこれも国保も同じですけども、国が今、地方創生などということを声高々に言われているわけでありまして、やはり医療費の無料化などについても国策としてきちんと対応をしていただくということが必要なのではないかとということで、市長会を通じて要望をしているところでありますし、県においてもまだ小学校3年生までの支援しかありませんので、それ以上は全部市町村が100%負担をしていくという状況でありますから、そこら辺も理解をして、県は上げましたけれどもね、ことしから。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

○**国井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 市の施策といいますのは、さまざまなこと、細かいことがお互いに連携し合いながら相乗効果を伴ってよりよくなっていくもの、よりよくしていくべきものというふうに感じております。第3子の保育料の無料化、それから私もこれまでも取り上げてまいりました

若者世帯への住居の家賃の助成ですとか住宅リフォーム、それから無利子の奨学金制度の創設、そういうさまざまな事柄をたくさん各それぞれの市民層に浸透させていながら施策をしていくということだと思います。第3子の保育料無料化、これも大変結構なことですし、いろんなことが市長の頭の中にもあって、公約を実現するというところで頑張っておられる、これはそのとおりだと思います。ですので、医療費の無料化を優先するかどうか、何をやるかということを考えていくと市長がおっしゃって、大いに検討していくということでお話しされました。これはさらなる相乗効果をぜひとも期待するものであります。

現在、寒河江市の場合の医療費無料化、対象者が未就学児で2,277人、小学生は2,177人、中学生が1,114人というふうにお聞きしております。合計で5,568名ですね。お聞きしましたら、高校生は1,257名ということなんですね。

福島県では、原発の関連もございましてけれども全市町村での高校3年生までの無料化が実行されておりますね。ですので、各市町村の事情とかも鑑みながらということではあるかと思えますけれども、実際に全市町村でやっている県がある、これは大変私たちにも大きな示唆を与えているのではないかなというふうに思います。それで、現在乳幼児医療全国ネットによりますと、助成対象を中学校卒業以上とする市区町村が通院で349自治体、入院で390自治体になっているということなんですね。しかし、先ほど市長もおっしゃいましたように、さまざまな事情で通院の対象年齢を5歳児までとしているところが105自治体もございまして、入院で45自治体が残っているということでございます。市町村制度全体を底上げして、格差はこれまで大分解消になってきましたけれども、この解消をさらにしていくためには、市長おっしゃいましたように国の制度創設がまずは必要だというふう

に思いますけれども、これはほかのことを見ましても待っているだけではなかなかいかないと。寒河江市に住んでいる合計6,700人の対象になる方への医療費無料化もぜひ進めていただいて、ほかの施策との相乗効果として高めていただきたいというふうに心から思います。

これについて市長、福島県では全部の市町村でやっていることですか、このような全国的な流れを見まして、もう一度市長の見解を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 國井輝明議長** 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり福島県、原発の問題があって、これは福島県知事が呼びかけてというんですかね、主体的に高校3年生までということで全市町村が協力をしていっているというふうにもお伺いしておりますし、そういう意味で我々としても隣の県ではありますけれどもいろんな形で影響を受けているわけですから、ぜひそこら辺は状況を見ながら参考にさせていただきたいというふうにも思いますし、中学校3年生までで一つの区切りではないのかと申しあげたのは、それ以上は考えないという意味ではもちろんありませんので、そういうことで先ほど申しあげましたけれどもいろんな形で限られた財源を有効に活用していく、優先順位をその都度その都度判断をしながら、より効果的な事業を、あるいは子育て支援をしていくということで検討させていただきたいというふうに思いますし、またいろんな状況、この医療費の問題についても他の先進事例なども参考にさせていただきながら、大いに検討させていただきたいというふうに思います。
- 國井輝明議長** 遠藤議員。残り時間を考え、質問願います。
- 遠藤智与子議員** ありがとうございます。
これで終わりだということではなくて、さらに検討していくということでした。大変

心強く思っております。

先ほどの大塩平八郎の言葉ではありませんけれども、寒河江市の子供がより幸せになること、これは寒河江市の未来がより明るくなっていくこと、これにつながっていくと思います。子供の医療費が無料化だということで、ちょっとしたけがでも、ちょっとした病気でもすぐかかれる、その結果病気が重たくならずに早目に治る、こういうことがございます。総じて言えば、医療費もかからなくなっていく、そういうことでもございます。これは国保制度にも言えることだと思います。寒河江市でのさらなる子育て支援の充実を求めまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

- 國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

- 國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊賢一議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号7番から10番までについて、4番渡邊賢一議員。
- 渡邊賢一議員** 渡邊賢一でございます。

初めに、市長への手紙や住民アンケートなどによる市民本位の佐藤市長2期目、市長初め執行部の方々の御奮闘に心より敬意を表したいと思います。

私は、今回初めて質問に立たせていただきます。足が震えているわけですが、2月から市民の皆さんとの対話を通じて多くのことをお聞きしてまいりました。特に多かったのが議員数の削減により議会と市民の皆さんの距離がますます広がったとの声であります。議員は誰がなっても同じだという厳しい声もございました。そ

うした声にも謙虚に耳を傾け、その乖離を少しでも小さくするため、新人議員ではありますが、これまでの行政経験と地域活動で育てていただいたお力で、即戦力となるよう頑張っていく決意でありますので、なお一層の御指導、どうぞよろしくお願い申しあげたいと思います。

私は、観光と農業問題、雇用と労働問題、防災・減災対策、平和行政の4点について質問をさせていただきます。制限時間の関係もありますので、多少はしよりますが、御容赦をいただきたいと存じます。

通告番号7番の「未来創成戦略とさくらんぼの都市独自の観光・農業の振興策について」でございます。5項目でございます。

おとといはNHKのど自慢、そして観光さくらんぼ園のオープンセレモニーも行われ、本格的なさくらんぼシーズンの到来となりました。一方で、農作業中の熱中症で農家の方がお亡くなりになりました。そうした状況の中で、先日開催された未来創成戦略外部有識者会議の資料と具体のデータを踏まえ、未来創成戦略とさくらんぼの都市独自の観光・農業の振興策についてお尋ねいたしたいと思います。

まず1つ目の原発事故による風評被害対策及びTPP対策の現状についてでございます。

原発事故の影響で、現在も福島からの避難が続いているわけございまして、観光客は事故前の数字にまだ満たないというふうに統計上言われております。また、国によっては農産物の輸入を禁止するというふうな状況もありまして、まだまだ被害が続いているというふうに思っています。

市内の観光業、農業の風評被害について、これからもまだ影響を受けていくと思いますので、損害賠償請求を国と東京電力に対して県と一緒にやって行くべきというふうに思っています。それについて、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 東日本大震災及び福島第一原発事故による避難ということでもあるわけですが、現在でも県内には5月14日現在3,982人、寒河江市内でも173名の方が避難している状況であります。寒河江市におきましては、震災発災直後から「絆！元気！寒河江」推進本部ということで、全庁的な体制をつくって現在まで避難者支援、それから市内の放射線量の測定などの対応をしてきているところであります。

お尋ねの風評被害の損害賠償請求の件についても、これまで寒河江市としては給食あるいは水道水にかかわる放射能物質検査の費用などについて、それからJA、農協のほうでは牛肉に係る価格の下落分、あるいは検査費用などについて、そして御指摘がありました観光のほうについては周年観光農業推進協議会は観光客減少分などについて損害賠償請求を行ってきているところであります。今後も引き続き継続していくという考えでありますので、これについては県や関係機関と十分連携をとりながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

今議会に向けて、市民の皆さんから、団体の皆さんからも請願が出されているTPP、環太平洋経済連携協定の参加についてです。平成25年4月に国会決議が行われているわけですが、これが遵守されないような状況と今なっており、明確にこれについては市長として反対を表明すべきというふうに考えております。これについてはいかがお考えでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、TPPの交渉については去る5月9日、安倍首相が日米においてまさに最終的な出口が見えてきたというコメントを出しているわけであります。また、5月23日には

TPA法案がアメリカ議会の上院で可決されたということで、大きな山場を迎えているのではないかというふうに認識しているところであります。

これまでも申しあげてまいりましたが、TPPについては産業分野、それから地域経済に大変大きな影響を及ぼすということでありますので、国民、そして市民に対して十分な情報提供と説明が必要であろうというふうに思います。その内容が一般市民に対して悪影響が出ないように国において万全な対応が求められているというふうに考えているところであります。

そして、私としてはTPPの内容が市民全体の生活を著しく阻害する要因となる部分については反対せざるを得ないということを申しあげてきたところでございます。御案内のとおり現段階でもTPPの詳細な内容というものが国から示されておられません。交渉の推移を注視しながら、一日も早い情報の開示、そしてその情報に基づいて市民の皆さんに丁寧に説明をしていく、提供をしていくということが求められているんだというふうに理解をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ市民に情報の開示がなるようにお願いをしたいと思ひます。

また、最近では新たに蔵王山噴火警戒区域指定によって、蔵王周辺の観光地は風評被害が深刻になっております。市内における宿泊客やさくらんぼ狩りの観光客など、観光面での影響については本当に大丈夫なのかというふうな声も出されており、現時点での状況などをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私どもも渡邊議員と同様に影響が出ないかということをお大変心配しているわけでありまして、県内の宿泊施設あるいはさくらんぼ関係団体などに確認をしているわけ

でありますけれども、現段階では蔵王山の噴火による直接的な影響は認められていないという状況でございます。しかしながら、全国各地で火山の噴火などが続発しているなどということをお踏まえますと、今後も気象台の最新の情報などを注視しながら、情報収集に努めながら、いざというときの対応も考えていかなければならないというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目のさくらんぼ農家、これは生産人口についてでございますが、これの現状、あるいは今後、未来に向けて後継者育成対策について御質問したいと思います。

データによりますと、25年後の人口が約3万人という予測であります。農業分野を含む1次産業はさらに深刻でありまして、1975年から2010年までの35年間で約3分の1まで減少したという結果であります。ある業界筋からいうと、本当に1次産業、特に農家については絶滅危惧業種じゃないかということまで言われております。現在の生産人口の平均年齢、または戸数についてぜひお教えいただきたいと思ひます。

さらに、新規就農者が夢を持って農業ができるシステムづくり、後継者育成対策を進めてほしいというふうな声が多くありました。例えば雨よけハウスや成木が既にあるような樹園地を譲り受ける場合、更地にしなければ補助が受けられないという、そうした厳しい要件がありまして、県のオーダーメイド方式のような実態に合った補助要件、緩和策も進めてほしいという、若い農家の皆さんからの声も出されております。ぜひそうしたものも含め、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、最近の寒河江市のさくらんぼ販売農家数であります、統計資料「山形

県の農業」によりますと、平成17年から22年までの5年間で1,483人から1,296人ということで、12.6%減少している状況であります。また、御案内のとおり65歳以上の農業者の方が約65%ということで、大変高齢化が進んでいる状況にあります。こうした傾向は今後も続いていくというふうに考えざるを得ない状況であります。

そうした現状の中で、寒河江市の農業を維持・発展させていくためには、生産人口の維持のための御指摘のような新規就農者の育成、それから雇用労力の確保、さらに農作業の負担軽減というのが大変急務になっているというふうに認識をしているところであります。そのため、後継者の育成対策として農業委員会と連携しての優良樹園地のあっせん、それから担い手新規就農支援事業を活用した生産基盤整備や賃貸借料への補助など、さくらんぼ生産に参入しやすい支援策というものを展開しているところであります。

また、雇用労力の確保ということを申しあげましたが、JAと連携をいたしましてアグリヘルパー制度の周知活動など、さくらんぼ農家の支援も行っているところであります。さらに、農作業の負担軽減のために低木仕立てなどを導入した低労力モデル園地の整備、ことしからやろうとしておりますが、それから高所作業車の導入に対する補助なども行いながら、負担軽減の支援をしていくというところであります。

後継者の育成、それから生産人口の維持のためには、やはり農業所得の向上というのが最も効果的な要因であるというふうに思っております。そういう意味で、寒河江の誇る紅秀峰のブランド化、さらには生産拡大のための支援策の一層の充実を図っていきたいというふうに思いますし、また特に新規就農者の方に対してはただいま御指摘のあった点なども踏まえて、農業者の皆さん、あるいは農業団体などからも御意見を頂戴して、新たな支援策というものを検討

していく必要があるというふうに認識しております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと存じます。

3つ目の観光客誘致のイメージアップ、また効果的な交流人口の拡大に向けて御質問したいと思います。

これまでいろんなイメージアップ作戦、例えば、ゆるキャラとかミスさくらんぼなど、一生懸命頑張っておられます。多くの効果が上がっているというふうに思っているんですが、これに限らず、イケメン男子や走る広告塔、例えばさくらんぼランナーズのような結成、寒河江でしか手に入らないような世界に一つだけのオリジナルグッズ開発など、競合している自治体が真似のできないようなさらに踏み込んだ新たな視点も必要ではないかというふうに思っています。これについて市長の見解を求めたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市にはさくらんぼ、あるいは慈恩寺ばかりでなくて、他にない、あるいは他に誇れるようなすばらしい地域資源が数多くあるというふうに認識しております。その豊富な寒河江の魅力というものを新たな視点からどのように生かして全国に発信していくかということが大きな課題であるというふうにも思いますし、また住民参加による地域全体のもてなしというものを進めていく中で、より地域の利害を創出して、観光誘客に結びつけるということも大変重要ではないかというふうに認識しております。ここ最近では、例えば青年会議所が主催する「やきとりBar（バル）」でありますとか、「ツール・ド・さくらんぼ」などについては、地域資源を生かして新たな、そして独創的なイベントとして成長しているのではないかというふうにも思いますし、また慈恩寺

についても商工会青年部のつくった山形CM大賞の受賞でありますとか、国の史跡指定によって地域も盛り上がって、その歴史が身近に広報・宣伝されて、新たな観光客誘致にもつながっているものというふうに思います。今後こうした若い方々の斬新なアイデアなども十分取り入れながら、寒河江らしいオンリーワンのまちづくりというものを進めていく必要があるというふうにも思います。御指摘の点なども含めて、さらにイメージアップ、交流人口の拡大に向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つが全国規模での広報、宣伝、情報発信という点で言いますと、もっと観光業と農家のコラボの商品を売り出してはどうかというふうに御提案をしたいと思ひます。例えば市内の温泉旅館宿泊と朝摘みさくらんぼ、非常に今、脚光を浴びているわけですけれども、そうした朝摘みさくらんぼ狩りなどのプレミアム限定セット商品と称して、寒河江でしか味わえないような、そういったものもいいのではないかとこのように思ひますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 朝摘みさくらんぼについては、昨年ですかね、デスティネーションキャンペーンなどでも大きく取り上げられ、話題になったわけでありすけれども、その背景には朝摘みのさくらんぼは新鮮でおいしいというところもあって、また宿泊と結びついて滞在時間が長くなるということで、非常に効果的ではないかということがあったようでありすけれども、寒河江市においてはお聞きをすると既に平成18年ごろから市内の宿泊施設において慈恩寺、田沢川の蛍観賞ツアーとセットの朝摘みさくらんぼ狩りを実施していたということでありす。佐藤錦の

収穫時期と蛍観賞の時期がマッチングすることから、6月中旬から7月上旬のシーズン中にはツアーバス10台相当の観光客の宿泊の実績があったというふうに聞いているところであります。そういう意味で、ぜひこれからもこうした取り組みを進めていきたいというふうにも思ひますし、寒河江ならではのプレミアム感というものを付加して、差別化を図って、新たな取り組みも進めていく必要があるというふうに思ひます。もちろんそれには温泉組合あるいは周年観光農業推進協議会などとも十分連携をしながら、商品化していくということに努めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひこれまた進めていただきたいというふうに思ひています。

4つ目、道の駅周辺の環境整備、交通安全施設や案内板についてでございます。

約四半世紀、25年ぐらゐ経過するんでしょうか、あのチェリーランドができて、国道112号線の信号あるいは横断歩道も設置されず、ここに来た観光客が危険な横断をしなければならないというふうに現在なっています。特に高齢者の横断は非常に危険でありまして、せっかく朝日連峰、月山、葉山という大パノラマのビュースポットである二の堰親水公園、遊歩道、水車小屋などへの案内板がほとんどなくて、観光客がよくわからずに迷子になっているケースが多々ございます。このことから、ぜひ信号機や横断歩道、観光案内板の設置等、観光客への安全・安心とおもてなしの環境整備を進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘の点、我々も非常にそこから辺はこれから配慮をしていかなければならないというふうにも思ひておりますが、御案内のとおり信号機と横断歩道というのは市が設置するわけにもいきませんし、公安委員会が設置を

するということになります。特に信号機などについては交差点において相互対象道路のそれぞれ入れ込む車の数というのが1時間当たり300台以上ないとなかなか信号機をつけられないというような基準があるそうでもあります。もちろん112号は300台なんです、その入り込む道路がそうになっていないというような御指摘を受けました。また、横断歩道については信号機のような基準はないけれども、必要性、安全性などを総合的に判断して設置をしていくんだというようなお話でありました。そういう意味で、我々も現時点ではなかなか難しいというふうな感触を持ったところでございます。

また、観光案内板については、現在道の駅正面の112号と市道の交差点の西側に二の堰親水公園の案内看板が1基配置されているところがありますが、なかなか見えづらいというようなところもありますし、この二の堰親水公園というのは私も思いますけれども大変優秀なと思いますか、大変いい観光資源というふうにも思います。これからの誘客のためにも、あるいはにぎわいを創出していくためにも、案内看板などを設置するということについて意を用いていきたいというふうにも思いますし、また信号機、さらには横断歩道などについても公安委員会のほうにもぜひ働きかけをしていって、何とか御理解をいただければなというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。地元の市民の皆さんからは、いろんなイベントがふるさと総合公園のほうに皆持っていかれるというふうなことがありまして、そういった面にもぜひ御配慮いただきながら、バランスのいい開催をお願ひしたいと思います。

さて、最後5つ目ですが、県の「世界一さくらんぼ」等の次世代プロジェクト、きのうも会議が行われたようですけれども、これとの連携

についてでございます。

メジャーデビューから産地での普及まで約20年と言われている新品種開発でございます。次世代のさくらんぼ、いわゆる大粒系とかポスト佐藤錦としての話題の「世界一さくらんぼプロジェクト」、これとの連携をもっと進めていくべきです、共同開発など紅シリーズに頼らず市独自の研究開発もさらに進めていくべきだというふうに考えるわけですが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** きょうの新聞にも載っておりましたが、県のほうでは今年度から新たに新品種の開発、それから国際宅配制度の構築、機械収穫の研究などを主な内容とする「さくらんぼ世界一プロジェクト」というものを始動させるということでありまして。お話をお聞きしますと、この主体になりますのは、寒河江市にあります園芸試験場ということでありまして。今、紅秀峰というのがそういうふうには寒河江ではいろんなブランド化を進めておりますけれども、ほかの県でも新たな品種の開発などを行っているわけでありまして。青森県のホームページを見ますと、大玉でおいしいさくらんぼ新品種ジュノハート、これは紅秀峰とアメリカンチェリーを掛け合わせたんですね。ことしの7月ごろからデビューをしたいなどということが書いてありましたが、そういう意味でこれはだんだん大玉系になっていく、そして海外展開など県のほうでも推進していくということでありまして、そういう意味ではアメリカンチェリーに対抗できるような品種を開発していきたいという意気込みだというふうに思います。我々としても大変そこは賛成でありますし、そういう意味でぜひ県とも協力をしていきたいというふうに思いますし、地元には園芸試験場があるわけでありまして、試験研究ということになればやっぱり人材、そういう施設というものが充実をしている県の園芸

試験場のほうでしていただくというのがいいのかなというふうにも思っておりますけれども、ぜひそこら辺は我々市としても協力をさせていただきたいというふうに思います。

ことしから、先ほども申しましたけれども農協さんと連携をしてさくらんぼのモデル園地というものの整備を市のほうで計画をしているところであります。さらには、寒河江市では輸出などについても台湾は3年目を迎えるわけですけれども、ことしまたオファーがありまして、台湾以外にも持っていくという計画でありますので、そういう意味でぜひこうした輸送の面でのいろんなノウハウも一緒に研究できるのかなというふうにも思っているところでありますので、ぜひ県とともに目指していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** これまで輸入自由化に勝ち残ったわけですので、これらを踏まえ、ぜひさらに研究を進めていただきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

さて、次の通告番号8に移りたいと思います。

若者定住のための雇用創出と健康で安心して働き続けられる職場の拡大についてでございます。これについては4点お尋ねしたいと思いません。

1つ目、企業誘致の現状と雇用創出についてでございます。

未来創成、特にその中でも若者定住のためには雇用対策こそが最重要政策と言われております。市政概況の御報告にもございましたけれども、市内の雇用の現状についてどうなっているかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 雇用の状況としては、定例会冒頭で御報告いたしました、ことし4月のハローワーク寒河江管内の有効求人倍率は0.92倍ということですが、常用における有効求人

倍率は西村山郡の0.96倍に対して寒河江市は1.10倍ということで、西村山管内全体では寒河江市が高くなっているというような状況でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** その中でも、2番目に書きましたけれどもバイオマスエネルギーなどを利用した持続可能な資源活用の企業誘致を図り、さらに産業育成に向けて進めていくべきだというふうに思っています。寒河江市周辺には豊富な西村山地域山間の森林資源がございます。これについては県でも力を入れているわけでありまして、資源活用した産業分野に雇用を確保していくのが一番効果的だというふうに思っています。例えばこれによって農業用の加温ハウスでの活用、ペレットボイラーなどの普及拡大をしながら、市として後押しすべきというふうな声もございます。ぜひこれが進むように、市長の御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** バイオマスエネルギーというのは、化石燃料に比べてCO₂が少ない自然エネルギーであるわけでありまして、地球環境に優しい新たなエネルギー源として利活用が期待されているということは御案内のとおりであります。

環境エネルギー関連分野につきましては、国においてもバイオマスエネルギーなどの導入促進というものを進めているわけでありまして、今後進展が期待される分野であるため、我々としても企業誘致などについてもそういった関連の企業などにも働きかけをしているところでありますし、資源もあるわけでありまして、ぜひその資源を活用した事業展開などもさせていただければなというふうにも思います。また、ことしから市の老人福祉センターのボイラーをペレットボイラーにかえさせていただいて、そういう資源を活用して実際進めていくなどとい

うことで事業を展開させていただいているところであります。できる限りそういった企業誘致、あるいは事業化に向けた支援を寒河江市としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 市長もおわかりのとおり、暖かさが違うというか、化石燃料と木材では。その違いをぜひわからない方には広くPRしていただき、またさっき言った農業などへの展開も含めて施策としていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて3つ目、ここからは労働環境の課題なんですけど、市内企業における育児休業など子育て支援制度の理解と休業の取得拡大に向けてでございます。

これについては、現在国のほうで残業代ゼロ、いわゆる働かせ放題とか、雇用の金銭解決制度、首切り自由という、そうした労働法制の改悪が行われようとして、これに反対する請願も今出されているわけでございます。今ある制度すら知らない事業所、労働者が多いため、こうした育児休業などの広報をもっと力を入れていくべきだというふうに思っています。男女共同参画社会を実現するためにも、優良モデル事業所を指定するなどして、男女の育児休業の取得率向上をさらに図っていくべきだと思うんですが、市長の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この件については、ことし3月に公表されました平成26年度ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する県民意識調査報告書によりますと、育児休業制度の利用者数は48.1%にまだとどまっている低い状況であります。こうした労働関係の各種制度の周知というのは、仕事と家庭の調和を図る取り組みを進めていく上では大変重要だというふうに考えているところであります。

現在、女性も男性も働きやすい環境づくりを推進するための山形いきいき子育て応援企業認定制度というのがありますが、この認定を受けた企業というのは県内で617あるわけでありませうけれども、寒河江市内には34社ございます。中でも日東ベストさんは市内で唯一優秀企業の認定を受けているところでございます。また、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度というものございまして、山形労働局管内では19社、そのうち市内では株式会社山形富士さんが認定を受けているというような状況であります。ぜひこうした認定企業の活動というものを市としても大いにPRをして、これらの活動を周知していきたいというふうに思ひます。

今年度の事業として、企業経営者並びに人事担当者などを対象に女性が輝く職場づくり推進セミナーというものを市で開催させていただきます。各種制度の周知を図るとともに、男女とも育児休業取得率の向上なども含めた職場環境の改善、整備への取り組みの機運醸成を図っていく考えでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ推進セミナーの開催、これをきっかけに取得が拡大されるようにお願ひをしたいと思います。

続いて、4つ目の市職員の心身の健康増進並びに労働条件改善に向けてでございます。

これについては、ぜひ市長の足元から改善をしていただきたいという趣旨で、時間外勤務の現在の実態、年次有給休暇や夏期休暇などの取得状況などをお聞きしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平成26年度の状況について御報告申しあげますが、時間外勤務の実施状況については、職員1人当たりの年間平均は51時間あります。また、最も多くの時間外勤務をした職員の年間実施時間数は360時間でございます。年次有給休暇の取得状況については、26年

度実績で1人当たり年間平均8.3日、夏期休暇は年間3日間取得することができますけれども、1人当たり年間平均2.9日の取得というふうになっております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 県では、前知事時代からの行き過ぎた行政改革などによって、大幅な人減らしが進んで、過労死や突然死を含む現職死亡あるいはメンタル疾患で長期病休者が増大しているという実態がございます。市の職員の皆さんの労働安全衛生上、こうした取り組みと心身の健康増進策、今数字はお聞きしたわけですがけれども、まだまだサービス残業とか土日出勤などで振り替えがとれない方なども中にはいらっしやるとお聞きしているんですけれども、そうした心身の健康増進策についてももっとどういうふうに進めていこうとしているのかお聞きしたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市職員への労働安全衛生の取り組みと心身の健康増進策についてお答えをしたと思います。

現在、市職員でメンタル疾患により特別休暇などを取得している職員は1人ですが、当該職員は現在「試し出勤」を実施中でありませう。そういったことで、自宅や病院で静養している職員はいないわけでありませう。

また、長期間労働への対応でありますけれども、例えば選挙事務とか災害の対応などで短時間に長時間の労働を行った場合などについては、産業医の面接指導などについて説明を行って、必要な措置を講じていくことにしているところでありませう。

今後とも各職員に対するカウンセリング体制の周知、さらには所属長及び健康管理担当者へのメンタルヘルス研修派遣、さらには産業医からのアドバイスなどをいただきながら、職員の健康増進に努めてまいりたいというふうにお考え

ているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ労働安全衛生対象職場になっているわけですので、月1回の労使の話し合いなども含め、県では進んでいるわけですので、市としても実施していただきたいなというふうにお思っています。

最後に、ワーク・ライフ・バランス、先ほど市長からもありましたけれども、これをしっかり保持して、人間らしい働き方となるようにしていくこと、意識改革が必要だというふうにお思っています。そのために、人員配置の適正化、時間外勤務縮減と年次有給休暇や各休暇の完全取得ができるような職場づくりに配慮すべきだと思えますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、人員配置については今年度行財政改革指針の見直しというものをさせていただくことになっておりますので、今後のそれぞれの事務事業量の把握、あるいは業務の改善などを行いながら、適正配置を進めていきたいというふうにお考えしております。

それから、時間外勤務の縮減については、時間外勤務取扱要綱にのっとって、所属長においては事務量の的確な把握、それから事務の配分などを適正に行うことはもちろんでありますし、また事務処理の合理化及び能率化などについても意を用いて、正規の時間内に事務を処理するよう指導・監督していただくということにしているところでありませうし、今後ともそういう形で進めていきたいというふうにお思います。また、職員においても職務を遂行していくに当たって勤務時間内に事務を処理するよう努めていくようにさらにお願いをしたいというふうにお思っております。

やむを得ず週休日あるいは時間外に勤務を命じていく場合などにおいても、週休日の振り替えでありますとか、時差勤務などを行って、職

員の健康の維持・増進に努めていきたいというふうに考えているところであります。

先ほども申しあげましたが、短期間に多量な事務などが発生した場合、これまでも係や課を超えて協力しながら業務に取り組んできたという経緯がありますので、今後とも横の連携を密にしながら、時間外勤務の縮減に一層取り組んでまいりたいというふうに思います。

年次有給休暇、それから夏期休暇の取得状況は先ほど申しあげましたが、課長会などでも逐次取得状況などを説明して、計画的な業務管理による連続的な年休の取得促進でありますとか、取得しやすい職場環境づくりなどにも意を用いていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。地方公務員法改正によって、評価制度などの導入なども予定されているそうですけれども、こうした問題についてもまた別途御質問させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続いて、通告番号9番、防災・減災対策と安全安心のまちづくり推進についてでございます。これについては7点ほどお尋ねしたいと思ひています。

1つ目の袋小路の除雪対策及び空き家・空き地の利活用についてでございます。

このところ豪雪が続いておりまして、除雪費もかなり膨らんでいとお聞きしております。市内の袋小路には老人世帯が非常に多く住まわれているというふうな状況で、当該地は市道認定のならない私道で、除雪も雪押し場というふうになって、スペース確保が困難なところが多いわけでございます。老人世帯は体力が低下していて、各家庭の入り口さえ除雪がままならず、冬期の災害時には袋小路に緊急車両が入れないような事態も想定されます。冬期間だけでも雪

置き場として空き家・空き地の借り上げができないものかというふうな声が出されておりますので、お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 袋小路のところについては、主に私道になっている場合が多いということ、御指摘のとおりであります。私道の除雪については関係者の同意を得て町会長さんなどから申請をいただいて、そして除雪を行っているわけです。その際、雪押し場の確保をお願いしているところでありますが、困難な場所もあるということでもありますので、申請のときに近くに利用できる場所を探すなど、事前の打ち合わせをさせていただいて、除雪作業を進めている状況でございます。

高齢者世帯も多いというふうなお話でありましたが、今後ますます高齢者世帯がふえていくということも予想されるわけでもありますので、我々としても除雪制度のさらなる充実というものを進めていかなければなりません。除雪というのは言ってみれば一つの災害的な要素が多々あるわけでもありますので、災害は何としても克服しなければいけないというふうに思ひますので、さらなる制度の充実、さらに狭い袋小路での雪押し場の確保をするための御指摘の空き地を借り上げるなどの手法などについても、これから検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目のこういう対象不動産の固定資産税の減免特例制度を新設できないかという点でございます。

今、市長からありましたように町会長初め、町会段階で借り上げの協力が得られないというふうな状況がありまして、これは不動産所有者の税制上のメリットがないためというふうな率

直な声が出されています。地方税法にはこういった特例がないために、寒河江市独自に条例を制定して、若干固定資産税の税収は下がると思いますが、軽減をすべきというふうに考えますが、市長の御見解をお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問にもありましたけれども、固定資産税の減免については地方税法に基づいて市税条例及び市条例規則で規定をしていることとありますが、現在の内容の中では一つには公益のため直接占用する固定資産というのがあります。それについては減免の対象になるということとありますが、この公益のため直接占用する固定資産というのは集会所や児童公園、さらには学校法人など以外の者が設置した幼稚園で保育に供する固定資産などということになっておりますので、御質問の町会などで雪置き場として空き地を借り上げた場合というのは現在の制度では対象にならないというふうになっているところであります。

我々としては、先ほど申しあげましたけれどもぜひ何とか地域の、とりわけ袋小路の除雪などについて困っている状況なども十分把握しながら、またいろいろ調べてみますと先進事例などもほかの県の自治体などでもあるようですから、その辺を調査をさせていただきながら、その減免特例制度について検討していくことを進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 非常に誠意ある前進回答、ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そして、3つ目の自主防災組織整備についてでございます。この現状と今後の防災訓練実施に向けた課題ということで、2点お聞きしたいと思います。

現在、袋小路も含め自主防災組織の組織率、あるいは防災訓練が行われたか否かの実績、こうしたものはどうなっているかお伺ひしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 自主防災組織というのは、地区民の相互扶助の精神に基づいて地区単位で防災活動を行うことによって地震、水害、火災、その他の災害による被害を最小限に食い止め、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の取り組みを行うという大変重要な組織だというふうに理解をしております。

寒河江市の自主防災組織の整備状況は、平成27年3月現在で62組織となっております。町内会の数で言いますと201町内会のうち142町内会が加入しております。世帯数に対する組織率で言いますと78%ということになっております。ぜひこれを100%を目指して今頑張っているところでございます。

27年度におけるいろいろな活動状況であります。防災訓練の状況については37組織で実施をしております。そのほか、会議、パトロールなどを含めると41組織で活動を行っていただいているところであります。防災訓練の主な内容については、消火器を使った初期消火訓練、避難訓練、炊き出し訓練、それから防災用機器点検、操作訓練などが多かったと聞いております。これからもぜひ100%を目指しながら、自主防災組織の連絡協議会という組織がありますから、そこを通じて各組織の活動の充実、訓練の実施の呼びかけをさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 万一の災害に向けた訓練というものは大事です。市内全域で組織率100%を目指す。今市長からありましたけれども、ぜひ進めていただきたいと思ひます。市民のさまざまな職種の方々からも御協力をいただかないと、

これは進んでいきませんので、こういった点についてもぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 訓練というのは大変大事なわけでありましてけれども、昨年度各地区の防災訓練には90の町会の方から参加をしていただきましたが、全体の半分以下という状況であります。ぜひ全地域で防災訓練が実施できるように進めていかなければならないというふうに思ひます。

寒河江市では、毎年10月の第1日曜日に寒河江市の防災訓練を持ち回りでさせていただいております。今年度は高松地区が会場となっておりますけれども、地元の自主防災組織はもちろん参加していただくこととなりますが、各地区の防災組織の方々からもぜひ見ていただいて、各地区の防災訓練に役立てていただきたいというふうに思ひているところでございます。そういう意味で、寒河江市では各地区の防災研修会、それから防災訓練などの事業に対して補助制度もつくっておりますので、ぜひ多くの方が訓練に参加していただければというふうに思ひます。

また、その際アドバイスする人が、スペシャリストが必要だということであれば、今年度から危機管理室に防災対策専門員というものを配置させていただきましたので、スペシャリストとしての訓練へのアドバイスなどもできるというふうに思ひますので、その訓練の充実に御活用いただければというふうに思ひているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。質問時間残り5分です。

○**渡邊賢一議員** 4つ目のひとり暮らしの老人の方の救命救急の体制整備についてでございます。

現在自己申請となっている災害時要支援者の登録制の現状を、特に一番社会的弱者と言われていられるこの方々の登録状況をお聞ひしたいと思

ひます。また、町内会、例えば消防団とか民生委員の方々だけでは救出するのが非常に困難だというふうな声が出されております。隣組が緊急通報を受けた後の初動訓練、こういったものが非常に大事だというふうに言われておられて、この体制整備が必要なわけですが、ぜひこうしたところについての市長の御見解をお聞ひしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在の名簿登録者というのは市内で808名というふうになっております。内訳については、要介護3以上の方と障害者の方がそれぞれ22%、高齢者ひとり暮らしの方が31%、高齢者のみの世帯が25%というふうになっているところであります。

御指摘のとおり、各地区の民生児童委員の方、あるいは町内会長さんなどから御協力をいただくということになりますが、その方だけではもちろん災害時に機能を果たしていくということにはならない可能性もあるわけでありまして、そういった場合なども含めて、日ごろから地域の中でお互いが助け合い、いざというときには隣組の皆さんからも協力をさせていただいて、ともに助け合い守っていくという共助の意識を高めていくというふうにしていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった我々の活動も進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ万一のためによろしくお願ひしたいと思ひます。

時間の関係もありますので、(5)に入らせていただきますが、公民館整備事業等についての現状でございます。災害時に避難所となる地区公民館、分館の整備状況について、予算、決算の中にもありましたけれども、今の状況についてお聞ひしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 草薙教育長。

○**草苺和男教育長** 本市では、地域の公民館、以下分館と申しあげますけれども、分館の自主事業及び生涯学習の推進を図るため、分館を整備する場合、公民館整備事業費補助金交付規程によりまして補助金を交付しております。補助対象となる事業は、これまでは分館の新築、増築、駐車場舗装などでありましたけれども、平成25年度からは耐震改修を、さらに平成26年度からはバリアフリー改修も補助対象に加えたほか、分館を構成する戸数別に補助率を定め、少ない戸数の分館の負担軽減を図るなど、市民の要望を踏まえて制度の見直しを行ってきたところがあります。

分館の耐震化につきましては、市内61分館のうち耐震化の調査対象となる分館は18分館であります。平成26年度までに全分館で耐震診断を実施しておりまして、全ての分館が「倒壊する可能性が高い」という耐震基準の評点であります。0.7未満という結果でございました。それを踏まえまして、平成26年度に4分館で耐震改修を実施いたしまして、来年度も3分館で耐震改修を計画しているようであります。

また、バリアフリー改修については、手すりの取り付けや段差の解消、床材の変更、扉の取りかえ、洋式便器への取りかえなどが対象となるものであります。今年度は2分館で改修予定であります。引き続きそのほかの分館においても本事業を活用し、安全・安心な施設整備を推進していただくよう支援してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 以上で渡邊議員の質問を終わりにさせていただきます。

散 会 午後2時01分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

平成27年6月4日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

10番 沖津一博 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草薙和男	教育長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 長事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	局長 補佐	渡邊拓也	総務 係長

議事日程第3号 第2回定例会
 平成27年6月4日(木) 午前9時30分開議

再 開
 日程第 1 一般質問
 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○國井輝明議長 おはようございます。

一 般 質 問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、10番沖津一博議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○國井輝明議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成27年6月4日(木)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
11	人口減少問題について	本市にとりましても人口減少は深刻である。 (1) 昭和29年合併以来、人口動態はどのように変化しているのか。 (2) 現況について (3) 行政区画整理・区画整理組合・民間住宅団地などによる開発行為も本市は他と比較しても進んでいるかと思うが、転入者と転出者の変化は。 (4) 本市も本年度より「さがえ未来創成課」が創設され、5月22日に「さがえ未来創成戦略」の策定に向けた	14番 木村 寿太郎	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1 2	国史跡指定を受けて今後の慈恩寺観光について	外部有識者会議の初会合が開かれたが、この人口減少については、どのような内容説明であったのか。 (5) 全国どこの自治体も抱える課題と思うが、本市の今後の施策について 慈恩寺は市制施行60周年の記念すべき年に国史跡指定を受け (1) 指定を受けた後の成果について (2) 今後の施設計画や振興について		市長 教育長
1 3	寒河江市国民健康保険税条例の改正案について	(1) 医療費の適正化について (2) 税負担の軽減について	15番 内藤 明	市長
1 4	住みやすいまちづくりについて	(1) 左沢線と山形新幹線の乗り継ぎに係る待ち時間短縮による利便性の向上について (2) 首都圏における市内企業の社員募集に係る情報発信等の支援について		市長
1 5	市民主権の市政運営について	(1) 任命書や当選証書等の氏名に敬称を用いることについて (2) 損害賠償の額の決定等の議案に係る請求者に敬称を用いることについて		市長 選挙管理委員長
1 6	歴史のまちづくりについて	「地域の特徴、伝統を生かした魅力」の競い合う時代、個性的なまちづくりのために、特に慈恩寺、平塩熊野神社、寒河江八幡宮を活かしたまちづくりについて	8番 石山 忠	市長 教育長

木村寿太郎議員の質問

○国井輝明議長 通告番号11番、12番について、14番木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 おはようございます。

4月の統一地方選挙において、2名の定数減があり、またベテラン議員の5名の方が退任され、ちょっと寂しくなるかと思いましたがけれど

も、新人議員、優秀な4名の方がこの議会に参加することになりまして、大変うれしく思っております。私も振り返ってみれば4年ぶりの一般質問でございますので、いろいろ間違っても多少あるかと思えますけれども、お許し願いたいと思います。

それでは、私は新政クラブの一員として、またこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、私の考えも含め、通告番号11番、人口減少について

て、12番、国史跡指定を受けての今後の慈恩寺観光についてをお伺いいたしますので、市長、教育長の答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

今まさに人口減少時代に入った日本とは対照的に、世界の人口は72億5,000万人を超え、1分に137人、1日で20万人、1年で7,000万人ふえ続けております。

しかし、現在の日本人口は1億2,688万人で、国交省の資料によると日本の歴史背景の人口は鎌倉幕府政治時には757万人、江戸幕府政治時には1,227万人、さらに明治維新時には3,300万人と言われ、1900年、明治33年には4,384万人となり、20世紀までの100年間に約8,000万人ふえ、現在に至っております。

その後、2005年をピークに人口減少が始まりました。昨年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口は、2060年には8,674万人まで減少すると言われております。

山形県の人口は、2010年の116万8,924人から2040年には83万5,554人まで減少すると推計されており、約71.5%に落ち込むようであります。そのうち、人口が4割以上落ち込む自治体が県内では35市町村のうち13町村、65歳以上の高齢化も24市町村で4割超えとなり、実情は地方ほど深刻でございます。過疎、限界集落、地域コミュニティの崩壊、消滅可能都市など、実態を示す言葉が重くのしかかってきておるわけでございます。

本市におかれては、昭和29年に合併以来、人口動態はどのように変化し、合併当時の2町5村の各地区の人口と世帯数をまずお聞きしたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 皆様、おはようございます。

木村議員からは人口動態ということで、合併以降の変化について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

昭和29年のデータ、後ほど申しあげますけれども、資料によりますと国勢調査などもあって、昭和30年のデータがありますので、そこからお答えをしたいというふうに思います。

資料を見ますと、出生率と死亡率を比較するいわゆる自然動態では、昭和30年のデータでは479人の増と、こういうことでありました。要するに出生者数が多いと、こういうことですね。また、転入・転出を比較します社会動態では991人の減ということでありました。転出者が多いと、こういうことでもあります。

この自然動態、死亡と出生の変化を見ると、平成15年に出生数より死亡数が多くなって、自然減に転じているところであります。一方、社会動態の変化というのは直線ではありませんので、昭和50年と51年、平成5年から平成16年までの間は転入が転出を上回る、いわゆる社会増になっている状況であります。平成17年以降については、平成20年だけ社会動態が増加していますが、それ以外については平成17年以降、社会動態及び自然動態ともに減少している状況であります。

合併当時の昭和21年11月1日の2町5村の各人口と世帯数というお尋ねでありましたが、当時の資料によりますと人口については寒河江町が1万4,940人、世帯数については2,548世帯であります。西根村については人口が4,975人、世帯数が787世帯、柴橋村については5,916人、世帯数が966世帯、高松村については4,626人、世帯数758世帯、醍醐村については2,228人、世帯数365世帯、白岩町については人口6,457人、世帯数が1,077世帯、三泉村については2,965人、世帯数485世帯というふうになっております。これはそれぞれ記載しておりますので、これを合計してみましたところ、全体では4万2,107人、世帯数は6,986世帯というふうになっているようであります。

○**国井輝明議長** 木村議員。

○木村寿太郎議員 ありがとうございます。

そんなに大きくは変化していないということでしょうけれども、現況の各地区の人口と世帯をお伺いし、その後質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 それでは、現在の状況はどうなっているかということですが、最新の平成27年4月末現在の住民基本台帳に基づいて人口を申し上げますと、総数4万2,111人です。うち寒河江地区については2万3,670人、西根地区については4,684人、柴橋地区については5,199人、高松地区については2,957人、醍醐地区については1,212人、白岩地区については2,792人、三泉地区については1,597人となっております。

世帯数についても申し上げますと、総数は1万3,568世帯です。寒河江地区については7,959世帯、西根地区については1,419世帯、柴橋地区については1,566世帯、高松地区については838世帯、醍醐地区については340世帯、白岩地区については917世帯、三泉地区については529世帯というふうになっているところでございます。

○國井輝明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 ありがとうございます。

人口だけ比較しましても、わずか4名だけ増加になっているということですが、この数字が60年も同じ地区の数でもありませんし、減少の差が大きく変動しているということはございませんので、やはりこのような数字は合併した地区でも本当に変わらないわけではございませんので、県内どころか全国的にも珍しいのではないのでしょうか。当然のことですけれども、全体を見ますと寒河江地区がやっぱり人口では3割ぐらいふえているようですし、西根、柴橋地区はほぼ同じで、一番少なくなっているのは幸生、田代地区を控えておりま

す白岩地区が約6割近く減少しているわけです。それを見ますと、本当に地域差が大きいんだなという感じがしているところでございます。

さて、世帯数は6,500世帯ぐらいふえておりまして、ますます核家族化しているのかなという感じがしているところでございます。

次に、2013年6月に国立社会保障・人口問題研究所より発表され、本市の人口も2010年と比較して2040年には24.6%落ち込み、3万1,946人まで減少すると推計しているわけですが、死亡率と出生率の差である自然動態と、転出者数と転入者数の差である社会動態のこの2つの要因が人口の減少に大きく影響すると思われませんが、どのように捉えているのか市長の見解をお伺いしたいと思います。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 最新の状況、先ほどお答えをしましたけれども、人口動態のデータから言いますと最新のデータでは平成25年、寒河江市内ですけれども、自然動態については出生数が315人、死亡数が467人ということで、自然動態はマイナス152人ということになっております。社会動態のほうも転入が1,127人、転出が1,170人ということで、マイナス43人というのが最新の人口動態ということになります。そういったところから考えますと、まず社会動態のほうは平成20年は除いて傾向としては転入より転出が上回るという、減少傾向が続いています。これはもちろん寒河江市だけの特徴ではありません。全国の地方が抱えている傾向だというふうに思っております。

また、自然動態における出生数というのは年々減少傾向にあると。逆に死亡数は増加傾向にあるというふうになっているわけでありまして。寒河江市の人口の年齢別構成、ピラミッドを見ていきますと、死亡者数というのは今後も増加を続けていくんだろうというふうに思います。そういった意味で、出生数より死亡者数のほう

が上回っていく傾向というのは、自然動態が減少するという傾向はこれからも避けられないのではないかというふうに推測をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** ありがとうございます。

県の資料をいただいて、私見てきたんですが、年齢別の転入・転出者数の1年間、平成24年10月から25年9月までの資料を見ますと、県外への転出者数は高校を卒業する18歳から19歳と、大学などを卒業し就職する20歳代前半の若者が多く、県外からの転入者は大学などを卒業する20歳代前半の若者が多いわけです。18歳から24歳の年代においては、県外への転出が6,926人で、県内への転入者3,514人を大きく上回っております。転出超過数の全体の約9割を占めるそうでございます。このことが本県人口の減少の大きな原因の一つではなかろうかと思っております。県の統計年鑑をちょっと見せてもらったんですが、仮に本市においても県の資料のように転出人口の9割が18歳から24歳までであれば、この10年間で本市ではマイナス1,691人であります。その年代の90%である1,521人が転出していることになるわけです。あくまでもこれは想像ですけれども。

内閣府の調査・研究によると、子供の出生から18歳までの1人当たりの子育てにかかる費用は学校教育費、福祉・医療関係費、租税支出等の公費負担が約1,600万円だそうです。そのほかに親の負担が約1,475万円。合計3,075万円の費用がかかると内閣府では推計しているようでございます。これは資料としてはちょっと古いんですけれども。単純に掛け算をすれば本市においても年間5億円に近い数字がはじき出されます。18歳から24歳までこの地で育て上げた財産が何かすると抜けていくような感じがしているのは私ばかりではないと思います。

最近の学校基本調査によれば、大学進学率は

51.5%に達しており、20年前の平成6年には30.1%だったことを考えると、全国的に高学歴化が進んでいるわけでございます。高学歴の学生は、知的労働者の職層を求めます。そのような職種は東京を初めとする大都市に集中しており、地方では圧倒的に不足しているわけでございます。しかし、地方から関東圏に子供さんが進学するには、相当の学費がかかり、進学を断念せざるを得ないという家庭が多くなると思われれます。それには、卒業後にUターンができるような環境状況を整え、県、行政、そして民間企業とタイアップし、返済のない奨学金とか、そういう制度を設けないと18歳から24歳の転出はなかなか免れないのではないのでしょうか。

さて、本市でも行政区画整理とか土地区画整理組合、民間住宅地などにある開発行為も他市と比較して見劣りはしないと思いますが、転入者への効果はどのような効果があるのか、まずお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 木村議員御案内のとおり、寒河江市におきましても、これまで区画整理事業あるいは公社によります宅地開発などを断続的に進めてきた経緯があるわけでありまして、最近の事例で申しあげますと、土地区画整理事業としては、ほなみ団地を造成したところでありますが、これは結果として市外から109名の方が転入していただいているというような状況になっております。また、それ以前に公社で造成をしたみずき団地もあるわけでありまして、これも調べてみたところ市外からの転入者が221名、ですからほなみで市外からは109名、みずきで221名ということでありまして、この2つの住宅団地造成によって合わせて330名の市外からの転入者を受け入れることができたというふうに考えておりますので、そういった転入者の増については効果が多大であったというふうに理解しております。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** ありがとうございます。

そのように大変な効果があったように思われるわけでございますけれども、特に民間団地なんかは個人情報があるものですからなかなか調べるのが大変かと思っておりますけれども、確認通知をもらったり、あるいは建てれば税務課にも関係しますし、あと市民生活課と連絡し合いながら、そこら辺の数字も的確に捉えていく必要が十分あるかと思っておりますので、今後よろしく願いしたいと思います。

それから、本市においては他市では余り実施していない子育て定住建築補助金制度があり、2年目かと思っておりますが、その効果はどのような状況でございましょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子育て支援の一環として、子育て定住住宅建築事業補助制度というのを、実は平成23年度から創設をして、市外から市内に住宅を建築される方に対して支援をしてきたということであります。これまでの実績を申し上げますと、平成23年度から26年度までの4年間で21世帯、65名の方が寒河江市内に移り住んでこられているということであります。27年度も引き続き制度を実施しているところでありますけれども、これまでの実績、経験からして、支援対象の要件であります市外での居住期間を3年以上から1年以上というふうに短縮をして、より利用しやすくしたところでございます。その結果として、去る5月20日から運用を開始したところでありますけれども、5月末までの約10日間で10世帯の方から申し込みが既にあったということでございます。人数にすると35名の方が寒河江市内に定住をしていただくという見込みになっているところであります。5年目に入るわけでありまして、この事業によって20代、30代の若い世代を中心に合わせますと31世帯100名の方が寒河江市内に定住あるいは定

住見込みだということでありまして、この事業についても大いに効果が出ているのではないかとこのように認識をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 今の報告を受けましても、5月20日から10日間で約10世帯があつて35名がふえたということで、大変な効果があると思っておりますし、当然こうなれば予算的にも補正予算も組まなければならないんじゃないかといううれしいこととございますので、その辺もぜひ考慮していただきたいと思っております。

それから、私の要望なんですけれども、これに加えて三世代同居者に対する補助金制度なんかがあれば、子育てや在宅介護などには大いに役立つんじゃないかと思っておりますし、福祉関係にも多大な効果が出るんじゃないかと思っておりますので、その辺もぜひ考慮してほしいと思っております。

それでは、次の質問に移りますけれども、私ら議員として全国を視察する中で、住宅地は郊外化し、中心市街地が寂れ、人口が減少し、空洞化現象が始まっております。それを戻そうとしても、なかなか回復基調になっていないのが相当かと思われまして。

本市では、平成9年に作成された寒河江都市計画マスタープランがあり、今年度は中間見直し時期と聞いております。そのマスタープランの中での人口減少はどのようにお考えでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 都市計画マスタープランにつきましては、都市計画、まちづくりに関する基本的な方針を総合的に、あるいは体系的に示すものであるわけでありまして、その計画の実現に向けた土地利用、あるいは道路、公園など総合的なまちづくりに関する方向性を示す指針であるというふうになっているわけでありまして。

より具体的に申し上げますと、例えば土地利

用の主な誘導の方向としては、一つには定住人口増加のための、先ほど来申しあげておりますけれども、御質問にもありましたが、住宅団地整備などによる住宅地を供給するための住居系の用途をどうしていくか、それから大型商業施設を誘導するための商業系の用途をどうしていくか、さらには新たな雇用の受け入れ先となる企業を誘致するための工業系の用途をどうしていくかなど、それぞれの用途の計画を立てていくということになります。今回そういった意味で、ほぼ20年近くなるわけでありますから、改めて見直しをしていくというふうになるかというふうに思います。

また、先ほど来御質問にもありますけれども、交流人口を拡大していくためには、そのほかに道路でありますとか公園なども含めて都市の居住空間とか環境空間を整備していくということのその適正な配置などについても大いに見直しをしていくということに今しているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** ありがとうございます。

そのような形で、マスタープランの中間見直しに入るわけでございますので、目標は37年度までというようなことでお伺いしておりますけれども、ぜひそのような形に進めるよう御期待を申しあげたいと思います。

次に、(4)を質問させていただきます。

本市も本年度より「さがえ未来創成課」が創設され、5月22日に「さがえ未来創成戦略」の策定に向けた外部有識者会議の初会合が開かれましたが、人口減少についてはどのような内容の説明であったのかをお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 5月18日、前にも申しあげましたが、庁内に本部を立ち上げまして、御指摘のとおり5月22日にさがえ未来創成戦略に係る外

部有識者会議の第1回の会合を開催させていただきました。

会議に当たっては、市のほうから寒河江市人口ビジョンの人口動態分析などを委員に御説明をしたところでありますが、具体的には先ほど木村議員の御質問にもありましたけれども社人研、国立社会保障・人口問題研究所の推計による寒河江市の将来の人口予測、2040年には約3万2,000人に減少していく、その内訳としては年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、高齢人口は増加をしていくというような状況を、グラフなどを用いながら御説明をしたところでございます。先ほども申しあげましたけれども、近年の傾向として自然動態が減少していくということが続いていく、あるいは社会動態も減少していくなどという内容についても御説明を申しあげたところでございます。

委員のほうからは、寒河江市からの転出にかかわるより詳細な分析が必要だというような御意見も頂戴したところでありますので、次回第2回を6月の下旬に予定しておりますけれども、いろんな御意見を踏まえながら開催をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** ありがとうございます。

今の報告にありましたように、寒河江市内においては地区別によっては大きな変化があるわけでございますけれども、将来的に見ても人口減少を考えるなら、当然先ほどのマスタープランじゃないですけどもまちづくりにも大きく影響するんじゃないかと思えますし、その辺もマスタープランにも含めて、再度申しあげますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

このように急激な人口減少が進めば、地方自治の運営にも大きく影響するし、全国的に見て人口増に成功した参考例などがあるのか、そして本市としても今後どのような施策が考えられ

るのかをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 日本の人口、先ほど来議論になっておりますけれども、日本全体からいくと2008年、平成20年がピークで減少傾向になっております。大都会に先行して地方で人口減少が進んでいくということになっているようであります。2008年が日本全体、その前の2005年、平成17年が寒河江市の今のところピークの人口だったと、そういうことになっているわけでありま

す。御指摘のとおり他方、積極的ないろんな活動、誘客活動でありますとかまちづくりなどによって人口の増あるいは人口減少が縮小している事例などもあります。例えば北海道のニセコ町、あるいは軽井沢町など、そういう事例がありますし、全国的に見ますと三大都市圏を除いては、これは2013年のデータでありますけれども、人口が増加した市町村というのは148団体あるというふうに聞いているところであります。

なぜこういう市町村が人口問題を克服しつつあるのかということとは、なかなかその要因というのは一概には言えませんけれども、内閣府の報告書「地域の経済2014年」によりますと、人口が増加している市町村では周辺に比べて有効求人倍率などが高くなっている場合が多い、あるいは子育て世代の人口割合が高くなっている場合が多いなどという分析の報告もなされているところであります。我々としても何とかこういう先進の自治体の例なども十分分析をしながら、先ほど来お話ありますけれども一つにはやっぱり仕事、雇用というものが大事でありますから、仕事をつくり出して、安心して働くことができるような施策というのが大事であります。東京、大都会に出ていった人が戻ってくる、そして働けるということが大事でありますから、というふうに思います。2つには、やはり交流人口の拡大なども、寒河江が魅力ある住みやす

いまちだということ、寒河江に向かう人の流れを何とかつくって、いこうということも、そういう施策も必要かというふうに思いますし、3つ目はやはり若い人が未来に希望を持って、子供を生み育てられるような子育て環境の整備なども大変大事だと、こういうふうに思っているところであります。そういう意味で、その3つの大きな施策の柱などを十分頭に入れながら、未来志向の施策を大いに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** ありがとうございます。

3つの柱の未来志向を考えた施策を今後も続けていくという力強い答弁をいただきました。ありがとうございます。

政府は、人口減少対策に向けての基本理念を示した「まち・ひと・しごと創生法案」など創成関連法案を可決し、50年後を見越した長期ビジョンの策定を進めているということですが、人口動態を正確に把握することが非常に重要であると思います。その結果、地方の人口減少の主な要因は、今市長も申しあげましたように若年層の東京への流出であり、それがさらに自然減をもたらしているのではないかと思います。それには、やはり少子化対策や地方の雇用機会の増加などが重要課題であることはもちろんでございますけれども、合計特殊出生率の上昇も大切であります。しかし、子供を産める世代、25歳から39歳までの女性年代の上昇はなお大切であると思っております。そして、2日の一般質問で市長が答弁したように、子供の医療費無料化などは当然国策でやるべきであって、国と地方の分担というものははっきりしなければならぬんじゃないかと思います。

私が最初に申しあげたように、過疎、限界集落、地域コミュニティーの崩壊、消滅可能都市など負のスパイラルばかりを申しあげましたが、何もしなければこうなるということで、ただ推

計はあくまでも推計で、萎縮したり諦めたりしないで、前向きに多角的に対策を考えて、展望を切り開いていただくようお願い申しあげまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、通告番号12番、国史跡指定を受けて今後の慈恩寺観光についてを申しあげます。

政府も平成20年10月に観光振興を目指し、そして少子高齢化の切り札として内外の観光交流人口の拡大に向けて観光庁を設立してから早いもので5年も経過し、円安やビザの簡易発行などの効果があらわれ、昨年のインバウンド観光客は1,340万人を超え、明るい兆しが見え始めております。東京オリンピックが開催される2020年までには倍増の2,500万人を見込んでいるとのことであり、大いに期待をしているところでございます。

本市も全市一丸となり、慈恩寺の国史跡指定を目指し、見事それも市制施行60周年という記念すべきときに受けることができ、市長初め当局並びに教育委員会に敬意を表したいと思いません。

さて、国史跡指定を受けて今後の慈恩寺観光についてをお伺いいたします。

指定に向けて、秘仏公開やいっぷく庵など、その他いろいろな催事を重ね、イメージを売りやすくなったかと思いますが、拝観客なども含めた効果はどのようだったか、まずお聞きしたいと思いません。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 昨年のデスティネーションキャンペーンに合わせまして慈恩寺御開帳が行われましたけれども、6月1日から7月21日までの51日間でありました。拝観者数は3万5,274人ということでありました。その前の年もプレD Cということで、慈恩寺秘仏展というのが開催されましたけれども、4月28日から7月15日まで79日間でありました。拝観者数は1万5,738人ということで、去年の御開帳より大幅に拝観

者がふえたというふうに理解をしているところでございます。そうした流れを引き継ぐように、ことしも「慈恩寺の美仏と阿弥陀仏たち」ということで、5月23日から7月20日まで秘仏公開がされているところでございます。

また、そのほか山形広域観光協議会で昨年の7月5日から11月30日まで149日間ということではありますが、山寺立石寺、若松寺、慈恩寺では「三寺まいり」という企画がありまして、拝観者数は全部で約1,600人ということでありまして、そのうち、三寺をめぐる終えた結願者というのは1,000人であったというふうに言われておりまして、大変人気が高かったということでもありますので、ことしもまた5月23日から11月30日まで実施されているというところであります。

地元の受け入れ体制というんですか、取り組みなども去年はしていただきました。地元慈恩寺観光振興会の事業としていっぷく庵というものでおもてなし料理というのを提供していただきました。4,605食でありました。また、JRの高松駅からのレンタサイクルについても設置をしましたが、貸し出し状況は102台ということでありました。それから、華の醍醐「慈恩寺・秋花祭り」、参加者は約500名、それからこれも数年やっておりますけれども、大みそかの花火大会、600発の花火打ち上げなどということで約1万5,000人の参加者があるということで、大変多くの方に去年は1年を通してお越しいただいたのではないかとこのように思います。昨年の国史跡指定というのは、大変そういう意味で全国的に「寒河江の宝」から「日本の宝」になったということで、地元にとりましても大変な起爆剤になっているというふうにも思いますし、ことしもさらにその機運を高めていくために関係者ともども努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○木村寿太郎議員 ありがとうございます。

いろいろな催事によって、このようににぎやかにお客さんがいらっしゃるということは大変ありがたいことで、リピーターを狙うというのが私は観光業にとっては一番大切だと思います。宣伝費をかけなくても、わざわざパンフレットを発行しなくてもこういうふうに来ていただけるんですから、こんなありがたいことはないわけですので、ぜひその辺にも力を入れていただきたいと思います。

時間の関係上、前に進みますけれども、地元の協力体制も今市長からも報告がありましたように大変協力的で、前向きに進んでいるという力強いお言葉をいただきましたので、次の2番目の施設計画や振興についてをお伺いしたいと思います。

5月18日に慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画推進協議会が開かれたということでございますけれども、どんな内容で、どんな御意見があったのかをまずお聞きしたいと思います。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画推進協議会でありますけれども、国史跡になった慈恩寺を核とした観光、それから産業の振興、地域づくりなどを推進するという組織でありまして、本山慈恩寺、それから地元の運営委員会、観光振興会などを中心にして、市内の各界各層の代表18名で構成をしているところでございます。

先月18日の会議では、初めに慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画に基づく市あるいは関係各団体の今年度の事業などについて協議が行われたところでございまして、続いて先ほど申しあげましたが5月23日からの「美仏と阿弥陀仏たち」の公開、秘仏展の取り組み状況について協議がなされたというふうに聞いております。また、期間中のいっぷく庵の運営でありますとか、メニューなどについてもいろいろ協議がなされ

ているところでありまして、さらにサポーターの募集などについても提案があったというふうに聞いております。そして、ことしのいろんなコンサートの取り組み、あるいはサポーターの状況などについても意見交換がなされたというふうに聞いていますところでもあります。そうした協議の最後で、教育委員会のほうからことし2月に視察された福井県の勝山市の国史跡、白山平泉寺旧境内の取り組み状況について報告がなされたというふうに聞いていますところでもあります。

○國井輝明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今お話があったように、慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画推進協議会でいろいろ話し合われたということでございます。

次の観光物産協会とのかかわりに関しては、私も観光物産協会の総会に出席して、いろいろなお話をお伺いしましたので、ちょっとこれは割愛させていただきます。

最後に、国史跡指定を受けた後にインフラ整備を含めた整備計画はどうなっているのかを教育委員長にお尋ねいたします。

○國井輝明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 史跡の整備、これは史跡を適切に保存いたしまして、次世代へと確実に伝えていくことが大切であると。保存のみならず、活用していくことも重要になります。このため、史跡の保存管理の基本方針や整備の長期構想などを定める史跡慈恩寺旧境内保存管理計画を今年度から2カ年で策定する予定でありまして、間もなく有識者や地元関係者で構成する史跡慈恩寺旧境内保存管理計画策定委員会というものを立ち上げてまいりたいと考えております。史跡の施設の整備につきましては、関係団体等の御意見を伺いながら、保存管理計画策定委員会で検討し、保存管理計画の中に位置づけていくことにしているというところでもあります。

○國井輝明議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 ありがとうございます。

スタートする前には、有利な補助金制度が大分あるというふうにお聞きしていますし、私も何年後になるかわかりませんがそれを大いに期待しなくてはならないわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、観光については寒河江市でも十分いろんな形で進めようと思っているわけですが、やはり何だかんだ言っても地元の皆さんの観光客を迎えるホスピタリティー、それこそが一番大事だと思います。だから、慈恩寺を幾ら皆さんここで頑張っただとしても、市民に知れ渡って、市民の一人一人が慈恩寺のよさを売る気持ちがなければ、絶対今後観光には結びついていかないと思いますし、ぜひそのような機会を大いに設けて頑張っただけでなく、皆さん大いに頑張っただいて、この寒河江市の発展に寄与できればと思っています。そして、最終的には先ほど市長からもありましたように天童の若松寺、山寺とか、それから出羽三山等を加えながら、世界遺産に結びつけるような、そんな体制づくりをぜひつづけてほしいものと私も期待しているところですので、そんな期待を込めながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○國井輝明議長 通告番号13番から15番までについて、15番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

去る4月26日に行われました市議会議員の選挙を経て、この質問席にまた立つことができました。私の喜びとするところではありますが、市民の皆さんには心から感謝を申しあげたいというふうに思います。

なお、先日の当選証書付与式の際に、市長の祝辞の中にありましたが、「議員も市民との中でさまざまな公約をしてきているので、ぜひその実現に向けて頑張っただほしい」と、こういうふうなお話がありました。私も市民の願ひをいっぱい背中に背負っただきておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っているところですので、

それでは、通告番号の13番、寒河江市国民健康保険税条例の改正について、市長にお伺ひをしたいと思ひます。

去る5月27日に、平成30年度に国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移すことを柱にした医療制度改革関連法案が参議院本会議で賛成多数で可決成立をいたしました。この関連法は、国保の財政基盤の強化をうたってはおりますけれども、大阪社会保障推進協議会事務局長で衆議院厚生労働委員会の医療保険制度関連法案審議の参考人として出席した寺内順子さんは、「国保の都道府県化は厚労省の悲願だった。しかし、都道府県下で国保料は安くない」と断言して、その理由として「納付額を示された市町村は、納付率が9割であっても納付額は10割になるようにするだろう。そこで保険料が上げられる懸念がある」と述べておられます。そして同法は、企業の健保組合や公務員の共済組合の負担をふやすなど、加入者や患者の負担増につながる見直しが含まれているほか、患者の負担増では入院時の食事代を段階的に引き上げ、18年度には現行1食260円を460円にするなど、国民の中にも反対の多い内容となっております。

さて、本題に移りますけれども、さきの議員懇談会におきまして、寒河江市国民健康保険税条例の改正点について説明がなされました。それによりますと、27年度の1人当たりの税額で26年度と比較し9.7%増で、1世帯当たり7.6%の増と試算しておられます。また、改正理由と

して1、国保税軽減幅の拡大、所得・固定資産税の減による国保税の減、2、退職者医療制度の廃止に伴う交付金の減、3、がん、循環器系疾患等の増、医療技術の高度化による保険給付費の増など、3点を挙げておられます。しかし、その主なものは制度の変更であったり、現行制度のもとでの減収であったりすることから、国保税の納税者全体から賛同を得るには難しい状況にあるというふうに思います。

そこで、初めに医療費の適正化という点でお伺いをしたいと思います。適正化についてはこれまでレセプト点検や適正受診の指導など各種施策を講じられているというふうに思いますけれども、ここでは後発医薬品、ジェネリック医薬品についてお尋ねをしたいと思います。

現在、医療機関で処方されている医薬品の中で、後発医薬品がある割合はどのぐらいなのか、まずお答えをいただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 医療機関で処方された医薬品の中で後発医薬品がある割合につきましては、近年の状況を申し上げますと平成23年度が62.99%、24年度が62.46%、25年度が64.56%、26年度が66.46%という状況になっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、その中でジェネリック医薬品が処方された使用率について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 後発医薬品がある医薬品の中で、後発医薬品が処方された使用率については、平成23年度が44.03%、24年度が50.86%、25年度が53.48%、26年度が62.81%ということで、年々使用率が上がってきている状況になっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** お聞きしますと結構高い使用率になっているようでありましてけれども、なおや

っぱり引き上げる必要があるというふうに思います。それぞれ今までも後発医薬品を使うことについて努力をされてきているというふうに思いますけれども、その対策について改めて伺いたいというふうに思います。一つは医療機関への対応策について伺いたいと思います。どのようになされているのか、お答えを願いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 医薬品の処方というのは、申しあげるまでもなく医師の医療行為でありますことから、市としてはこれまで後発医薬品の使用促進について特別な要請などは行っておりませんでした。処方箋が先発医薬品限定でなければ、薬局において薬剤師が患者に対して後発医薬品の薬効あるいは先発医薬品との費用の差額などの説明を行いながら、患者に選択をしてもらっているという状況であります。しかしながら、今後御指摘のようにさらに後発医薬品の普及促進というものを図っていくためには、医療機関の理解と協力が不可欠でありますので、国保連合会などを通じて医師会などに要請してもらえよう働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員

○**内藤 明議員** ぜひそのような対応策をお願いしたいというふうに思います。聞くところによりますと、医師によっては先発医薬品のほうが効率がいいというふうに思われている方もあるというふうにお聞きをしておりますので、それでまたその薬を勧められるというふうな患者のお話なんかも伺っておりますので、ぜひそうしたことについての対応策をお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

次に、被保険者についての対応策はどのようになされているのかをお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 改めて申しあげるまでもないわ

けでありますけれども、ジェネリック医薬品、後発医薬品というのは先発医薬品の特許が切れた後に、同じ有効成分でつくられる薬であります。効き目や安全性は新薬と同じと厚生労働省が認めたものでございます。また、値段も新薬の3割から6割と安くなっているわけでありませうけれども、患者さんによっては「飲みなれた薬のほうがいい」と言う方もいらっしゃるようでありますし、値段が安いと効き目がよくないような気がするというような先入観を持たれる方もいらっしゃるようでありますので、こうした誤解や不安を払拭して、後発医薬品の普及を進めていくことが大事でありますので、市におきましては、毎年8月に被保険者証を更新する際に一緒に後発医薬品に関するチラシや、また後発医薬品の使用を希望する意思表示用のシールをあわせて同封をして、シールを保険証やお薬手帳に張ってもらうことによって後発医薬品使用の割合を引き上げようというふうに努めているところであります。また、市報でありますとか、1市6町の共同広報紙「みんなの国保」などに後発医薬品についての記事を掲載したり、さらには「福祉のまち大会」などにおいてポスターあるいはチラシを配布したりというふうに、広報に努めているところでございます。

また、毎年3月と10月の年2回、後発医薬品の差額通知を行って、経費節減効果についての理解を深めることによって、使用促進を図っているところであります。

加えて、子育て支援医療など福祉医療の受給者の方についても、後発医療品の使用について理解と協力をお願いしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、医療費が高くなっている原因というものに例えば高齢者の皆さんであるとか、そうした方々で、もちろんさまざまな病気を抱えてのことだというふうに思いますけれ

ども、複数の医療機関を受診されて、薬を処方されている被保険者にあつては無駄が多いというふうなことが指摘をされております。そこで、多重受診をされている方に対する対応についてはどのようになさっているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、国におきまして1人の患者の方の薬の服用歴をまとめて管理する、いわゆる「かかりつけ薬局」の推進というものを目標に掲げているところでございます。この方針によって、患者に対して複数の医療機関から出されます処方箋を一つの薬局において一元的に把握・管理することが可能になるということでありまして、飲み合わせによる副作用を未然に防止する、あるいは医療費の適正化にもつながるということでもあります。寒河江市としても、ぜひこの制度の普及に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

複数の医療機関を受診して薬を処方されている方を実際ピックアップして指導するというようなことは現在やっておられませんけれども、今後健診の結果、あるいはレセプト情報などを有効活用することによって、疾病予防対策あるいは医療費の適正化に向けた対応などについても検討していく必要があるというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ありがとうございます。

私は医療費の適正化といいますか抑制を図るためには、ジェネリック医薬品の使用率を引き上げていくことが大きな課題になるんじゃないのかなというふうに思っております。そのために、引き上げる目標率を定めていくことが大事なんじゃないのかなというふうに思っているところであります。そう思っていた矢先に時を同じくして去る5月26日に経済財政諮問会議で厚生労働大臣は医療費の抑制策としてジェネリ

ック医薬品の普及率を16年度末で60%、20年度末で80%とするという目標を設定したというふうにマスコミで報じられております。このように、一定の目標を設定しながら後発医薬品の使用率を引き上げていくということが重要なことだというふうに思いますけれども、市長の御見解をいただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、厚労省によりますと2015年度の国の医療費の見込みは約46兆円、2020年には54兆円になるというところでありまして、そのうちの約2割が薬剤費であるというふうに言われておりますが、御質問のように後発医薬品の普及割合が80%ということになりますと、医療費は約1兆3,000億円の削減になるというようなことが言われているところがございます。そういう意味で、年々増加する社会保障費を何とか抑制する一つの方策として後発医薬品の普及というのは大きな役割を果たしていくというふうに私どもも認識をしているところでありまして。

ただ、実際に後発医薬品の使用割合を高めていくということになりますと、保険者の皆さんのみならず行政機関、もちろん医療機関、それから調剤薬局の皆さん、被保険者の皆さんの協力が欠かせないわけでありまして。ぜひ皆さん方の理解と協力をいただきながら進めていくということが大事だろうというふうに思います。

目標年次の設定につきましても、国の状況などを十分参考にしながら検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 次に、国保税の負担軽減について伺いたいと思いますけれども、初めにここ最近5年間の本市における国保税の収納率の状況について伺いをいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国保税のここ5年間の収納状況、

現年分でありますけれども申しあげますと、平成22年度が91.85%、平成23年度が91.7%、平成24年度が91.97%、25年度が92.55%、26年度は4月末現在でありますけれども91.76%というふうになっております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** これは一般分ですよ。例えば退職者分と合わせたやつですか。合算したやつですか。（「合算です」の声あり）

それでは、滞納分は含まれているんですか、これについて。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しましたけれども、これは現年分で、滞納繰り越し分は入っておりません。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 滞納分も含めますともう少し上がるのかなというふうに思いますけれども、それは置いておきます。

次に、税負担の公平性の確保という視点で伺いたいと思いますが、収納率の向上対策についてどのようになされているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国保税の収納率向上対策については、基本的に先ほど若干御指摘がありましたが増加傾向にある収納未済額の解消、そして運営基盤の強化という観点から4つの対策を実施しているところがございます。

1つには、納税相談等の充実ということでありまして、毎週月曜日に窓口業務を午後6時半まで延長して、納税相談などを行っているわけでありまして。また、特別納税相談日として5月、12月、3月の年3回、日曜日を含む1週間、平日は午後7時まで延長して、日曜日は午後4時まで納税相談などを行うなど、相談体制の充実を図っているところがございます。

2つ目は、滞納整理の促進を図るということ

でございます。滞納整理におきましては、滞納処分の執行停止の的確な運用、悪質な滞納者に対しては差し押さえ等の毅然とした処分を行っているところでございます。

3つ目の対策としては、納税コールセンターの活用でございます。新規滞納者発生の未然防止と、累積滞納者の抑止を図るため、電話での納付の案内を行っているところでございます。

4つ目の対策としては、納付環境の整備ということでございます。国保税の納付が平成26年度からコンビニでの納付が可能となっているわけでありまして、時間や場所を気にせずに納付ができるというふうになっているところであります。

こうした対策などを通じて、今後とも収納率の向上につながるよう対策を講じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。そして税の公平感が失われることのないよう、鋭意努力して、国保税の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** いろいろ御努力なさっていることについてはお伺いをいたしました。それでもなおやっぱり滞納者がいるということは大変残念なことでありますけれども、先日遠藤議員の御質問にもあったかというふうに思うんですが、ちょっと私聞き漏らしたので、滞納件数と滞納額がここでおわかりになれば教えていただきたいと思いますが、おわかりになりますか。現在の。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 滞納繰り越し分を申しあげますと、件数で2010件、金額で2億3,717万7,855円というふうになります。これに現年分が合わさるということになります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** その中から不納欠損額が出ていくんだらうというふうに思いますけれども、国

民健康保険の健全財政化と安定的な運営については、重要事業の要望等にもありますけれども、国に対する健康保険事業の公費負担割合の引き上げの要望というのは私も当然のことであるというふうに思っております、これは喫緊の課題であります。国保事業を賄うためには増税というのも一つの方法ではありますけれども、というよりもこれまでは全国の市町村、つまり保険者にあつてはこれが普通のやり方だということで行われてきたというふうに私も思っております。しかし、最近では先日もありましたとおり納税者の大変厳しい台所事情があつて、増税を行わずに一般会計から繰り入れをするというような保険者がふえております。本市においても、さきの3月定例会でも行われましたけれども、予算の中で市税収入のところを見るまでもなく、非常に納税者の課税所得が伸び悩んでいるというようなことを見ますと、さらにこれに加えて国保の給付基金が底が見えるといひますか、そういう状況にあるわけでありまして、この際一般会計よりダイレクトに国保財政に繰り入れをして、納税者の負担軽減を図るべきではないのかなと、こういうふうに私は思っているところでございます。このことについて、市長の御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 一般会計からの繰り出しについては、さきの遠藤議員の御質問にもお答えをしましたが、国民健康保険の制度に基づいて保険税あるいは国、県の支出金などで財源を賄っていくということがまず基本だろうというふうに思っております。6月補正でも国保の基金のほうに1,000万円ということで、当初ではペナルティ一分として2,000万円ということで、合わせて3,000万円を繰り出しさせていただいておりますけれども、何とかそういう厳しい財政状況を支援していくということで、我々も努力をさせていただいております。そういう意味で、

御質問のような直接的な繰り出しなどについては、議会のほうでも我々もこれから一緒に議論をしていくべき課題の一つになるのではないかというふうに考えているところであります。そういう意味で、現時点では先ほど来お話がありましたけれども、本来的な国の制度としてやっぱり国庫の負担率を上げていくということについて強く要望しながら、またこれから予定される県への運営主体の移管などについて、ぜひ我々は市町村あるいは被保険者の負担増になっていけないようなことを要望し、あるいは見守っていく必要があるというふうにも思います。

また、市自体として取り組む課題としては、先ほどお話し申しあげましたけれども収納率の確保あるいは向上策、あるいは医療費の適正化などを進めながら、さらには疾病予防、健康づくり対策を強化していきながら、適正な医療水準というものを図っていく、努めていくということが必要かというふうに認識をしております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 市長が今お答えになりましたとおり、その基本的な考え方は私もわかります。そうであってほしいというふうに思いますけれども、しかしだんだん地方の納税者は大変な状況があるわけでありまして、全国的に見ますと先ほど私が申しましたように一般会計から法定外という形で繰り入れるところが大変多くなってきております。これは理由は簡単でありまして、市長もすぐおわかりになるというふうに思いますけれども、医療給付費が上がる一方で、それに反して納税する側の被保険者はだんだん、さっき言いましたように課税所得が少なくなっていくと。そしてまた加入している方々が自営業者あるいは年金生活者、それから職のない方々、あるいは非正規の労働者などが多くおられまして、その上に年齢も高くなってきているということで、なかなか先ほど申しあげましたように課税所得が上がらないというようなこと

からして、その上で国庫負担金がずっと減じられてきているというような状況の中で、これ以上住民の負担をふやすことはできないというようなことから、住民の生活の破壊を招くんじゃないかということで、そうした対応が全国的になされてきているということは御承知かというふうに思いますけれども、そういうことに対する市長の御見解と申しますか、ほかの自治体ではこうやってるんだよということに対する市長の御見解を承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 全国的に見ますといろいろなそういう取り組みを進めている自治体も多々あるということは承知をしているところでありますし、我々もそういう意味で何とか負担の軽減を図るための知恵を絞りながら繰り出しをさせていただいている状況であります。そういうことを実施しながら、国のほうに声を大きくして要望していくという状況であります。いろいろな取り組み状況なども十分これからも見させていただきながら、市として本来的な市民の安全・安心な生活を守るための施策というものがどうあるべきかということ踏まえて、いろいろ対応を検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** いろいろと対応を検討させていただきたいというようなことでありますけれども、最近は何も言わなくなりましたけれども、一般会計から国保等へ財政を投入すると、そうでない保険に加入している方々から不公平感が出てくるというようなことがずっと言われておりました。最近は何も言わなくなりましたね。やっぱり昨今の状況が反映されているのかなというふうに思っているわけですが、つまり私は、最後のとりでだと市長も言われたことが、要望書にも書いてありましたけれども、そういうふうに思っています。一つのセーフテ

イーネットであるというような国保という考え
方からすれば、市民にも理解を得られるとい
うふうに思いますね。そして、いつか退職をな
された後とか国保に加入するという状況から
すれば、それは市民にも理解を得られるとい
うふうに思うところでありまして、つまり企
業会計と特別会計は違いますが、市立病院
の運営とさほど違わないというふうに私は
思うんですね。国民健康保険というふう
に銘打っていますけれども、最近では市民
健康保険というふうに言ってもよさそう
な形に変わりつつあるなと思っていますん
です。そのような全国的な状況を見ると、
したがって、それぞれの市町村で負担率
も違いますし、運用の面でも違うところ
が出てきておりますので、ぜひさらに御
検討いただきたいというふうに思ってい
るところであります。

なお、先ほど答弁に一般会計からの繰り入れ
についてもいろいろ議会の中で御議論いた
さされたという話がありました。私も議会
の中で議論するのはやぶさかではありません。
大変結構なことだというふうに思ってい
ますが、というよりもただ単に一般会計
からの繰り入れが是か非かということ
ではなくて、私は逆に市長に御提言を
させていただきたいというふうに思
いますけれども、一般会計からそうした
法定外繰り入れも検討する中で、例
えば秋田県の横手市でやっているよ
うな、国保事業の財政健全化計画とい
うのをつくってありますけれども、比
較的に短い、実施期間が2年間ぐ
らいのものをつくっているわけであり
ますけれども、そういうものを議会
側に示していただきまして、その中
で議論をさせていただくというのが一
番いいのではないかなというふう
に思いますので、ぜひそうしたものを
早急につくっていただき、議論を
する場をつくっていただくようお願い
をしたいというふうに思います。30
年には県に移管といいますか、保
険者が変わるわけであり

ますから、まずは年月もまだ少しあり
ますが、したがって市民の負担が
できるだけ少ないような形で進
めていただきますように、そ
うした健全計画のようなもの
をつくっていただくことをお
願いしまして、そのことにつ
いての御見解を伺いたいと思
います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国保財政の健全化、我々も非常
に願っているところでありますので、そうした
先進的な取り組みなどについては大いに研究を
させていただいて、参考にしていきたいとい
うふうに考えておるところでございます。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

内藤議員。

○**内藤 明議員** 続いて、通告番号14番の住み
やすいまちづくりということでお尋ねを
したいと思います。

初めに、左沢線と山形新幹線の乗り継ぎに
かかる待ち時間短縮による利便性の向上
についてお尋ねをいたしたいと思います。

住みやすいまちづくりを進めることは、
定住人口や交流人口をふやすことにつ
ながるとされ、多くの自治体で競い合
うように施策が実施されているところ
であります。そうした中で、本市のよ
うな地理的な条件にあるところは、首
都圏などからの定住人口や交流人口を
ふやす上でローカル線への乗り継ぎ
の待ち時間が最大のネックだという
指摘があります。最近では待ち時間
が少し短くなっているような気が
しますが、それでも40分もの乗り
継ぎ時間をとられたのでは、どう
しても敬遠されがちであるとい
うふうにあります。左沢線と山形
新幹線の発着ホームの移動距離
や、障がい者の方々のことなど

を考えれば、一定の待ち時間は必要でありますけれども、JR東日本株式会社等に要請をするなどして、対応を講ずべきであるというふうに思いますけれども、市長の御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、通常のダイヤでのJR左沢線と山形新幹線の山形駅での乗り継ぎ時間は、上りで平均26分、下りで平均38分というふうになっておりますが、特に午後に東京駅を出発する山形新幹線については、最終を除いて左沢線との乗り継ぎでは山形駅における平均待ち時間が45分を超えるということで、大変不便を来しております。左沢線の利用拡大を図る上からも解決しなければならないというふうに認識をしているところでございます。

これまで沿線及び西村山の2市6町で構成をいたしますJR左沢線対策協議会におきまして、JR東日本仙台支社と左沢線の営業所に対して乗り継ぎ時間の改善を初め、さまざまな課題について、左沢線の利便性向上について毎年要望をしてきたところであります。先月の15日には、JR東日本の仙台支社を訪問いたしました。その際にも乗り継ぎ時間の改善について改めて要望をしてきたところでございます。

こうした要望に対して、JRとしては山形駅と北山形駅間の線路を左沢線と仙山線で共用しているため、仙山線の列車ダイヤも考慮する必要があること、また線路が単線構造になっているため、線路の行き違いに必要な時間等も考慮した列車ダイヤとする必要があることなど、さまざまな制限があるために、早急に改善することは難しいという返事をこれまでいただいているところであります。我々としては何とか御指摘のように利便性の向上、住みやすいまちという意味での公共交通機関のJR左沢線をさらに利用しやすくしていく必要があるというふうに考えております。そういう意味では、市民あ

るいは沿線住民の念願でありますので、引き続き協議会、さらには関係機関と一体となって要望活動を展開してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 確かに今市長が答弁されたとおり、特に下りの乗り継ぎが非常に不便を来しているという状況があるようでございます。私もここで時刻表を見させてもらっているんですが、上りは最近比較的よくなったというふうに市民の方々も申されておりますし、またいろんなかわりで寒河江に来られる方もそういうふうに言われております。そういうことで、さらにいろいろな対応をしていただきたいというふうに思っているところでありますけれども、寒河江との交流人口をふやしていくことは非常に重要なことでありますから、ぜひそこをさらに今後力を加えていただいて、御要望をお願いしたいというふうに思っております。技術的にどうにもならないというのであればそれはいたし方ないことでありますけれども、これまでとは違ってやっぱりJRもサービス業に徹するというようなことだろうというふうに理解をいたしておりますので、そうしたところについてはさらに沿線住民を代表する形で御要望いただきたいというふうに思っているところであります。

私らもそんなに上京する機会なんてありませんけれども、やっぱり40分という時間になりますと、例えば天童を通過して新庄まで行く列車に乗りますと、天童で駅にとめますと、例えば車で天童まで行って、そこから往復して天童にまた帰ってきて寒河江まで帰ってくる時間帯ですと、もう家に到着しているんですね、その待ち時間の中で。ですから、そういうふうなところでの不便さも感じているようでありますし、特に首都圏から来る人は、向こうの電車は5分あるいは3分置きに来るわけでありまして、40分、50分となりますと非常に苦痛を感じる

いうふうなことをよく言われております。そういうことで、さらなる住みやすいまちということで、さらに交流人口や定住人口をふやすというふうな意味からして、重大な施策であるというふうに思いますので、さらに力を加えていただきたいというふうに思います。

次に、市内企業の社員募集に係る情報発信等の支援について伺いたいと思います。

寒河江市内には技術的にすぐれた企業も多くあり、首都圏からの学卒の優秀な専門職を求めたいと希望している会社もあるというふうに伺っております。しかし、一企業としての情報発信には限界があるために、首都圏において定期的な就職説明会などを実施するような支援策が欲しいというふうなことが言われております。県外から市内の企業に職を求めるとは、定住人口をふやすだけでなく、専門職としての将来も嘱望されますし、ひいては企業の発展にもつながることが期待されるわけでありまして、本市でも希望する企業を募るのだとして、首都圏において求人情報を発信する支援策を講じてはどうかというふうに考えますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 27年4月のハローワーク寒河江発表の寒河江市内における有効求人倍率、専門・技術職種では2.15倍、生産工程職種では1.11倍、輸送・機械運転職種では1.77倍というふうに高い水準を保っているところであります。また、早急に社員や優秀な専門職を求める企業においては、ハローワーク寒河江管内だけでなく広く県内外に求人をしているという状況のようでございます。

市におきましては、現在県が設置をする県外に居住する方がUターン、Iターン就職を希望する方の相談に応じる山形県Uターン情報センター、そしてUターン、Iターン就職希望者に対して県内企業の求人情報の提供を行い、企業

の求人開拓を後押しする「やまがた21人材バンク」を通して求人企業あるいは求職者双方にウェブサイトや電子メールなどを用いて情報提供を実施しているところであります。

また、県のほうでこの11月に新たに立ち上げる就活情報サイトがあるわけでありましてけれども、首都圏などの学生に市内の企業を知っていただく大変大きな有効な機会でありまして、寒河江中央工業団地振興協会など関係団体を通じて広く企業のほうから登録をしていただき、積極的に活用していきたいというふうに考えているところであります。

そういうことで、市としては市単独でよりも少し県全体として大きくこういうことをしているほうが優秀な学生も集まりやすいということで、規模を拡大した取り組みが有効というふうに考えておりますので、県や国の関係機関と情報を共有しながら、市報あるいは市のホームページなどで都内や県内を会場に行われる就職面接会あるいは就職ガイダンス開催などのお知らせを行うなどして、支援を続けていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 市長が答弁されたとおり、やっぱり集まるほうからしても規模が大きいほど集まりやすいといえますか、いろんな職種があるというふうに思いますので、ぜひそういうふうに対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、市民主権の市政運営ということでお尋ねをしたいと思います。初めに各種審議会等の委員に対する任命書や、あるいは当選証書等の氏名に敬称を用いることについてお尋ねをしたいと思います。

このことについては前にも申しあげたことがあるんですが、私は市民主権と言われるこの時代にあって、こうした書類の市民に敬称を用いないということに少し違和感があります。役所の長い慣習があって、そのようにしているもの

というふうに思いますけれども、この際そうした市民に対して敬称を用いるようなことをしてはいかがというふうに思いますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 審議会などの委員等を依頼する場合、もともと「委嘱」という用語が使われていたというふうにも思いますが、現在は任命ということでもあります。これは市の職員が職や地位につける場合に用いられると、任命ということでもあります。公務員法の規定によりまして、審議会の委員なども公務員というふうになったために、市の職員と同様に「任命」の用語が用いられるようになったというふうに解説をされているところでもあります。そういった関係から、審議会等の委員の任命書については現在の市の職員の任命書と同様に様式上は敬称を記載しないということが通例になっているというふうにも思います。ただ、実際は民間の学識経験者などを任命する場合には必要に応じて敬称を記載することができるというふうになっているところでございますし、実際の辞令交付式で名前などを読み上げる際には敬称の記載の有無にかかわらず敬称を用いているというのが実態かというふうにも思います。今後、御指摘の点もありますので、他の市の対応などを調査もしていきながら、敬称を記載する方向で検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 同じようなことで、選挙管理委員長にもお尋ねしたいと思いますが、さきの当選証書付与式の際にも同じようなことを私は感じておりましたので、同様の質問をさせていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 兼子選挙管理委員長。

○**兼子昭一選挙管理委員長** 当選証書へ敬称等を用いることについて、現在の対応について申しあげます。

当選証書とは、選挙に当選したことを証明するため、当選人に選挙管理委員会から交付される「証書」であることは御案内のとおりであります。また、「証書」とは文字等をもって何らかの事実を表示し、その表示された内容が証拠となり得るものとされておりますので、感謝状等とは違い、当選証書には敬称を記載しないこととするのが通例であると認識いたしております。このことから、当選証書への敬称は記載しないこととしておりますが、お名前を読み上げる際には敬称を用いているところでもあります。今後は他の選挙管理委員会での対応等を調査し、研究してまいりたいと考えておるところでございます。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 委員長から大変おかない回答をいただきましたけれども、そんなにかたく考えることはないと思っているんですが、つまり証書に書いていないことを読まれて、名前に敬称がついていないのに、例えば私の場合ですと「内藤 明殿」と、こういうふうに委員長おっしゃるんですね。じゃあ何でそんな呼び方をされるのか、逆に私疑問に思うんですが、今の時代にあって、証書とはそういうものだろうというふうに私も思います。別に敬称なんかついていなくても証書にはなるわけでしょう。というふうに私は思うんですよ。ですから、ほかの自治体ではどういうふうになっているかわかりませんが、そうしたことの気持ちを、つまり敬称をつけて呼ばれた気持ちを大事になさって、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

最後に、損害賠償の額の決定に係る議案等の中で、請求者に敬称を用いることについてお尋ねをしたいというふうに思っております。

通常、損害賠償の請求は過失割合の少ないほう、あるいは相殺して過失の小さいほうが請求するものであって、そういう意味では敬称があ

ってしかるべきだというふうに思います。ところが議案書にはこうした敬称がありません。請求者がこれを目にしたら、気分を害するんじゃないのかなと思います。今、いろんな形で情報が流れますので、議案書の作成等にあっては役所に一定の書式があるのかどうかわかりませんが、損害賠償の額の決定に係る請求者の氏名等にも私は敬称を用いるような形で改めてはどうなのかなというふうに思っているわけですが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 損害賠償の場合の敬称を議案書に記載するという点については、これまで事実関係をあらわすことに主眼を置いて、敬称を略して議会に諮ってきたという経緯があるかというふうに思いますが、御指摘の点なども十分理解できる点がございまして、今後いろいろ他の事例なども調査をして、研究していかねばならないというふうに思います。他の事例という点で言いますと、個人情報保護の観点から自治体の判断によって議案書の中に請求者の住所、氏名を記載しないというところもあるようであります。そうした方法もいろいろ調査をしながら検討して、もちろん議会のほうにも御相談をさせていただきながら、よりよい方法に向けて検討していきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 今までいろんな形で研究したり御検討されたりすることが多々あるというようなことで御答弁をいただきました。ぜひ私の意のあるところを酌んでいただいて、前向きな結果になることを御期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号16番について、8番石山 忠議員。

○**石山 忠議員** 6月定例会の最後の一般質問となりました。よろしくお願ひしたいと思います。通告番号16番、歴史のまちづくりについて。

地域の特徴、伝統を生かした魅力の競い合う時代、個性的なまちづくりのために特に慈恩寺、平塩熊野神社、寒河江八幡宮を生かしたまちづくりについてお伺いをいたします。

私は、今般の市議会議員選挙において「市民の目線で心豊かに暮らせるまちに」を信条として、人づくり・まちづくり・夢づくりを進め、自信が持てる寒河江をつくるために取り組むことを訴えてまいりました。そこで、このたびは市民が幸せを感じるための夢づくりとして、伝統文化の継承・保存の観点から質問させていただきます。

市長は、平成27年度の市政運営の要旨の中で、歴史と文化を生かし、新たな文化を育む人づくりとして、昨年国の史跡に指定された慈恩寺旧境内や、慈恩寺のみならず大江氏関連の史跡や古文書を初め、無形民俗文化財などの保存・伝承に取り組むことを述べられています。

まず、慈恩寺について、市長初め関係各位の御努力により国の史跡指定を受けられましたことについて敬意と感謝を申し上げます。

京都国立博物館の主任研究員は、「慈恩寺は東北では平泉と並ぶ文化財の宝庫。慈恩寺を知らない学芸員はいない」と断言されていますし、美術界でも「慈恩寺を知らないのはもぐり」と言う方もいるそうです。

そこで、慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画推進協議会が5月18日に開催されたと伺っていますが、協議を踏まえて今後の文化財としての慈恩寺振興についてどのようにお考えなのかお

伺いたします。

なお、慈恩寺観光については木村議員も御質問なさっておりますので、重複を避けた範囲でお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども御答弁申しあげたわけでありすけれども、慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画推進協議会については、慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画の推進のためにことしの2月2日に発足をいたしました。

今後の慈恩寺の振興策については、御案内のとおり国史跡区域内の整備と、その周辺の整備というものを計画的に進めていくことにしているところであります。

国史跡区域内については、今年度と来年度に「史跡慈恩寺旧境内保存管理計画」というものを策定して、国の指導を得ながら、史跡の整備と保存・管理に取り組んでいくことにしているところであります。

また、史跡の周辺の整備については、さきの基本計画に基づいてさまざまな事業を推進していくということにしているわけでありすけれども、特に早期建設の要望が強いガイダンス施設については、できれば今年度概要をまとめていきたいというふうに考えているところであります。

今後基本計画と、それから2カ年で策定をする保存管理計画の調整を十分図りながら、ある程度長期的な視点なども踏まえて、地元の皆さんとも一体となって整備を進めていきたいということを基本的に考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 御答弁ありがとうございます。

今の御答弁の中で、区域内については保存計画、それから周辺については基本計画に基づいて進めてまいるというお話を伺いました。進めるに当たりまして、史跡指定というのは出発だというふうに思います。これから正念場を迎え

るのかなど。そのための基本計画であり、あるいは保存計画であろうと思いますので、ぜひ検討の状況等を公開しながら、住民参加により身近な計画の作成がなされることを御期待申しあげたいと思います。特に慈恩寺は仏像群のみならず建造物においても、また地元の棟梁の心意気で作った三重塔など、他に類を見ないさまざまな史跡がございますので、ぜひそれらについての保存計画あるいは振興策をぜひしっかりと進めていただきたいということを御要望申しあげたいと思います。

続いて、平塩熊野神社についてお伺いをいたします。

熊野神社は日本最大級の神像、伝十王像や仏像を鋼で刻んだ平安末期の銅鏡2面のほか、平塩舞楽を伝える慈恩寺とあわせ、寒河江の持つ全国有数の歴史史跡と言われています。文化財としての熊野神社の振興策と、あわせて平塩では舞楽の後継者や特に稚児舞の後継者に不安を抱えているとお伺いをしました。貴重な文化遺産の伝承のために、どのように取り組んでいけるのかお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 本市には、国指定無形民俗文化財であります慈恩寺舞楽、県指定無形民俗文化財としての平塩舞楽など3件、市指定無形民俗文化財として幸生田植え踊りなど7件がありまして、それぞれ地域の皆さんが保存会を組織して保存・伝承活動に熱意を持って取り組んでおります。

教育委員会といたしましても、文化財の保存・活用を図るために文化財保護事業費補助金交付要綱を設けまして、国や県と連携しながら保存会等による文化財の修理や保存事業を支援しているところでございます。

御指摘の平塩舞楽の後継者の問題につきましては、少子高齢化など社会全体が抱える問題と密接にかかわっております、他の保存会にも

共通する課題であるというふうに認識しております。まずは保存会において地域住民も交えた話し合いや、積極的な後継者確保、人材育成の取り組みを進めていただくことが肝要と考えますが、平塩舞楽は県指定文化財でもありますので、教育委員会といたしましても県と協議しながら、保存会の伝承活動を支援してまいりたいと思っております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 文化財の伝承というのは限られた地域になる場合が多うございます。そういった意味では、今教育長から御答弁ありましたように、平塩地区のみ、あるいは氏子のみということでの伝承、継承というのは、少子高齢化の時代は大変難しくなっているのかなというふうに思っています。また、県指定の文化財と市指定の文化財、取り扱いが相当違いますけれども、これについては後ほど触れさせていただきますが、ぜひ地域の状況等をつぶさにお調べになった上、さらにお話し合いを進めた上で、氏子のみでなくて続けられるような、そういった保存会の組織のあり方もあるのではないかなどということも御提言をしながら進めていただければありがたいなというふうに思っています。

続いて、寒河江八幡宮についてお伺いいたします。

寒河江八幡宮は建久2年、1191年、寒河江荘地頭、大江広元公の長男、親広公が鎌倉鶴岡八幡宮を勧請したことに由来すると言われております。寒河江大江氏の支配は、第18代高基まで実に395年の長きにわたるもので、その間、寒河江城の西方に八幡宮を置き、鎌倉八幡宮で行われておりました豊饒への流鏝馬儀式を取り入れるなど、小鎌倉と言われる城下町を整備しました。寒河江市民のよりどころである寒河江八幡宮の歴史の伝承についての取り組みについてまずお伺いをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 寒河江八幡宮の歴史の伝承についてであります。大江氏ゆかりの文化財がございますけれども、大江氏というのは御案内のとおり鎌倉時代から戦国時代までの約400年間にわたって寒河江地方を支配いたしまして、多くの大江氏関係の文書や絵図など貴重な文化財が残されております。

現在、大江氏ゆかりの文化財としては、寒河江大江氏家臣の郷目貞繁の絵図や、大江寒河江城図、天分本大江系図など7件が市の有形文化財に、また13代大江知広、同夫人の墓地が市の史跡に指定されております。

大江氏ゆかりの文化財については、教育委員会において歴史文化財保存業務の中で調査を進め、必要とあれば市文化財保護委員会に審議を委ねまして、引き続き指定による保存伝承を図ってまいりたいと考えております。

また、寒河江八幡宮に関しては、平成23年に県指定無形民俗文化財になった「寒河江八幡宮流鏝馬」のほか、市指定有形文化財の「寒河江八幡宮本殿及び拝殿」、同じく八幡宮所有の「流鏝馬図」など、貴重な文化財が県や市の指定を受けて保存、活用が図られております。特に流鏝馬につきましては、流鏝馬保存会の要望を受けまして、市としても後継者の育成、伝承活動を積極的に支援するため、今年度「流鏝馬伝承事業」に対して助成することになっているところでございます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 大江公のゆかりの文化財等について御紹介をいただきましたけれども、保存業務の中で対応してまいりたいということでございました。先ほどの熊野神社とも関連があるのですけれども、やはりあの神社において、あるいは氏子においてさまざま苦勞がなされております。それについても十分把握をしていただきたいと思いますということを申しあげながら、次に進みたいと思います。

これらの文化財、有形、無形を問わず保存・伝承の取り組みのためには歴史資料館というのが必要になってくるのではないかなということからは前から言われておりましたし、私も思っております。

寒河江八幡宮の前の通りは流鏝馬通りの名称を用いるなど、八幡宮に縁の深い六供町、特に八幡宮にかかわる六供集や山伏修験の中心であった旧服装学院の跡地の活用について伺ってまいりたいと思います。

この跡地利用については、なか保育所の移転の話題もあるようですけれども、保育所についてフローラ内に開設するなどということも検討してはいかがでしょうか。そのことを含めて、御見解を賜りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** それでは、まず歴史資料館の建設について私からお答えを申し上げたいと思います。

歴史資料館の建設につきましては、以前から歴史美術館の整備構想がございまして、そのことをおっしゃられていることと存じます。ただ、昨年12月議会の一般質問で市長がお答えしておりますように、寒河江服装専門学校跡地の有効利用につきましては、庁内で検討されているところでもありますので、一緒になって対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私のほうからは、なか保育所についてフローラ内に開設してはどうかというような御提案でありますけれども、保育所の設置に関しては現在は県の保育所設置認可等事務取扱要領というものに基づいて設置をしていることとありまして、それによりまして保育所としては独立した建物とするという規定があるわけであります。そういう意味からすれば、なか保育所をフローラ内に設置をするということについては県が示しております設置の要件に

は満たさないというふうになるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 旧服装学院の跡地の利活用について、特に歴史のまちをつくっていく、あるいは関連の深い地域に特に有望などといいますか、使いやすい土地ができたということが一つの歴史資料館的なものをつくってはどうかという発案でございましたし、それに合わせて保育所は独立した建物でなければいけないということがあったんですが、市民との触れ合いなど、そういったちょっとこれまで例のないような保育施設というのも検討の課題になるのかなということでお伺いしたところでございました。特に歴史資料館等についてはぜひ実現できるように御努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、平成22年11月に寒河江八幡宮流鏝馬保存会、寒河江市観光協会、寒河江市商工会の3会長名で要望いたしましたグリバーに流鏝馬馬場の設置についてをお伺いいたします。

先ほど教育長からもありましたように、これまで流鏝馬保存会や奴保存会、氏子青年神輿会に対し、後継者育成のため、寒河江ふるさと塾形成事業や、県指定無形民俗文化財寒河江八幡宮流鏝馬伝承事業での御支援に感謝をしながら、さらに伝統文化の継承・発展のために馬場の設置実現のために取り組まれることをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** グリバーさがえに流鏝馬場、流鏝馬の馬場を設置するという御質問であります。先ほど石山議員からもありましたが、平成22年11月22日に流鏝馬保存会、それから市の観光協会、それから商工会の3会長連名で要望をいただいているところであります。要望の内容としては、先ほど御質問にもありましたが、グリバーさがえの利用の一つの手段として伝統ある民俗文化財の流鏝馬を観光資源として活用し

たいという趣旨であります。その馬場をどこに設置するかということについても、管理棟のある堤防のり面下と、水面広場の間の平場を利用して、延長350メートル、幅2メートルの区間に砂を敷いて、水面広場側に的を射るという構想のようでした。この堤防のり面は御案内のとおり傾斜が緩やかについておりますから、流鏝馬を鑑賞するにも最適だというようなことで、この場所をぜひお願いしたいというような御要望であったわけであります。

現在、御案内のとおりグリバーさがえについては24年に完成をして、25年から河川敷の特徴ということでカヌーなどを中心にしてイベント等多彩な事業を展開しているところでございます。今後ともさらに利用を拡大していく、推進していくために、多目的な利活用を一層考えていかなければならないというふうにも思います。

市としては、先ほど教育長が答弁いたしましたように、流鏝馬保存会に対しては後継者育成のための支援というものをことしから始めておりますが、この馬場の設置についてもその支援の状況などを十分、取り組み状況なども見きわめながら、今後関係者と協議を重ねていく必要があるというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

石山議員。

○**石山 忠議員** 流鏝馬馬場についての御答弁、ありがとうございました。

流鏝馬保存会では、民俗文化財の継承・発展のために、通年の鍛錬として流鏝馬の馬場が欲しいという話があったのですが、先ほども申し述べましたように、教育委員会の御厚意とい

ますか御努力によりまして伝承事業の補助を受けたということで、今年は馬をリースの形で借用いたしまして、1カ月程度子供たちとともに、あるいは一般市民のために教室等を開きながら、自分たちの技術アップのために努力をしてまいりたいという考え方でいるようでございます。これらの一つのよりどころとして、グリバーの多目的利活用の一つの形として実現に御支援をいただければありがたいなというふうに思います。

以上、地域の特徴、伝統を生かした魅力の競い合う時代と言われる今日、寒河江市を代表する3つの文化財を核として、個性あふれるまちづくりを進めることが、市長が市政運営の要旨で述べられておられます「歴史と文化を生かし、新たな文化を育む人づくり」につながるものと思います。

このように、すぐれた歴史遺産を持つ寒河江市にとっては追い風が吹いていると捉え、大きな表現かもしれませんが寒河江市の改造計画について述べてみたいと思います。

「寒河江は明るく近代的なまちに一変したが、半分物足りない」という感想を漏らした友人がいました。「多くの人たちが築いてきたまちの記憶、歴史のにおいが足りない」と言うのです。まちの品格を高めるためには、文化財の宝庫、歴史遺産のまちとして文化力アップが必要だと思えます。

そこで、市の顔である駅前あるいは駅舎に鎌倉武士や勇壮な流鏝馬の姿を駅舎の外装デザイン、またはモニュメントに採用してはいかがでしょうか。内部にも慈恩寺のほか平塩の神像や伝承されてきた文化財の迫力ある写真を掲示してはいかがでしょうか。さらに、市役所ロビーを活用し、ミニ展示場を開設できないものでしょうか。御所見を承りたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 何点か御質問をいただきました

が、私からは駅前デザインあるいはモニュメントの採用についてお答えをしたいというふうに思います。

御案内のとおり、寒河江駅あるいは駅前については、左沢線の利用のみならず、さまざまな面で、特に駅前の広場については市民の憩いの場所として利用していただいているわけであり、例えば「神輿の祭典」でありますとか、あるいは年間5回ほどするんですかね、「チェリーマルシェ」でありますとか、また地元の盆踊り大会などということで、にぎわいを創造して、イベント会場として利用していただいているわけであり、

先ほどモニュメントという御質問でありましたけれども、モニュメントについては駅の南側の噴水の中にさくらんぼのモニュメントがあるわけであり、北側には無限のエネルギーの象徴としてのホルサがあるわけであり、まずそういった形で、何とか駅前の品格をつくっているというふうに思います。

また、駅だけでなくその周辺などについて歴史的な整備ということであれば、駅から八幡宮、それから流鏝馬の馬場をめぐるコースということで、平成22年度にヒストリーロードをつくったところでもあります。これは寒河江の基礎をつくった、先ほど来お話ありましたけれども大江氏の史跡など寒河江の歴史をめぐる散策路になっております。

それから、フローラ寒河江前から寒河江八幡宮の入り口までの道路は流鏝馬通りということでありまして、流鏝馬通りについてはまちづくりの委員会などをつくって、門前町の歴史と文化の香る町並みを形成していくという取り組みを進めてきております。あんどんや流鏝馬をモチーフにしたのぼり旗、そしてことしにはLEDの街路灯なども設置をして、門前町のイメージアップに努めてきているというふうに思います。

御質問の鎌倉武士や勇壮な流鏝馬の姿を駅舎あるいは駅前の広場にデザインまたはモニュメントとして設置をしてはどうかということでもあります。スペースの関係もありますけれども、地元のまちづくり推進委員会、あるいは「神輿の祭典」のフィナーレの場所でもありますから、神輿会などとも十分意見交換をしながらしていく必要があるというふうに考えておりますので、御指摘の点については今後の研究課題というふうにさせていただければというふうに思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 私からは文化財の写真掲示、それから市役所ロビーのミニ展示場のことについてお答えをしたいと思います。

昨年、市制施行60周年を記念いたしまして、寒河江市再発見事業というのを実施いたしました。市役所では、白岩ののぼり旗展、市立図書館では平塩熊野神社展、ハートフルセンターでは慈恩寺三カ院展などを開催いたしまして、多くの市民の方々に市内のすぐれた文化財を見ていただく機会を提供したところであります。いずれも大変好評を博したというところであります。

また、寒河江駅自由通路には、慈恩寺の国史跡指定の機運を盛り上げるとともに、山形DCに向けて慈恩寺の木造十二神將立像などの迫力ある写真パネルを展示したところでございます。

ただし、これらの公共施設につきましては、スペース等の問題もございまして、常設するのは難しい面もありますので、今後とも機会を捉えて文化財の写真等の展示などを検討してまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 最初にミニ展示場のことでちょっとお話しさせていただきますが、白岩ののぼり旗等いろいろな市の伝承物について展示の機会を設けられたということは承知しておりますし、それらについてはたくさんの方々が見に来

られたということも存じ上げているつもりです。ただし、常設というふうになってきますとなかなか難しいのかなということで、取っかえ引っかえできるものとなれば市のロビー等の活用とか、あるいは図書館というとなかなか難しいんでしょうけれども、不特定多数の方々がいっつも見られるような準備をする、そういったことも取り組みとしては大きく効果があるのではないかということも思ったから申しあげたところでもございました。

次に、市長のほうからも答弁がありました。ヒストリーロードとか、あるいはグリーンナリーロードとかアートロードとか、過去にこのことについて御質問したことがありましたけれども、これらについても市民の方たちが十分その内容を理解しているかどうかということについては大変な疑問を持ってございます。さらに、現在市内各所にある史跡などの注意標に加えて、わかりやすい説明板等を設置するというのも考えてはいかがかなというふうな思いを持っていただいております。

そんなことで、展示場については通年誰でもいっつも見られるような対応ができないものかということ、それから説明板という必要性をどのように捉えておられるかについて御見解を賜りたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 展示場につきましては、これからいろいろな観点から検討を加えて、よりよい展示の仕方などを考えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、市内にございます標柱の説明板の件でございますが、教育委員会が所管する文化遺産に係る標柱としては、昭和61年度から3カ年で実施した「ふるさと歴史百選」事業によりまして設置したものがございます。これは市民の投票をもとに、ふるさとのすぐれた文化遺産を100カ所選定いたしまして、地権者の御理解

と御協力のもと、100基の標柱を設置いたしまして、先人のすぐれた文化遺産を長く後世に伝えようとするものでございます。あわせて、「ふるさと歴史百選」の解説書を発刊いたしまして、市民の郷土の歴史に関する理解を深めることに大いに役立てていただいたものと思っております。

標柱に説明板を設置してはとの御意見であります。標柱のほかにはさらに広いスペースが必要であることや、土地所有者の理解を得なければならないこと、事業費などの課題も多いことなどから、今後これまでの解説書の改訂も含め、文化遺産の説明の仕方などを十分に研究させていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 今、各所で新しいまちづくりを進めている自治体が多くございますけれども、それらの中でいろいろな標柱を立てたり、あるいは文化財のみならずその地域のことを紹介するものがたくさん出ていますけれども、相当いろんな形で工夫をして、場所をとらない、あるいは石柱にはめ込む、いろんな方法をとっているようでございます。そんなことで、今教育長の話では検討を加えるということでもございますので、ぜひそういった事例なども参考にしながら、誰が来てもその地域がわかる、ものがわかる、歴史がわかる、そんな取り組みを進めていただければありがたいというふうに思います。

まちづくりは市と市民の主体的な努力が基本だと思います。地域づくりの第一歩は、歴史を知ることからスタートすることにより、地域愛が高まり、地域への愛が湧いてまいります。市民がまちをつくり、まちが市民をつくるのです。地元学、寒河江学を進め、寒河江人をつくるのが地方創生、寒河江創生に結びつくと考えています。

そんな中で、これは昭和63年に大江公入部800年祭の際に小学校の副読本的につくられた

冊子がございますけれども、これらも歴史を知る上では大変貴重なものかなと思いますし、タイムリーなものかと思えます。そんなことで、これらも宇井 啓先生たちが監修をしてくれていますけれども、これも地元を知るという意味では大変有効なものではないかと、寒河江人をつくるための大きな手だてになるのではないかというふうに思います。豊臣秀吉や徳川家康は歴史で習いますけれども、大江広元、親広は習いません、なかなか。そんなことで、地元学のすすめ、いろんな形で努力をされていることは存じていますし、いろんな講座がすぐ満杯になると好評なことも存じ上げております。そんなことでも、こんなものがあるんだと、寒河江ふるさとの歴史大江公物語、こんなことも取り組みの中に含まれたらよろしいのではないかということをお提案申し上げておきたいと思えます。

熊野神社、慈恩寺、寒河江八幡宮のほか、多くの史跡や田植え踊りや獅子舞など、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、民俗芸能も数多く、生活に根差した伝統行事も多くあります。さらに、臥龍太鼓などそれぞれの努力で歴史をつくってきた団体もありますが、後継者や経費などそれぞれが課題を背負っていると伺っています。多くの歴史的財産を保存・伝承するために、市指定文化財に限る寒河江市文化財保護条例のほか、例えば一つの例ですけれども慈恩寺保存条例のような文化財保護のための対策、ルールを定め、恒久的な財政支援を図るべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 御案内のとおり、地方自治体は文化財保護法及び条例に基づきまして、その区域内に存する重要な文化財の保存と活用に必要な措置を講ずることとなっております。本市においては、文化財保護法の規定に基づきまして、文化財保護の基本となる寒河江市文化財保

護条例を定め、市指定の有形無形文化財等の指定等について規定しているところであります。また、あわせまして文化財保護事業費補助金交付要綱というのを定めまして、文化財を管理及び修理、保存する事業を行う文化財の所有者等に対して補助金を交付し、文化財の保存と活用を図るための活動を支援しているところでございます。

なお、この補助金交付要綱では、法や条例の趣旨を踏まえまして、市内に存する文化財であれば国や県の指定であるか否かにかかわらず、これまでも補助対象としてきておりまして、今後とも国や県と連携しながら、財政支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○**國井輝明議長** 石山議員。

○**石山 忠議員** 補助金の交付要綱等でいろいろと文化財に対する支援はありますけれども、ここでは申しあげませんが額についてはなかなか厳しいものがあるというふうに理解をしております。そのために、他制度あるいは国県の制度等の活用について、いろいろと御支援あるいは御努力をされているということも存じ上げておりますけれども、それ以上地域の実情というのは大変厳しゅうございますので、いろいろと情報などを提供していただきながら、各文化団体の、あるいは文化施設、そういったものの継承・発展にこれまで以上の御支援を賜りたいというふうに要望申し上げます。

まとめとして、まとめるためには要点は3つ、3つしか覚えていないとは中坊元日弁連会長の話だそうです。寒河江には全国に誇るべき歴史資産がある、これが1つ目です。2つ目、寒河江の顔である寒河江駅を中心に文化力を高め、歴史のまちを打ち出す。3つ目、市と市民が連携して、まちを知る運動を進める。

日本文化、和の文化に国内のみならず世界の注目が集まっています。今をチャンスと捉え、

歴史のまちづくりに取り組まれることを望みまして、質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後1時20分

○國井輝明議長 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

平成27年6月5日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	11番	辻登代子	議員
12番	工藤吉雄	議員	13番	柏倉信一	議員
14番	木村寿太郎	議員	15番	内藤明	議員
16番	杉沼孝司	議員			

○欠席議員（1名）

10番 沖津一博 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草薙和男	教育長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 長事務局局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	局長 補佐	渡邊拓也	総務 係長

議事日程第4号 第2回定例会
平成27年6月5日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第42号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 2 議第43号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 3 議第44号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 4 議第45号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 5 議第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 6 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- 〃 7 議第48号 平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 請願第2号 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉における国会決議の厳守を求める請願
- 〃 9 請願第3号 TPP交渉に関する請願
- 〃 10 請願第4号 TPP交渉に関する国会決議の実現に関する請願
- 〃 11 請願第5号 雇用の安定を求める請願
- 〃 12 請願第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願
- 〃 13 請願第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る請願
- 〃 14 請願第8号 「戦争法」に反対する請願
- 〃 15 質疑
- 〃 16 予算特別委員会設置
- 〃 17 委員会付託
- 休憩
- 再開
- 〃 18 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分 ○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、10番沖津一博議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第1、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）から日程第14、請願第8号「戦争法」に反対する請願までの14案件を一括議題といたします。

質 疑

- 國井輝明議長** 日程第15、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。内藤議員。

- 内藤 明議員** 第7款の商工費の関係でお尋ねをしますが、具体的な内容について教えていただきたいと思っております。

- 國井輝明議長** 秋場商工振興課長。

- 秋場礼子商工振興課長** お答えいたします。

企業誘致推進事業の補助金に係る補正予算でございますけれども、株式会社マイスターが用地を取得いたしましたので、それに対する補助金を追加して計上したものでございます。

- 國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第43号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第44号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第45号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第48号平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第2号T P P（環太平洋経済連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第3号T P P交渉に関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第4号T P P交渉に関する国会決議の実現に関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第5号雇用の安定を求める請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第6号年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第8号「戦争法」に反対する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○**國井輝明議長** 日程第16、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第42号については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第17、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第45号、議第46号、議第47号、請願第2号、請願第3号、請願第4号、請願第5号、請願第8号
厚生文教常任委員会	議第43号、議第44号、議第48号、請願第6号、請願第7号
予算特別委員会	議第42号

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時55分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を再開します。

寒河江市議会予算特別委員会 正副委員長の互選結果報告について

○**國井輝明議長** 日程第18、寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

予算特別委員長、石山 忠議員、予算特別副委員長、佐藤耕治議員。以上でございます。

散 会 午前9時55分

○**國井輝明議長** 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

平成27年6月12日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第 5 号 第 2 回定例会
平成 27 年 6 月 12 日 (金) 予算特別委員会終了後開議

再 開

日程第 1 寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

(予算特別委員会付託関係)

日程第 2 議第 4 2 号 平成 27 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 1 号)
" 3 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 4 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

日程第 5 議第 4 5 号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
" 6 議第 4 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
" 7 議第 4 7 号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
" 8 請願第 2 号 TPP (環太平洋経済連携協定) 交渉における国会決議の厳守を求める請願
" 9 請願第 3 号 TPP 交渉に関する請願
" 10 請願第 4 号 TPP 交渉に関する国会決議の実現に関する請願
" 11 請願第 5 号 雇用の安定を求める請願
" 12 請願第 8 号 「戦争法」に反対する請願
" 13 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 14 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第 15 議第 4 3 号 平成 27 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
" 16 議第 4 4 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
" 17 議第 4 8 号 平成 26 年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定について
" 18 請願第 6 号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願
" 19 請願第 7 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2016 年度政府予算に係る請願
" 20 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 21 質疑・討論・採決

日程第 22 議会案第 3 号 TPP 交渉に関する意見書の提出について

" 23 議会案第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提

出について

日程第24 議案説明

〃 25 質疑・討論・採決

〃 26 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午後1時55分

○**國井輝明議長** ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** 本日の会議運営については、去る6月11日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、議会案第3号TPP交渉に関する意見書の提出について、議会案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての4案件であります。

追加案件の取り扱いについては、初めに日程第1で寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行うこととしました。さらに、日程第22、議会案第3号及び日程第23、議会案第4号を一括上程した後、日程第24で議案説明、日程第25で質疑・討論・採決を行い、日程第26で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることとしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告いたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

**寒河江市選挙管理委員会委員
及び補充員の選挙について**

○**國井輝明議長** 日程第1、寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、選挙の方法についてお諮りいたします。

寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の指名は、議長において行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

最初に、寒河江市選挙管理委員会委員を指名いたします。

寒河江市選挙管理委員会委員には、児玉憲司氏、昭和21年12月20日生まれ、寒河江市西根2丁目4番5号、尾形賢美氏、昭和23年7月12日生まれ、寒河江市大字日田523番地、秋場元氏、昭和25年1月28日生まれ、寒河江市仲谷地1丁目4番地の4、伊藤志保子氏、昭和26年12月26日生まれ、寒河江市小沼町126番地、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を寒河江市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました児玉憲司氏、尾形賢美氏、秋場元氏、伊藤志保子氏が

寒河江市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、寒河江市選挙管理委員会補充員を指名いたします。

寒河江市選挙管理委員会補充員には、荒木隆一氏、昭和22年8月10日生まれ、寒河江市大字柴橋979番地の7、軽部秀子氏、昭和22年10月1日生まれ、寒河江市大字白岩261番地、大泉啓子氏、昭和25年3月8日生まれ、寒河江市高田3丁目188番地、奥山健一氏、昭和29年8月25日生まれ、寒河江市大字白岩2458番地の2、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を寒河江市選挙管理委員会補充員の当選人と定め、補充の順位についてはただいま指名した順とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました荒木隆一氏、軽部秀子氏、大泉啓子氏、奥山健一氏、以上の方が寒河江市選挙管理委員会補充員に当選されました。

なお、その順位は指名を読み上げた順によることに決しました。

ただいま寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員に当選された方に対し、会議規則第32条第2項の規定により告知することにいたします。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第2、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第3、予算特別委員会の審

査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。石山予算特別委員長。

〔石山 忠予算特別委員長 登壇〕

○石山 忠予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）であります。

6月5日、委員15名中14名出席のもと委員会を開会し、議第42号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。議第42号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○國井輝明議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第42号平成27年度寒河江市一般会

計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○國井輝明議長 次に、日程第5、議第45号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第12、請願第8号「戦争法」に反対する請願までの8案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○國井輝明議長 日程第13、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。太田総務産業常任委員長。

〔太田芳彦総務産業常任委員長 登壇〕

○太田芳彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月5日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第45号、議第46号及び議第47号、並びに請願第2号から請願第5号まで及び請願8号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「汚泥棟を工事するに当たり、その期間中は汚泥処理がとまるということなのか。そのまま稼働しながら工事できるということなのか」との問いがあり、当局より「現在2台ある汚泥脱水機の1台を交換するということで考えておりますので、汚泥処理の運転はとめずに工事を進めていくこととなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号T P P（環太平洋経済連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める請願、請願第3号T P P交渉に関する請願、及び請願第4号T P P交渉に関する国会決議の実現に関する請願については、同様の趣旨の請願であるため、一括議題とすることをお諮りし、異議なく了承されたため、請願第2号、請願第3号及び請願第4号を一括議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「3つの請願があるわけですが、それぞれの団体から強い危機感を持って最終局面に向けてはしっかり国会決議を守って農業を守ってくるという趣旨だと思いますので、賛成をさせていただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、請願第2号、請願第3号及び請願第4号を一括して採決することをお諮りし、

異議なく了承されたため、一括採決とし、採決の結果、請願第2号、請願第3号及び請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号、請願第3号及び請願第4号が採択すべきものと決しましたので、請願第2号、請願第3号及び請願第4号に係る意見書について、請願第2号、請願第3号及び請願第4号の請願が同様の趣旨であることから、一つにまとめて提出することをお諮りし、異議なく了承されたため、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、請願第5号雇用の安定を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「残業代がゼロになって、結婚もできない、あるいは家庭をもつっていけないということがあれば、人口増にはつながらないと思います。また、事業主が金銭さえ出せば解雇できるという厳しい制度が国会の中で議論されていますが、地域雇用を促進する立場からも反対であり、この請願については賛成すべきだと思います」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第8号「戦争法」に反対する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市のすくすくさがえっこ宣言など、子供たちを生き生きと生み育て、社会に出すということに日夜奮闘している中で、そうした子供たちを戦場に追いやるようなこと、

また自衛隊がさらに危険な場所で防衛するための必要最小限の範囲を超えて戦争に加担するようなことに結果的になってしまつては大変なことになりますので、この請願には賛成すべきと思います」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

確認いたします。遠藤議員、何号について。(「請願第8号への賛成討論です」の声あり)

渡邊議員は何号について。(「請願第5号と請願第8号のそれぞれ賛成討論です」の声あり)

伊藤議員。(「請願第8号への反対討論です」の声あり)

阿部議員。(「請願第5号への反対討論です」の声あり)

それでは、討論に入ります。

初めに、請願第5号雇用の安定を求める請願について、渡邊議員の発言を許します。

[渡邊賢一議員 登壇]

○**渡邊賢一議員** まず、この労働法制改悪に向けて反対の請願が出されているわけですが、私は賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、人口減にストップをかけ、若者の定住促進、雇用創出や、ひと・まち・しごとの地方創生へのかけ声とは裏腹に、今政府は成

長戦略の名のもとに働く者の雇用を脅かすような労働者保護ルール改悪、解雇ルールや労働時間ルールなどの緩和でありますけれども、これを行おうとしているわけでありす。

職業を持つ9割が雇用労働者である雇用社会日本において、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことなど、決して許されるものではないと思っています。労働者保護を後退させ、格差社会をさらに拡大させるという、こうした動きについては断固反対すべきであり、その趣旨がこの請願に含まれているというふうに思っています。

次に、市民の方々、特に私と同じくらいの親御さんや、あるいは民間の会社で臨時社員で働いている方、就活している若者から御意見をいただきました。

まず1つは、正社員である程度の賃金が保障されないと将来の生活設計は立てられない、結婚や子供を産み育てるためにはきちんとした正社員、正職員が前提であつて、幾ら婚活イベントに來い來いと言われても、それは絶対無理というふうな声であります。

2つ目は、市の直営から指定管理者や独立行政法人、そうした民営化が進めば、残念ながら賃金が下がり、休みもなくなる、同じ職種で首都圏から地元に戻ってきたいんだけど、そうした条件では無理だというふうな声がありました。

3つ目、民間企業にはもっと公共事業をふやすべきだ、専門職の公務職場をもっとふやしてほしい、市役所の職員をたくさん募集してほしい、そうした声も出されているわけでありす。

1番から3番まで、これは全て雇用及び賃金、労働条件の確保が絶対条件ということでありす。

さて、6月2日の一般質問で、市長よりこれらに関連してバイオマス発電など持続可能な自然エネルギーの活用による企業誘致、育成、農

業分野への活用や雇用確保、市の職員の心身の健康を守るための労働安全衛生活動の充実や適正な人員配置と年次有給休暇など計画的な取得促進について前向きな御答弁がありました。これらの法案はこれに逆行するものだというふうに思います。

さて、それぞれの各論に入るわけですが、1つ目、いわゆる残業代ゼロで働かせ放題のホワイトカラー・エグゼンプションの法案です。現在、労働時間に関しては1日8時間以内、1週間40時間以内、それ以上働かせたら残業代を払うという基本的なルールがございます。しかし、今政府は多様で柔軟な働き方の名のもとに、一定年収以上の労働者をその労働時間ルールの対象外にする制度を導入しようとしているわけであり。このホワイトカラー・エグゼンプションと呼ばれる制度が仮に導入されるとなれば、対象となる労働者は労働時間に関する基本的かつ最低限のルールの保護さえ受けられなくなってしまいます。結果として、ただでさえ問題となっている長時間労働に拍車がかかる、また過重労働による精神疾患や過労自殺、過労死などがふえて、健康、安全を害する事態を招くことも火を見るより明らかであります。ホワイトカラー・エグゼンプションのような制度は絶対導入すべきではないというふうに思いますし、日本では毎年100名を超える方が過労死で亡くなっている、こうした現実を直視すれば、残業代ゼロ制度をつくり出すことなく、逆に長時間労働を抑制し、過労死ゼロを実現するための実効ある仕組みこそが必要だというふうに考えています。

また、昨年の通常国会において過労死防止に関する国の責務などを定めた過労死等防止対策推進法が成立しているわけでありまして、こうした立法府である国会の意思を政府は重く受けとめ、過労死防止に向けた長時間労働抑制策こそ実現すべきだというふうに思っています。

2つ目の解雇の金銭解決制度についてであります。

政府は、不当に首にされた労働者が裁判所に訴えて、解雇は無効だというふうな判決を勝ち取っても、その後会社がお金さえ払えば結局この労働者を首にできるという制度を導入しようとしているわけであり。こうした解雇の金銭解決制度が仮に導入されるとすれば、違法な解雇であっても労働者は職場に戻れないということになりますし、会社にとってはお金さえ払えば労働者をいつでも解雇できるというふうな制度になってしまう、会社は裁判で負けるリスクなどお構いなしに解雇を行うようになってしまふと、こうしたことがまかり通るような気がしてならないわけであり。

そのほか、関連してではありますけれども、限定正社員の問題であります。請願にはないわけですが、同様な限定正社員という制度において勤務場所や仕事の内容を限定して限定正社員になった場合、正社員なのにとても簡単に解雇できるような仕組みも出されておりますし、きょうのニュースにもありまして、労働者派遣法の改正法案の中でも派遣期間の制限を撤廃して、労働者の正社員採用の道がだんだん狭まるような、そうした労働者にとってはますます働きにくくなる、一方で事業主が使い捨て同様なことも可能になっていく法案が議論されているわけです。こうしたことも含めて、私は反対すべきだと思います。

結びとなりますけれども、雇用の確保と働きやすい職場の拡大こそが若者の定住化や地域活性化につながって、ひいては「夢集い 人・緑輝くさくらんぼの都市^{まち}」をつくることにつながっていくというふうに思います。残念ながら労働法制改悪によって働きにくくなる、働く権利が阻害されていくことになって、私たちが目指していくこの施政方針に合致していないということは明らかであります。改悪することに断固

反対するとともに、請願の趣旨に賛成をするものでございます。

以上、請願賛成の討論を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○**国井輝明議長** 次に、反対討論について阿部議員の発言を許します。

〔阿部 清議員 登壇〕

○**阿部 清議員** 私は、このたび議案として提出されている雇用の安定を求める請願第5号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

請願内に「労働法制を改悪し、雇いを不安定化させようとしている」とありますが、変革を求める多様な働き方を望む若者が多い現代社会の中でも、労働者派遣法の改正により派遣会社、派遣先の雇用責任が果たされていないために、雇用期間が30日以内のいわゆる日雇い派遣の原則禁止や、派遣会社のマージン率などの派遣料金が明示され、関係者への情報提供が義務化されました。また、労働者派遣契約の解除の際は、新たな就職先の確保や休業手当等の支払いに要する費用負担措置の義務化などを明記し、さらに法律の名称に派遣労働者の保護、雇用の安定を目的規定に明記しております。

一定の有期雇用の派遣労働者については、本人の希望により無期雇用への転換推進措置として無期雇用労働者として雇用する機会の提供、転換を推進するための教育訓練の実施などの措置をとることが含まれております。また、派遣労働者の賃金決定には派遣先労働者との均衡待遇の確保が派遣会社において義務化されました。

また、雇用対策にしましても、地域雇用対策については、地域仕事創造プランの推進として実践型地域雇用創造事業の拡充により、人口減少等に伴う雇用課題に対応するため、地域資源を活用した雇用の機会の創出と必要な人材の育成・確保を図る取り組み、それから若年者雇用対策については、正社員実現加速プロジェクト

の推進として総合的かつ体系的な若者雇用対策の充実に向けた法的整備や、非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善に取り組む事業者への支援等の拡充もなされております。

また、政府が月内に策定する新たな成長戦略の中には、所得や生産性向上のため、非正規労働者の正社員化による女性の活躍にもバックアップをしていることなどを含め、派遣労働者の保護と雇用の安定を図るための法改正でありますので、本請願の採択に反対であります。

以上です。

○**国井輝明議長** ここでもう一度確認させていただきます。

遠藤議員、請願8号については反対、賛成。（「賛成です」の声あり）わかりました。

それでは、請願第8号について、初めに賛成討論について遠藤議員の発言を許します。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○**遠藤智与子議員** 私は、請願第8号「戦争法」に反対する請願について賛成の立場で討論いたします。

2015年5月20日の国会党首討論を見て、私は耳を疑いました。日本共産党志位委員長の「ポツダム宣言に明記されている過去の日本の戦争は間違った戦争だったという認識はありますか」という質問に対して、安倍首相は「私はまだその部分をつまびらかに読んでいないので承知しておりません。論評は差し控えたい」と述べたのです。議場が波のようにざわつきました。「戦後レジームからの脱却」を唱える首相が、戦後世界の出発点となった宣言すら読んでいないと公言したことに、衝撃が広がった瞬間です。

今進めようとする集団的自衛権の行使とは、日本への武力攻撃がなくても米国が世界のどこであれ戦争に乗り出した際に、その戦争に自衛隊を参戦させるものです。「日本の戦争の善悪の判断もできない総理に、米国の戦争の善悪の判断ができるはずがない。戦争法案を出す資格

はありません」とさらに迫った志位委員長の言葉に、「そのとおり」と共感の声を発したのは私だけではなく、全国での反響はインターネット上でも話題の記事、その1位になったほどです。

戦争法案は新しく制定を目指す一法案、国際平和支援法案と、現行10法の一括改定案で構成されています。この法案には3つの大きな問題があります。1つは後方支援です。これは国際的には兵たんと呼ばれ、1999年の国会質問で政府は戦時国際法上軍事攻撃の目標になることを認めています。米国がアフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争に乗り出した際、自衛隊がこれまで戦闘地域とされた場所まで行って米軍などに弾薬補給などの軍事支援、つまり後方支援をするということは、非戦闘地域に限るというこれまでの歯どめを取り払って、世界のどこでも自衛隊を派兵できる仕組みにすることです。こうなると、自衛隊が相手側から現実には攻撃され、応戦し、殺し殺される危険が決定的に高まることは明らかです。

2つは、PKO国連平和維持活動法改定案の問題です。同案は形式上停戦合意があっても実際には戦乱が続いている地域で自衛隊による治安維持活動を可能にしていることです。2001年から14年の間、アフガニスタンに展開した国際治安支援部隊ISAFは、米軍など各国軍で構成し、治安維持が主任務でしたが、実際には米軍主導の対テロ掃討作戦と混然一体となり、約3,500人が戦死いたしました。こんな活動まで参加すれば、ここでも自衛隊が殺し殺される戦闘に加わることになりかねません。

そして3つには、武力攻撃事態法などを改定し、日本がどこからも攻撃されていないのに集団的自衛権を発動して米国の戦争に参戦させようとしていることです。「国連に加盟してから今日まで、日本政府が米国の武力行使に国際法上違法な武力行使として反対したことが一度で

もあるか」との志位委員長の質問に、安倍首相は「反対したことはない」と答弁しています。こんな政府では、米国が無法な戦争に乗り出しても、言われるままに集団的自衛権を発動しかねません。

小説「小さいうち」で直木賞を受賞した作家の中島京子さんは、「今、「平和」や「安全」ほどひどい扱いを受けている言葉はありません。戦争をする口実に「積極的平和主義」とか「平和安全法制」とか、ジョージ・オーウェルの小説「1984年」の独対体制「ビッグ・ブラザー」の有名な標語「戦争は平和なり」そっくりです」と語っています。今国会に提出された国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の2法案は、まさしく「平和は戦争なり」と言うべき、私たち国民の命をないがしろにする憲法違反そのものであり、制定を断念すべきと考えます。

どうか皆さん、いつの時代でも戦争は起きるものだど手をこまねていることは、私たち議員の力をみずから否定しているに等しい行為だと言わざるを得ません。この請願第8号にこぞって賛成していただき、地方から「戦争反対。若者を戦場に送るな」の声を御一緒に発信していこうではありませんか。このことを心から呼びかけまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○**国井輝明議長** 次に、反対討論について伊藤議員の発言を許します。

〔伊藤正彦議員 登壇〕

○**伊藤正彦議員** 私は、今回の請願第8号「戦争法」に反対する請願への反対討論をさせていただきます。

今回提出されております法案につきましては、自衛のための措置を無制限に認めているというのではなく、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない

措置として初めて容認されるものというふうに言っており、そのことは当然でありまして、他国に与えられた武力攻撃を阻止することで、その内容とするいわゆる集団的自衛権の行使というものは憲法上許されないというのは当然だというふうに説明をしております。

昨今の国際情勢を見ても、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威により、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けております。これらの状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては我が国の存立を脅かすことも現実的に起こり得る世の中になっていることも事実です。諸外国の核開発あるいはミサイル開発を考えてみてもそうです。そういった基本的考えのもとに、今回の法案を政府は提出しているわけです。

今回の請願の内容を見ても、まず1つはこれまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を米軍等の求めに応じて自由に行使できるようにするものというふうにありますけれども、今述べました基本的考え方からもわかるとおり、自国防衛の目的というものを逸脱するものではありません。他国を防衛するための武力行使、それ自体を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどめるものというものです。したがって、他国を防衛するための武力行使ではなく、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限の自衛の措置にとどまるものであるとしているわけです。また、自衛権行使の新3要件というものを明確に示して、しっかりと縛りをかけているわけで、自由に行使できるようにする内容の

ものではなく、戦争を準備するための戦争法案には当たらないと考えます。

2つ目に、「政府は長年にわたって憲法9条下において許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまるべきとして、集団的自衛権の行使や他国軍の武力使用との一体化を憲法違反としてきました」というふうに請願書にありますけれども、自衛権の行使として我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどめるために新3要件というものを定めて、しっかりと縛りをかけているわけです。

さきに述べましたように、他国を防衛するための武力行使ではなく、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置であり、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国に対する武力攻撃の排除、それ自体を目的とするものではなく、政府も憲法との論理的整合性、法的安定性は保たれている、違憲とは考えていないというように説明しております。

以上の理由から、私は今回の「戦争法」に反対する請願への反対討論といたします。

○**國井輝明議長** 次に、賛成討論について渡邊議員の発言を許します。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 社会民主党市民連合を代表し、「戦争法」に反対する請願の賛成討論を行ってまいります。

まず御報告ですが、けさ朝一番に市の議会事務局のほうに市の遺族会の会長さんが来られて、きょうの議会に向けての激励と、平和について訴えがございましたので、詳細はまた後日御報告いたしますけれども、御報告をさせていただきたいと思います。

まず初めに、政府は今国会に国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の2法案、今まさに国会で議論されているわけですがけれども、平和

と安全というのは全くの名ばかりで、今回の自衛隊法改正などを含めて10法案を一括したような議案も含めて出されているという、これはまさに憲法改悪に向けた暴走と言わざるを得ないというふうに思っています。

さて、去る6月5日は旧暦の端午の節句でありまして、市役所前には柴橋の渋谷さんの手染めのこいのぼりが悠々と青空を泳いでおりました。この日、総務産業常任委員会でこの戦争法に反対する請願を多数決の結果不採択というふうになってしまったと。私はこの日、戦争法案2法案については明確に反対すべきであるという立場ですが、残念ながら戦争法に賛成の方が多数を占めたということ、しかも常任委員会では賛成の意見の理由もなく、聞くこともなく多数決が行われたということは、非常に憤りを禁じ得ませんでした。この日の夜は怒りとショックで眠れませんでした。

この法案が成立することになれば、日本は戦後70年間平和憲法のもと自衛隊の隊員一人の戦争犠牲者も出してこなかった歴史にピリオドを打つとともに、憲法9条の精神を根本からねじ曲げ、戦争のできる国へと大転換することになります。具体的には、市民の平和な暮らしを脅かし、戦争への道を突き進む、すくすく育った寒河江っ子たちを近い将来戦場に送るということになるからであります。

その理由をさらに述べたいと思います。

本市の歴史とこれまでの歩みということであれば、本市は戦後40年の節目を前に平和都市宣言を制定し、1984年当時からの30年間、さまざまな形で平和行政を推進してこられました。武田市長時代のこの年以降に植樹した桜の丘の桜もその記念樹的な財産でありまして、平和な地域社会の象徴、いわばシンボルツリーとして市民に愛されてきました。昨年、市制60周年のツツジの記念植樹も相通ずるものがあると思いますけれども、また毎年大みそかに打ち上げら

れる慈恩寺の花火も、全世界の恒久平和の願いを込めたものであり、平和を愛する市民の心に響いているわけであります。

また、最近では民間の調査機関である地域生活ガイド．comという会社で調査したところ、本市は住みたいまちランキング、東北では第3位、全国でも89位という上位にランクされているくらい注目されているわけであります。こうした努力を無にすることになるからであります。

また、昨年の6月議会で遠藤議員の質問に対し、佐藤市長が御答弁されておりました。その中で御紹介していただきましたけれども、私の地元で、かつ母校でもある西根小学校と県立寒河江高等学校のこれまでの実績でございます。まず12年前、西根小学校創立100周年のときは、息子のPTA学年委員長でもありまして、地域の方々と貴重な昔話をお話しされ、これを拝聴し、戦前戦後の動きも編さん、記録する形で、多くの方々の御協力によって100周年の記念誌を発刊することができたというふうに思っています。

また、9年前、県立寒河江高等学校の修学旅行の訪問地の選択で、研修先が原爆投下の爆心地広島に決定するときも、ちょうど娘のPTAの学年委員長でありましたので、保護者の御意見をまとめさせていただきました。

そうした学校や地域におけるさまざまな取り組みの積み上げによって、子供たちへ生きた平和教育が行われてきたと確信しているわけであります。

この間、学習指導要綱の道徳教育における愛国心のみならず、敗戦後に多くの先人たちの犠牲や血のにじむ苦勞により奇跡的に経済発展を遂げてきたことや、世界の国々と仲よくして、本市ではさくらんぼを通じてトルコのギレスン市初め、隣国韓国の安東市など姉妹都市の盟約締結など、平和友好のきずなが育まれてきたのだと実感しているわけであります。

戦後70年の節目に戦争法に賛成することは、私は子や孫に取り返しのつかないことをする大罪であると思います。むしろ戦争の過ちや悲劇を二度と繰り返さないため、戦争体験者から史実をお聞きしながら、小学生や中学生、そしてこれから18歳で参政権を得ることになる高校生向けに丁寧に語り継ぐことがますます重要になってきていると思うのであります。

これは90歳を超える大先輩から拝聴したことです。突然の空襲により逃げ場を失ったり、近くの山に防空壕を掘って、命からがら逃げたことや、長岡山が食料確保のために大根畑になったことや、アカマツの松やにをゼロ戦の燃料にしたことなど、後世に語り継ぐことが戦争で命を落とされた先人への供養でもあるというふうに思います。さきの大戦の惨禍におけるとうとい犠牲の上に、日本国民は憲法前文で政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意すると宣言しています。そして、憲法第9条で政府に戦争を起こすことを禁止し、戦場において誰も死なず、誰も殺さない70年の歴史をこれまで歩んできたわけであります。今この憲法の平和主義の原則を変える必要は何もないというふうに思っております。

また、6月4日の衆議院憲法審査会におきまして、3人の与野党選出の参考人、憲法学者から全て今回の集団的自衛権の行使容認、武力で他国を守るというような行為は違憲だと断じたことで、まさにこの法案の根幹が揺らいでいることは明らかであります。憲法学者、6月3日の集会で声明を発表しているわけですが、170人を超える多くの学者、最近では200名を超えと言われておりますけれども、こうした皆さんが憲法上多くの問題点をはらむ安保関連法案を国会は速やかに廃案にするということを求めているわけであります。

さて、先ほど伊藤議員の反対討論の中で、個別的自衛権と集団的自衛権を曖昧にし、また集

团的自衛権を矮小化して発言されたことについては、私は違うというふうに思っています。さらに、自衛隊員がこれまでPKO活動など海外派遣されて、5年間で毎年11名、5年間で54名の自殺者が出ていることもニュースで報道されておりまして、そうした面からも本当に生きて帰ってきてもメンタル面でそうした状況になっているという、そういう厳しいことを私は訴えたいというふうに思います。

議員の皆さん、改めてこの戦争法案の廃案、そして昨年7月1日の閣議決定及び新日米ガイドラインの撤回こそが寒河江市民の声であります。戦争体験者の叫びでもあります。このことを強く訴えさせていただきたいと思っております。「夢集い 人・緑輝くさくらんぼの都市」に全然そぐわないこの戦争法については廃案にするこの請願に賛成を訴えて、以上で終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○**國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第45号、請願第5号及び請願第8号を除く議第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について、請願第2号TPP（環太平洋経済連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める請願、請願第3号TPP交渉に関する請願、請願第4号TPP交渉に関する国会決議の実現に関する請願の5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告は、いずれも可決及び採択であります。

5案件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第46号、議第47号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号の5案件は原案のとおり可決及び採択されました。

次に、議第45号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第5号雇用の安定を求める請願について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は、原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第8号「戦争法」に反対する請願について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は、原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立少数であります。

よって、請願第8号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 次に、日程第15、議第43号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)から日程第19、請願第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る請願までの5案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の審査 の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第20、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。遠藤厚生文教常任委員長。

〔遠藤智与子厚生文教常任委員長 登壇〕

○**遠藤智与子厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月5日、委員7名出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第43号、議第44号、議第48号、請願第6号及び請願第7号の5案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上初めに議第48号の審査を行い、その後に議第43号、議第44号、請願第6号、請願第7号の順に審査を行うこととお諮りし、異議なく了承されました。

順を追って、審査の内容を申しあげます。

初めに、議第48号平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「西村山地区視聴覚教育協議会はどのような理由で廃止されたのか」との問いがあり、当局より「視聴覚関係の機材等の価格が低廉化し、比較的安価に手に入るということで、高価な機材等の共同購入、共同利用という協議会設立時の役割が終了したものと判断し、廃止となったものです」との答弁がありました。

委員より「現在、教材は視聴覚教育のためにそれぞれの学校や地域で使われているのか」との問いがあり、当局より「今年度から寒河江市に移管していただいた機材等については従来どおり西村山管内の団体にお貸ししています」との答弁がありました。

委員より「その機材を借りるときの費用はかかるのか」との問いがあり、当局より「貸し出しについては無料です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第43号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国保会計に1,000万円入ると給付基金の積立金は幾らになるか」との問いがあり、当局より「27年度末の給付基金残高は1,209万8,000円となる見込みです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「GPIFに対しての運用、基本ポートフォリオの見直しからすれば、リスク性が高く、今後の年金に責任を持たなくてはならないということからすれば、リスク性を高めることはあってはならず、願意妥当であり、採択すべき」との意見がありました。

委員より「安全性は必要だが、資産をふやせ

るときにふやさないと後で年金の支給が困難になる。リスクはとりながらも効率的な運用をすべきであって、願意は妥当ではない」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「教育は国の責任に基づいて行われるべきだという考え方からすれば、国庫負担をふやすのは当然であり、採択すべき」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、質疑に入りましたが、御報告する質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第6号を除く議第43号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第44号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について、議第48号平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定について及び請願第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る請願の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告は、いずれも可決、認定及び採択であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号、議第44号、議第48号及び請願第7号の4案件は原案のとおり可決、認定及び採択されました。

次に、請願第6号年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は、原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第22、議会議案第3号TPP交渉に関する意見書の提出について、及び日程第23、議会議案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを一括議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第24、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第3号及び議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

まず、議会議案第3号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会議案第4号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより、議会議案第3号TPP交渉に関する意見書の提出について、及び議会議案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号及び議会議案第4号は原

案のとおり可決されました。

**常任委員会及び議会運営
委員会の閉会中における
委員会調査申出並びに委
員派遣承認要求について**

○**國井輝明議長** 次に、日程第26、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午後3時11分

○**國井輝明議長** これにて平成27年第2回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成27年6月5日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
11番	辻		登	代子	委員	12番	工	藤	吉	雄	委員
13番	柏	倉	信	一	委員	14番	木	村	寿	太郎	委員
15番	内	藤		明	委員	16番	杉	沼	孝	司	委員

○欠席委員（1名）

10番 沖 津 一 博 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創成 課長
宮川徹	財政課長	芳賀弘明	建設管理課長
秋場礼子	商工振興課長	阿部藤彦	健康福祉課長
佐藤浩之	高齢者支援課長	荒木信行	生涯学習課長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

予算特別委員会議事日程第1号 第2回定例会
平成27年6月5日(金) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選について
" 2 議第42号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
" 3 議案説明
" 4 質疑
" 5 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時39分

- 丹野敏幸事務局長 初めての予算特別委員会です。委員会条例第10条第2項の規定により、年長の木村寿太郎委員に臨時委員長をお願いいたします。
- 木村寿太郎臨時委員長 おはようございます。初めての予算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間御協力をお願いいたします。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会予算特別委員会 正副委員長の互選について

- 木村寿太郎臨時委員長 日程第1、寒河江市議

会予算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には石山 忠委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には石山 忠委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

- 石山 忠委員長 おはようございます。

予算特別委員長に当選させていただきました石山と申します。

議員各位及び市長初め執行部の皆様方の御協力を得まして、職責を全うしたいというふうに

思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

それでは、私から副委員長には佐藤耕治委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には佐藤耕治委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

○佐藤耕治副委員長 本日、予算特別副委員長を命ぜられました佐藤耕治です。

委員長を補佐し、一生懸命取り組んでまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議案上程

○石山 忠委員長 日程第2、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案説明

○石山 忠委員長 日程第3、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○石山 忠委員長 日程第4、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

初めに、議第42号第1表中歳入全部について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款及び歳出第3款について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款から歳出第10款までについて質疑はありますか。内藤委員。

○内藤 明委員 歳出第7款の関係でお尋ねをします。

先ほど本会議でもお尋ねしたんですが、株式会社マイスターというようなことでのお話がございました。それで、業務内容についておわかりになればお知らせいただきたいと思います。

○石山 忠委員長 秋場商工振興課長。

○秋場礼子商工振興課長 株式会社マイスターは、機械加工、金属研削を行っている会社でございます。以上です。

○石山 忠委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第42号第2表について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○石山 忠委員長 日程第5、分科会分担付託で

あります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第42号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第7款、歳出第8款、第2表
厚生文教分科会	議第42号第1表中歳出第3款、歳出第10款

散 会 午前9時46分

○石山 忠委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成27年6月12日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	11番	辻 登 代 子	委員
12番	工 藤 吉 雄	委員	13番	柏 倉 信 一	委員
14番	木 村 寿 太 郎	委員	15番	内 藤 明	委員
16番	杉 沼 孝 司	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	丹 野 敏 晴 副 市 長
草 苺 和 男 教 育 長	菅 野 英 行 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
月 光 龍 弘 政策企画課長	伊 藤 耕 平 さがえ未来創成 課 長
宮 川 徹 財 政 課 長	芳 賀 弘 明 建設管理課長
秋 場 礼 子 商工振興課長	阿 部 藤 彦 健康福祉課長
佐 藤 浩 之 高齢者支援課長	荒 木 信 行 生涯学習課長

○事務局職員出席者

丹 野 敏 幸 事 務 局 長	佐 藤 肇 局 長 補 佐
山 田 良 一 局 長 補 佐	渡 邊 拓 也 総 務 係 長

予算特別委員会議事日程第2号 第2回定例会
平成27年6月12日(金) 午後1時30分開議

再開

- 日程第1 議第42号 平成27年度寒河江市一般会計予算補正予算(第1号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

総務産業分科会委員長報告

再開 午後1時30分

- 石山 忠委員長 御苦労さまです。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 石山 忠委員長 日程第1、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 石山 忠委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

- 石山 忠委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。太田総務産業分科会委員長。
〔太田芳彦総務産業分科会委員長 登壇〕

- 太田芳彦総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は6月5日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第7款、歳出第8款及び第2表であります。

それでは、順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「公民館助成の宝くじの件ですが、過去には助成になるまで最低でも4年かかると

のことでしたが、ここに来て島公民館、曙町公民館と続けて助成を受けており、市内で公民館を新しくしようという地域はどれくらいあるのか伺いたい」との問いがあり、当局より「本市で宝くじによるコミュニティー助成事業の対象となったのが23年度に高松公民館、24年度に島公民館、今回曙町公民館ということになりましたが、その他に希望されているのが箕輪地区と栄町と伺っております」との答弁がありました。

委員より「社会資本整備総合交付金は、財政的に豊かになると少なくなるのが通例でしょうが、本年度予定している金額は何%ぐらいなのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「当初予定では事業費の4割で、1,920万円ぐらいの予算を想定していましたが、資本整備総合交付金というのは基本的に枠で来るような形で、その中で本市で計画している事業に割り振るといったところがありますので、今回はそのうち1,220万円相当を中央工業団地の1号公園のほうに割り振ることで予算化したところです。実際の補助率は40%ほどでございます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「土木管理費で曙町公民館の敷地への通路の整備という説明でしたが、地権者が反対をしていると伺っておりますが、そういった

ところの同意は取りつけたのかお尋ねしたい」との問いがあり、当局より「以前そういった話もありましたが、町会長さんを通して全員の同意を得られたということで、今回公民館の建築に合わせて通路も舗装して整備することになっています」との答弁がありました。

委員より「公園費の中で、公園整備された後の施設管理がどういう形になるのか伺いたい」との問いがあり、当局より「中央工業団地内の協議会がありまして、そのこの団体の方から管理をしていただくことで管理の同意を事前に得まして整備を行ったところでございます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第42号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○石山 忠委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。遠藤厚生文教分科会委員長。

〔遠藤智与子厚生分科会委員長 登壇〕

○遠藤智与子厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を申しあげます。

本分科会は6月5日、委員7名出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳出第3款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「ペレットボイラーはどのように使われているのか」との問いがあり、当局より「冬は暖房として使い、通常は温泉を温めるために使っています」との答弁がありました。

委員より「ペレットボイラーを囲む柵は、どのような形の工事になるか」との問いがあり、当局より「金網のフェンスを取りつける工事になります」との答弁がありました。

委員より「国民健康保険特別会計への繰出金の関係だが、基金積立金の今の基準はどれくらいあればいいのか」との問いがあり、当局より「保険給付費等の1割で3億円ちょっとになります」との答弁がありました。

委員より「基金が1,200万円ぐらいでは厳しい状況ではないか。今後繰り出す予定はないのか」との問いがあり、当局より「今後は税収の確保、医療費の適正化に努め、幅広くいろいろな方法を検討し、あらゆる手段を講じて国保の安定運営に努めていきたい」との答弁がありました。

委員より「ジェネリック医薬品の使用は被保険者に通知するだけでなく、医療機関に対してお願いするということはできないか」との問いがあり、当局より「市内の医療機関だけでなく、国保連合会を通じ、医師会等へ広域的に働きかけていく方向で検討していきたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「公民館整備事業の宝くじ助成は、どのようになっているのか」との問いがあり、当局より「市から県を通し自治総合センターのほうに申請することになります。27年度の助成の実績は山形県内では3カ所と聞いており、そ

の1カ所に寒河江市の曙町町内会が入ったということです」との答弁がありました。

委員より「曙町のコミュニティーセンターの規模と総事業費は幾らになるか」との問いがあり、当局より「面積が平屋建てで、155.57平方メートル、事業費としてはおよそ3,150万円です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○石山 忠委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午後1時42分

○石山 忠委員長 以上をもって予算特別委員会
を閉会いたします。
御苦勞さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す
るために署名する。

予算特別委員会臨時委員長 木 村 寿太郎

予算特別委員会委員長 石 山 忠

